

# 自動車検査員研修資料

令和3年度版



四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

# 目 次

## 第一章 整備事業関係

|    |                                                                                            |    |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1  | STOP違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？<br>〔令和2年10月28日 報道発表資料〕                                     | 1  |
| 2  | 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて<br>〔令和2年10月29日 国自整第194号の2〕                                     | 4  |
| 3  | 事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施<br>〔令和2年10月30日 報道発表資料〕                                     | 7  |
| 4  | 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について<br>〔令和2年10月30日 国自安第110号の2・国自旅第261号の2・国自貨第54号の2・国自整第188号の2〕 | 22 |
| 5  | 事故の恐ろしさを知って！ 大型車の車輪脱落事故<br>〔令和2年12月15日 報道発表資料〕                                             | 36 |
| 6  | 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて<br>〔令和3年3月31日 報道発表資料〕                                                     | 38 |
| 7  | 自動車の点検及び整備に関する手引きの一部を改正する告示<br>〔令和3年3月31日 国土交通省告示第279号〕                                    | 39 |
| 8  | 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について<br>〔令和2年11月11日 国自整第197号の2〕                                    | 46 |
| 9  | 車両置場の有しない分解整備を行う事業場に係る電子制御装置の申請（変更）の取扱いについて<br>〔令和2年11月12日 国自整第206号の2〕                     | 49 |
| 10 | 冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました<br>〔令和3年1月26日 報道発表資料〕                                            | 51 |
| 11 | 指定自動車整備事業点検表について<br>〔令和3年3月31日 事務連絡〕                                                       | 52 |

## 第二章 検査業務関係

|   |                                                                              |    |
|---|------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 | 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）<br>〔令和2年3月31日 国自技第266号の3・国自整第348号の3〕 | 57 |
| 2 | 大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱いについて〔令和2年6月29日 国自整第79号の2〕        | 60 |
| 3 | 自動運転に対応した新たな検査手法を導入します！！<br>〔令和2年8月5日 報道発表資料〕                                | 64 |
| 4 | 運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について<br>〔令和2年8月25日 国自整第143号の3〕                           | 66 |
| 5 | 道路運送車両法施行規則等の一部改正について<br>〔令和2年9月1日 報道発表資料〕                                   | 69 |



|    |                                                                                                            |     |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 6  | 最高時速60キロメートル以下の軽自動車（高速自動車国道等において運行しないものであって、一定の寸法を超えない自動車）として型式指定を受けたものに対する安全確保の徹底について〔令和2年9月1日 国自基第75号の2〕 | 72  |
| 7  | 二輪自動車の灯火器等の取付けに関する国際基準を導入します<br>〔令和2年9月25日 報道発表資料〕                                                         | 73  |
| 8  | リコール改善措置済み車両に貼付している「統一的なリコールステッカー」が本年11月より廃止されます〔令和2年10月23日 報道発表資料〕                                        | 78  |
| 9  | 世界初！ 自動運転車（レベル3）の型式指定を行いました<br>〔令和2年11月11日 報道発表資料〕                                                         | 80  |
| 10 | ドライバーの居眠りや脇見を検知するドライバーモニタリングシステムのガイドラインを策定しました！〔令和2年12月11日 報道発表資料〕                                         | 85  |
| 11 | 主要なASV技術の概要及び自動運転関連用語の概説を公表<br>〔令和2年12月11日 報道発表資料〕                                                         | 87  |
| 12 | 「「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」の細部取扱いについて」の一部改正について<br>〔令和2年12月23日 国自審第1905号・国自整第243号・国自情第204号〕   | 89  |
| 13 | 自動運転技術に関する国際基準等を導入します<br>〔令和2年12月25日 報道発表資料〕                                                               | 93  |
| 14 | 「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」の一部改正について〔令和2年2月25日 国自基第128号の3・国自整第245号の3〕                        | 103 |
| 15 | 発炎筒の誤使用に注意！<br>〔令和3年2月17日 報道発表資料〕                                                                          | 106 |
| 16 | 車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します<br>〔令和3年3月9日 報道発表資料〕                                                    | 108 |
| 17 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための一時的な車両の改造に係る取扱いについて〔令和3年4月9日 国自整第8号の4〕                                            | 109 |
| 18 | 車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します<br>〔令和3年6月9日 報道発表資料〕                                                              | 112 |

### 第三章 実務の設問と解説

|   |                  |     |
|---|------------------|-----|
| 1 | 最近の自動車検査員教習の問題から | 118 |
|---|------------------|-----|

## 第四章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

|   |                                                |     |
|---|------------------------------------------------|-----|
| 1 | 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ                             | 124 |
| 2 | 審査事務規程の一部改正について（第33次改正）<br>〔令和2年12月15日 報道発表資料〕 | 127 |
| 3 | 審査事務規程の一部改正について（第34次改正）<br>〔令和2年12月25日 報道発表資料〕 | 128 |
| 4 | 審査事務規程の一部改正について（第35次改正）<br>〔令和3年3月29日 報道発表資料〕  | 130 |
| 5 | 新規検査等届出書の届出様式が変更になります                          | 132 |
| 6 | 並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります                        | 133 |
| 7 | 自動車技術総合機構からのお知らせ                               | 134 |

## 第五章 軽自動車検査協会関係

|   |                       |     |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | 軽自動車検査協会の業務等について      | 136 |
| 2 | 構内・検査コースの事故防止について     | 137 |
| 3 | お願い                   | 138 |
| 4 | 警告灯が点灯又は点滅している自動車について | 140 |
| 5 | 受検者の皆様へ               | 141 |
| 6 | すれ違い用前照灯の計測方法の変更について  | 144 |
| 7 | 検査の高度化機器の本格運用を行います    | 146 |
| 8 | 諸元測定した車両の写真撮影について     | 148 |
| 9 | 車両番号標取付け注意喚起について      | 149 |

|    |                         |     |
|----|-------------------------|-----|
| 10 | 申請案内サイトの公開について          | 150 |
| 11 | OCRの記載について              | 151 |
| 12 | 持込検査を受ける認証工場の皆様へ        | 152 |
| 13 | 軽自動車OSS開始のお知らせ          | 153 |
| 14 | 構内徐行運転にご協力ください          | 155 |
| 15 | 申請者の皆様へ                 | 156 |
| 16 | 次回自動車重量税額照会サービスへのアクセス方法 | 157 |

## 第六章 関連資料

|   |                                         |     |
|---|-----------------------------------------|-----|
| 1 | 景品表示法の概要について（消費者庁パンフレット「事例でわかる景品表示法」抜粋） | 159 |
|---|-----------------------------------------|-----|

令和2年10月28日

自動車局整備課

## STOP違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？ 特定整備を伴う車検や点検整備を依頼する際は、国の認証を受けた整備工場へ

認証工場以外で車検を受けた自動車ユーザーの5割が認証工場に依頼したと誤認しています。自動車ユーザーへの周知・啓発及び情報収集のため、アンケート調査を実施します。

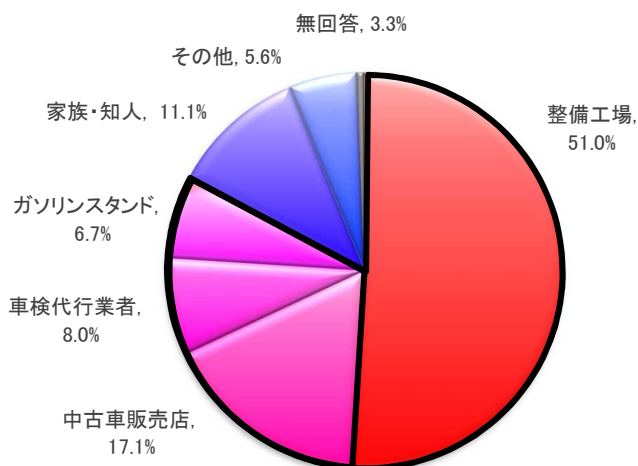
自動車ユーザーの多くは、車検や点検整備を「国の認証を受けた整備工場」（認証工場）へ委託しています。しかしながら、国の認証を受けないで「特定整備※」を違法に行う未認証事業者が存在し、これまでに、不適切な整備作業が行われた例や、実際には整備を行っていないにもかかわらず、行ったように装う例も報告されているところです。

未認証事業者による特定整備作業は、安全上の問題があるおそれもあることから、国土交通省では、車検時に未認証事業者が整備作業を行った可能性のある自動車ユーザーに対し、別紙により、未認証行為の違法性や認証工場の見分け方等を周知するとともに、その実態を把握するため、本年度においても自動車整備の委託先に関するアンケート調査を実施します。

※特定整備とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置等を取り外して行う整備又は改造及び自動運行装置、運行補助装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造

### ○「あなたは誰に対して車検を依頼しましたか？」に対するユーザーの回答（令和元年度調査結果）

- ・車検時に未認証事業者が点検整備を行った可能性のある自動車ユーザーに対してアンケートを実施



#### 結果・考察：

- ・全体の約8割が未認証事業者に依頼しており、違法に特定整備が行われている又は定期点検整備が確実に実施されていないおそれがある。
- ・約5割は、認証工場へ依頼したと誤認している可能性がある。

今年度は、令和2年6月から8月に車検を受検したユーザー約20万人を対象にアンケートを実施します。

#### 【問い合わせ先】

自動車局整備課 姉川、稲田

代表：03-5253-8111（内線 42428）、直通：03-5253-8600、FAX：03-5253-1639

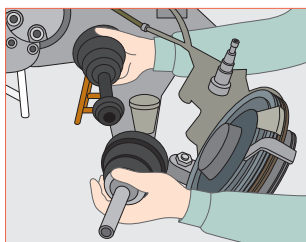
# STOP違法整備!!

## あなたのクルマは 違法に整備されていませんか?

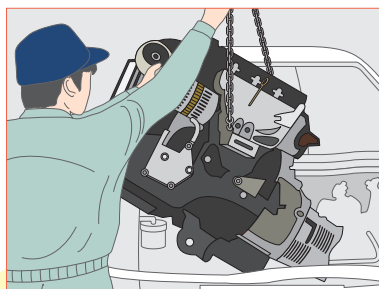


次のような装置の点検・整備(特定整備)は、国の認証を受けた工場에서만できます!

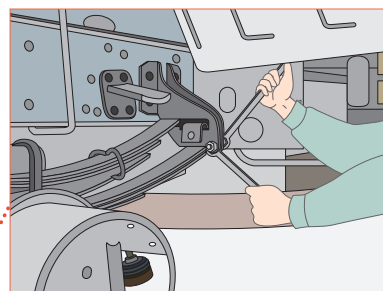
### 2 動力伝達装置 (ドライブシャフトなどの脱着)



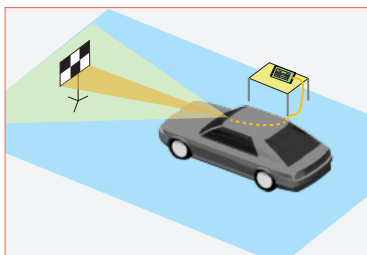
### 1 原動機 (エンジン脱着)



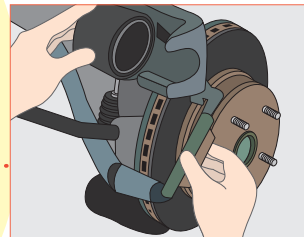
### 6 緩衝装置 (リーフスプリング脱着)



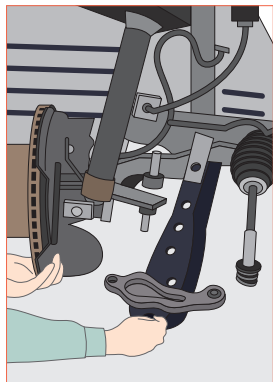
### 7 運行補助装置 (自動ブレーキ用カメラ の調整など)



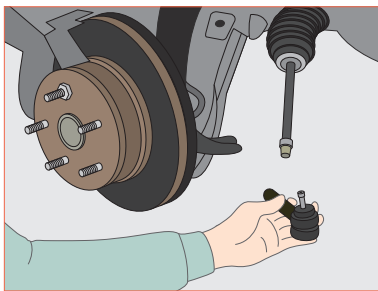
### 5 制動装置 (ブレーキパッドなどの交換)



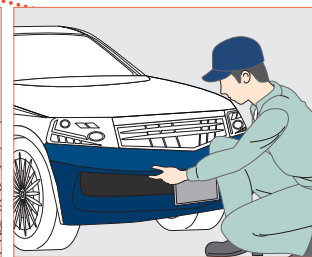
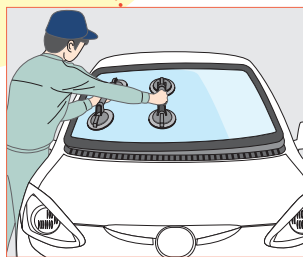
### 3 走行装置 (ロアアーム脱着)



### 4 かじ取り装置 (タイロッドエンド脱着)



### 7 運行補助装置 (自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている 窓ガラス・バンパーなどの脱着)



### 8 自動運行装置

(レベル3以上の自動運転を行うための  
装置に係る整備・改造)

## 未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けず、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条（認証）

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

道路運送車両法 第九十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十一）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者



# 特定整備を伴う車検や点検・整備は国の認証を受けた整備工場へ!!

ねえ、うちの車、そろそろ車検でしょう？最近、ブレーキの効きが気になるから、ブレーキもよく点検してほしいわ。



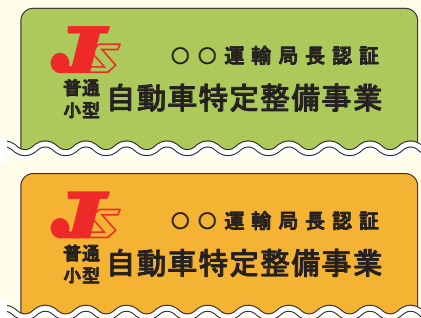
うん、いつもの整備工場に車検を頼んでみようかな。

**大丈夫？**

点検・整備する装置によっては国が認証した工場しかできないみたいよ。



認証整備工場の標識（例）



※「自動車分解整備事業」の標識もあります。

このような標識を持つ整備工場が国の認証を受けた工場だから、車検を頼むときに確認できるよ！



国の認証を受けた整備工場が分かるんだね。



特定整備を行うには国の認証が必要なんだね。

次の全てにチェックが入る業者・整備工場では、違法に特定整備が行われているおそれがありますので、最寄りの運輸局担当窓口へ情報提供をお願いします。

check

- ☐ 依頼した点検・整備作業がチラシ表面の **1** ～ **8** のどれかに該当するか
- ☐ 点検整備記録簿または特定整備記録簿に、「認証整備工場名」と「認証番号」の両方が記載されていない
- ☐ 依頼先の工場に上記のような標識が掲示されていない
- ☐ 車検証の備考欄中、「受検形態」が「使用者」又は「その他」と記載されている

## 車検証の備考欄をご確認ください。

### 【受検形態】

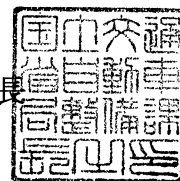
- 指定整備工場、認証整備工場  
国の認証を受けた整備工場によって車検が行われている場合です。
- 使用者  
自動車ユーザー本人が車検を受けた場合です。
- その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）  
上記以外の方が車検を受けた場合です。  
※ 違法に特定整備が行われている又は  
定期点検整備が確実に実施されていないおそれがあります。  
点検整備記録簿を確認してください。

- 北海道運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 011(290)2752
- 東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 022(791)7534  
(青森、岩手、福島、秋田、宮城、山形)
- 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 025(285)9155  
(新潟、富山、石川、長野)
- 関東運輸局自動車技術安全部整備課 …… 045(211)7254  
(東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨)
- 中部運輸局自動車技術安全部整備課 …… 052(952)8042
- 近畿運輸局自動車技術安全部整備課 …… 06(6949)6453  
(大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山)
- 中国運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 082(228)9142  
(広島、鳥取、島根、岡山、山口)
- 四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 087(802)6783  
(香川、徳島、愛媛、高知)
- 九州運輸局自動車技術安全部整備課 …… 092(472)2537  
(福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島)
- 沖縄総合事務局運輸部車両安全課 …… 098(866)1837

国自整第 194 号の 2  
令和 2 年 10 月 29 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第194号  
令和2年10月29日地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

## 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

事故や故障等により道路上等に停止する自動車（以下「路上故障車等」という。）によって、他の交通の妨げになり二次的な事故等につながるおそれがある場合には、当該自動車をその場から緊急的に退避させる必要がある。この場合において、当該自動車を必要最小限に移動させるために行う道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第3条各号に規定する装置の取外し、取付け又は運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更行為については、今般、下記のとおり整理したので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

## 記

1. 路上故障車等を必要最小限に移動させるために行う装置の取外し行為及び運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的としていないことから、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第49条第2項の「自動車の整備又は改造」に該当せず、同項の「特定整備」に該当しない。
2. 施行規則第3条各号に規定する装置の取外し行為を行った後の整備若しくは改造（取付け）については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的とする行為が含まれていることから「特定整備」に該当する。  
ただし、自動車特定整備事業者が路上故障車等を必要最小限の移動をさせるため、必要最小限の応急的な措置として特定整備を行った後に、当該事業者の事業場において、当該応急措置部分に付随する整備作業及び整備主任者によるできれば確認業務等が行われる場合にあっては、当該整備作業を前提とした一連の作業であることから、必要最小限の応急的な措置として行った特定整備については、事業場外の作業であっても、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」



(平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 126 号) 及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」(平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 127 号) によらず、行政処分の対象とはしないこととする。

令和2年10月30日  
自動車局整備課**事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施**

～ 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WGの検討結果を受けて ～

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、令和2年11月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

**1. 令和元年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況（詳細は、別紙1参照）**

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

- ・発生件数は112件（昨年比31件増加）
- ・冬期（10月～2月）に多く発生
- ・特に東北地区で多く発生
- ・車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- ・タイヤ交換作業が集中する11月に交換した車両の事故が多い
- ・車輪脱落箇所は左後輪に集中

**2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施**

国土交通省では、昨年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査検討ワーキンググループ」（座長：交通安全環境研究所伊藤紳一郎副部長）を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめ（別紙2）が決定されました。

国土交通省では、この中間とりまとめの決定を受けて、「令和2年度緊急対策（別紙3）」の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界の協力のもと、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【実施期間】令和2年11月1日～令和3年2月28日

**【主な実施項目】**

- ・運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- ・運送事業者による大型車の「ホイール・ナットの緩み」の総点検実施
- ・貨物運送事業者では、タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換作業実施
- ・トラックのホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検でのホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施

## &lt;添付資料&gt;

別紙1 令和元年度大型車の車輪脱落事故発生状況

別紙2 大型車の車輪脱落事故防止対策の方向性「中間とりまとめ」の概要

別紙3 大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」

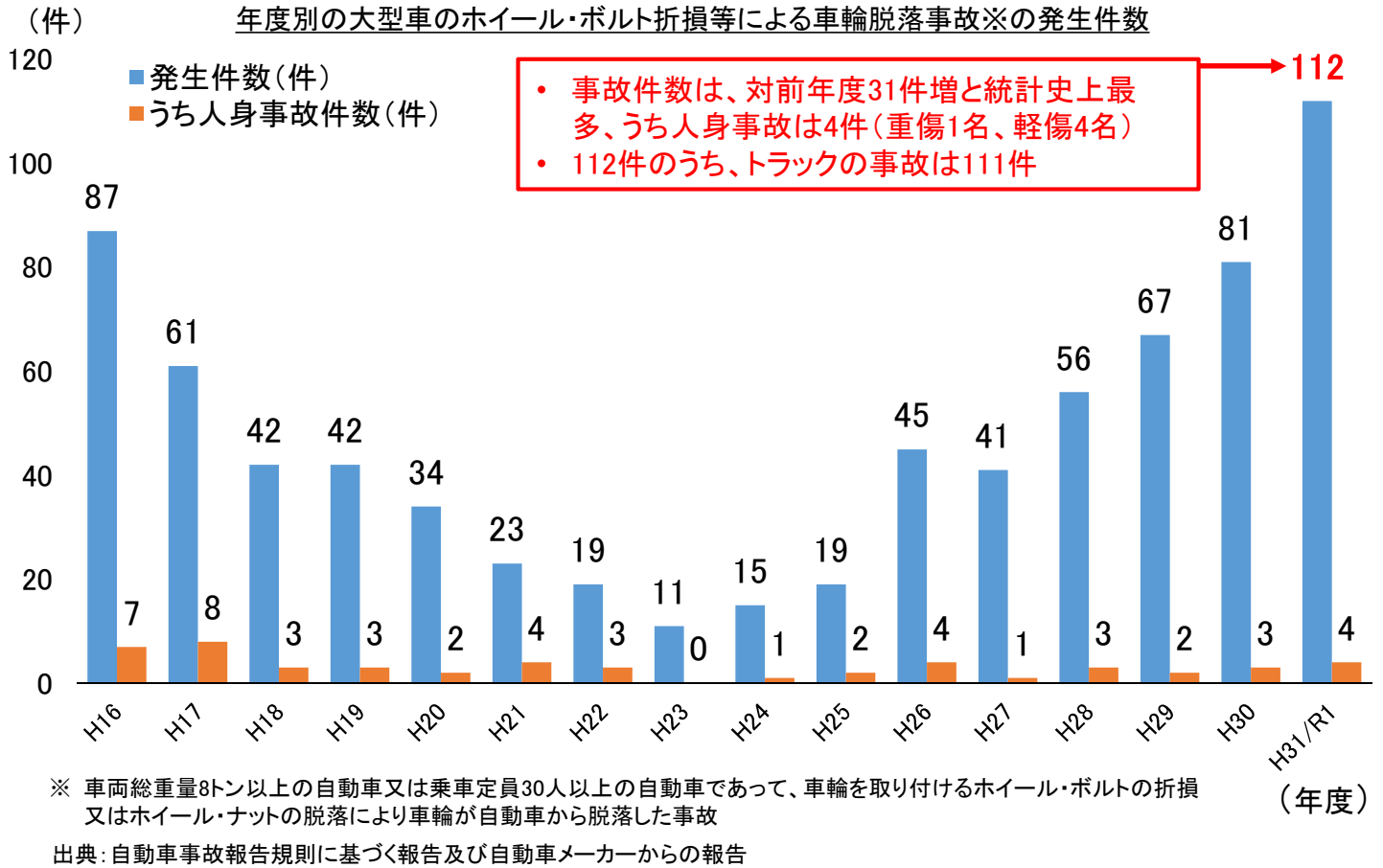
参 考 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（（一社）日本自動車工業会作成）

## &lt;問い合わせ先&gt;

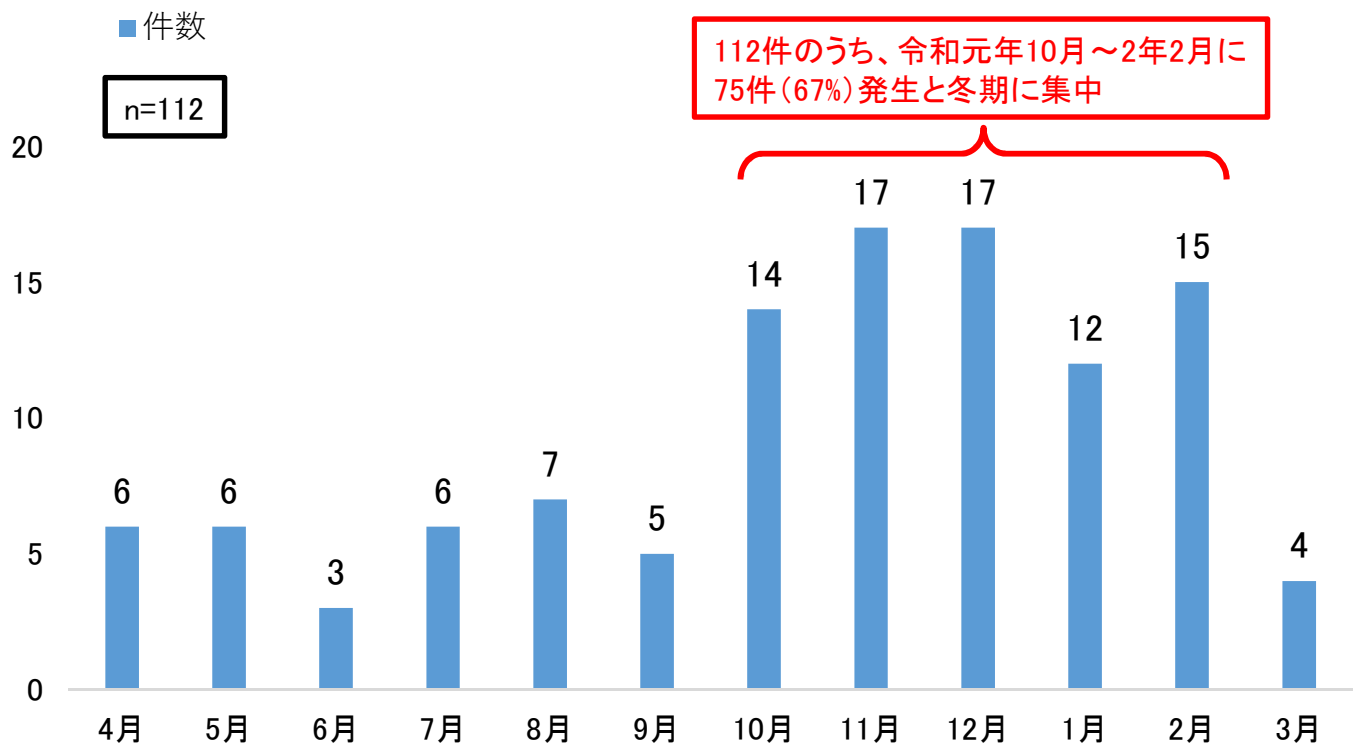
自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639

# 車輪脱落事故発生状況（令和元年度）【別紙1】

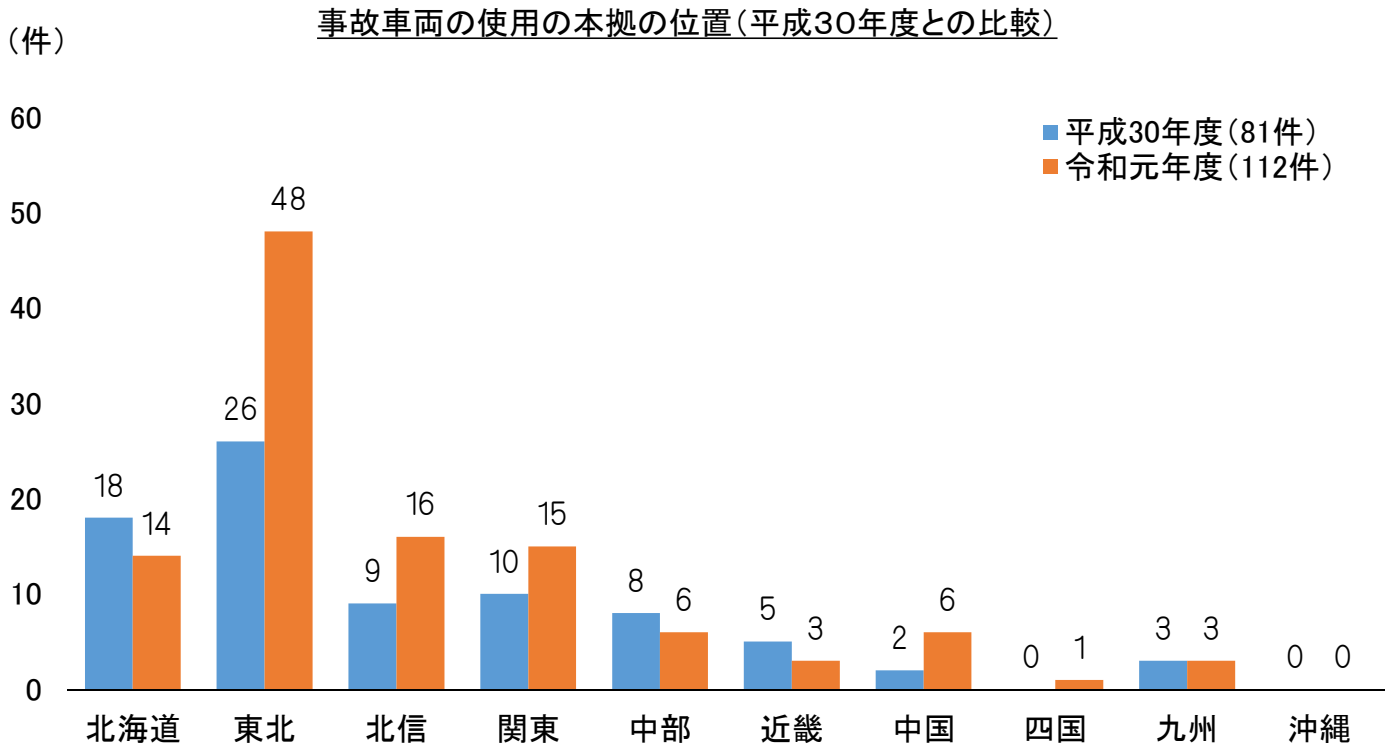


## 車輪脱落事故の月別発生件数



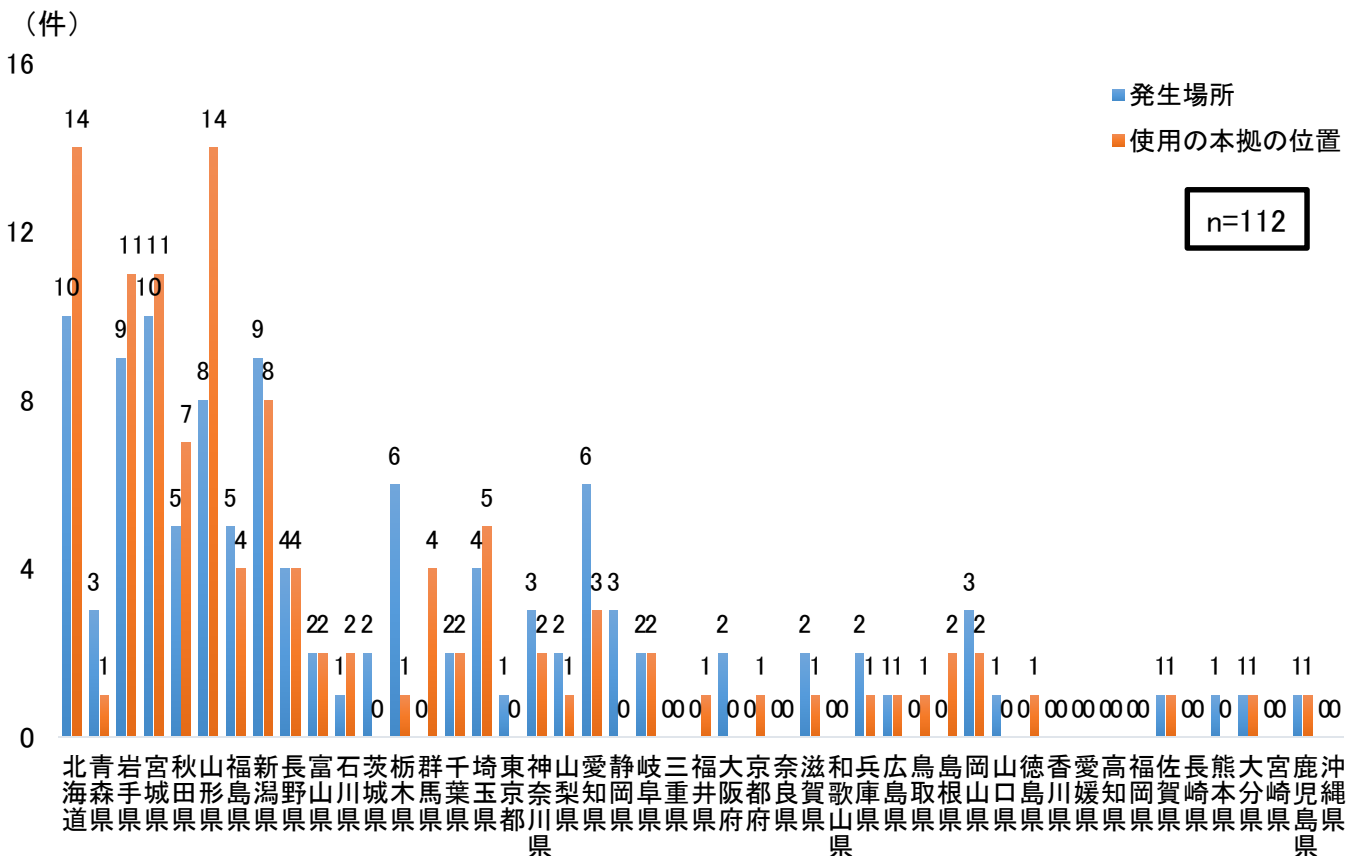
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 車輪脱落事故発生状況（令和元年度）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

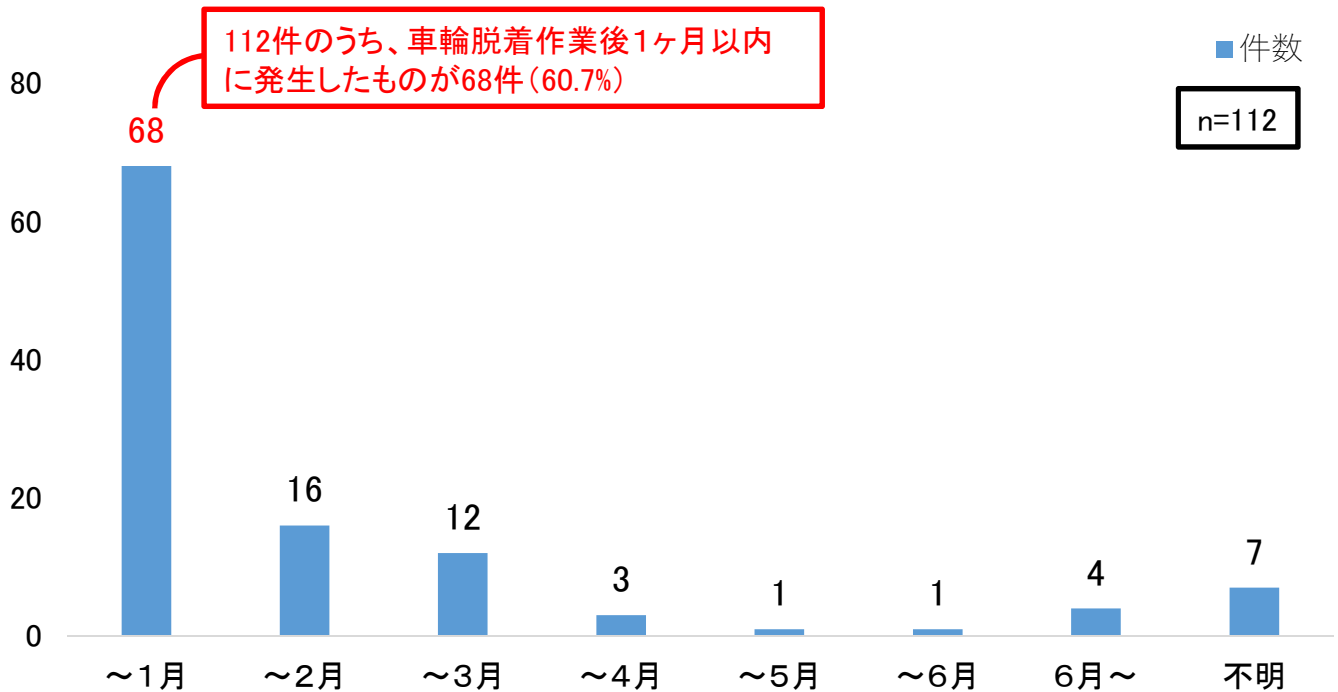
## 〔 参考 〕 事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置（都道府県別）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

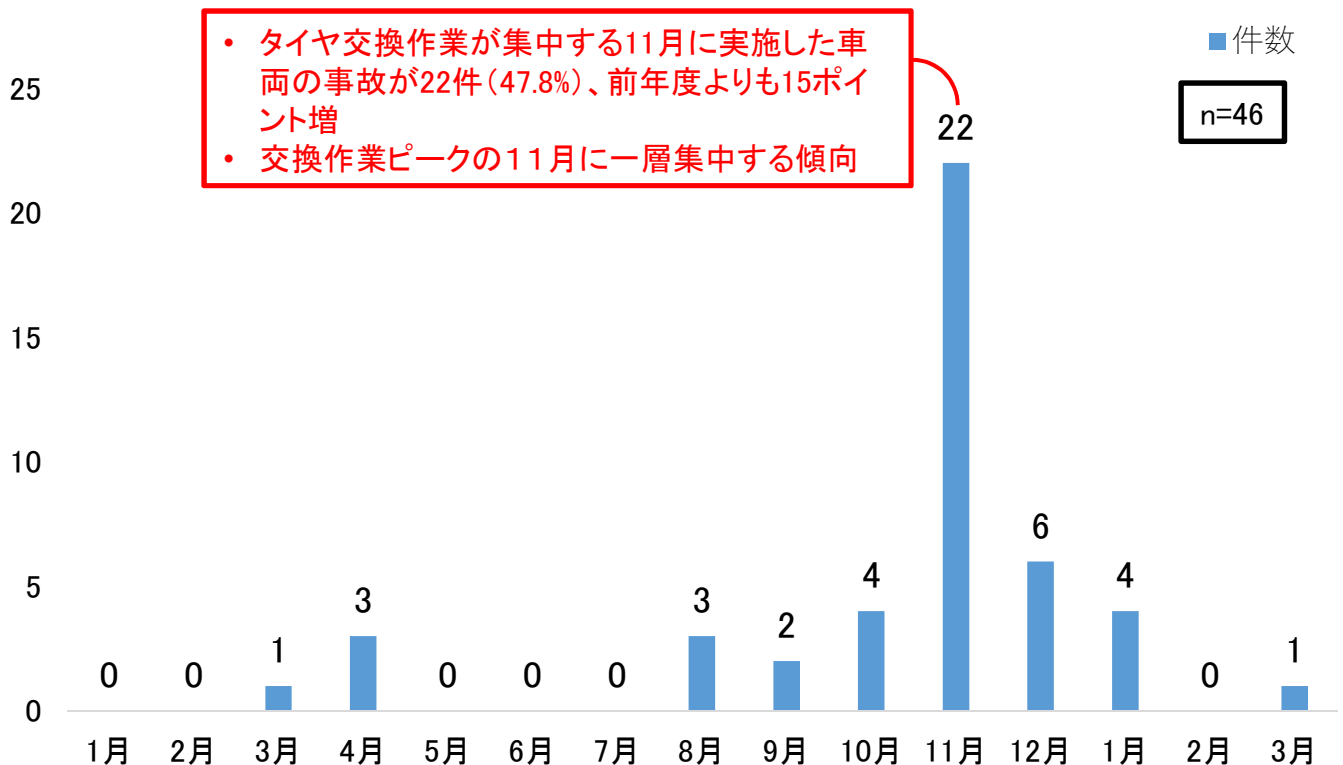
# 車輪脱落事故発生状況（令和元年度）

## 車輪脱着から脱輪発生までの期間



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

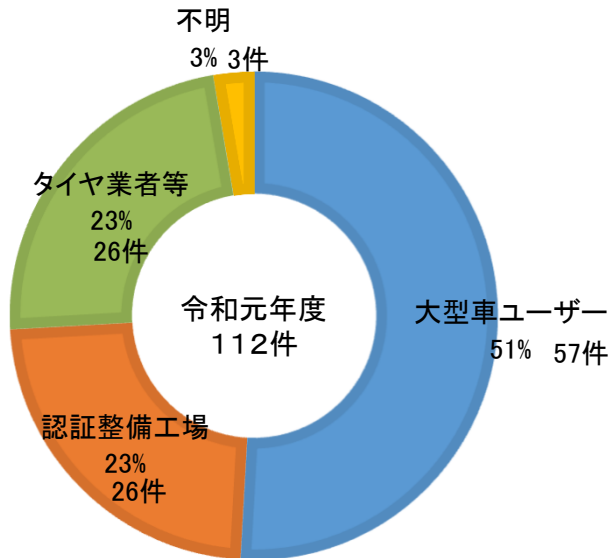
## 車輪脱落事故発生直前の3ヶ月以内に「タイヤ交換」を実施した車両の事故件数 (タイヤ交換実施月別)



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 車輪脱落事故発生状況（令和元年度）

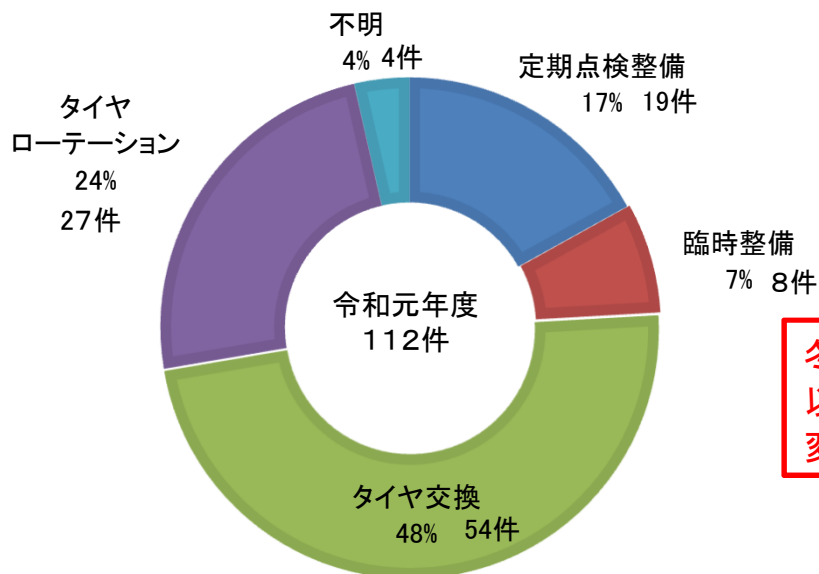
## タイヤ脱着作業実施者別



- 大型車ユーザーの交換が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## タイヤ脱着作業内容別

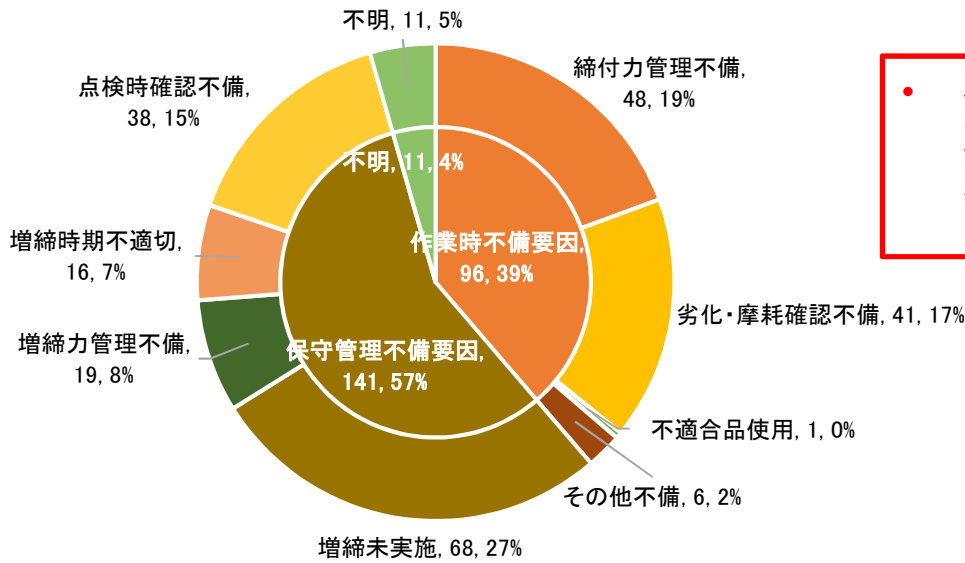


- 冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

- タイヤ交換
  - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
  - ・ 摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
  - ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

# 車輪脱落事故発生状況（令和元年度）

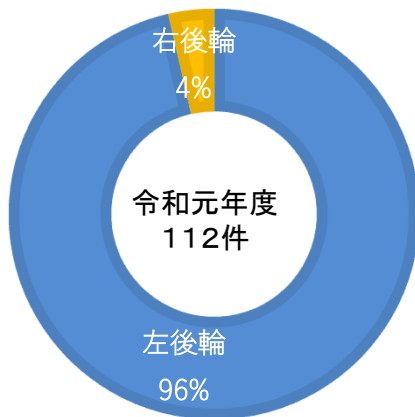
## 発生推定原因



- 不適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理の不備が主な要因となっている傾向に変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 事故発生車両の車輪脱落箇所



- 左後輪の集中は、前年度と傾向変化なし

### 左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
  - 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
  - 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
  - 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ報告書概要 －大型車の車輪脱落事故防止対策の方向性（中間とりまとめ）－

### 検討内容

依然として大型車車輪脱落事故の主要因となっている不適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理の不備に対して、更なる効果的な車輪脱落事故防止対策を検討・立案するために、以下の内容について検討した。

- ① 適切なタイヤ交換作業・保守管理が実施されない要因（使用者（事業者を含む）の使用環境の変化、点検整備方法の妥当性など）
- ② ①を踏まえた効果的な広報啓発方法
- ③ ①を踏まえたより実態にあった点検整備方法の検討
  - ・ 使用年数（新車・使用過程車）を考慮した締め付けトルクの管理方法
  - ・ ホイール締め付け方式（ISO・JIS）に適した点検整備方法
  - ・ トルクレンチ以外の工具での最善の増し締めの実施方法
  - ・トラック、バスの運行形態を踏まえた増し締めの実施時期
- ④ その他
  - ・ 運転者等に「点検時期」や「ホイール・ボルトの緩み」を警報する装置の実用化

### タイヤ交換作業等の実態調査結果

脱輪事故を起こしていない事業者のタイヤ交換作業等の実態を把握するため、アンケート形式による調査を実施。脱輪事故を起こした事業者の実態と比較分析したところ、以下の傾向が見られた。

- ・ 事故発生事業者は自社でのタイヤ交換作業が多いのに対し、事故未発生事業者は外注業者（タイヤ交換業者、整備工場）でのタイヤ交換が多い。
- ・ タイヤ交換作業時のホイール・ボルト、ホイール・ナットの劣化摩耗状況確認は、事故発生事業者の方が実施している割合は低い。
- ・ タイヤ交換作業時は、事故発生事業者及び事故未発生事業者のいずれも、規定されたトルクでホイール・ナットを締め付けしていない割合が多い。
- ・ 事故未発生事業者は増し締めを実施していない割合は低いものの、緩みがあれば実施している割合が高い。
- ・ 増し締め時は、事故未発生事業者の方が、規定されたトルクでホイール・ナットを締め付けしている実態が多い。

また、脱輪事故を起こしていない事業者での独自の事故防止対策を収集したところ、以下の取り組みが多く見られた。

- ・ タイヤ交換作業時の記録をとる。
- ・ ナットにマーカを引いて点検の目安にする。

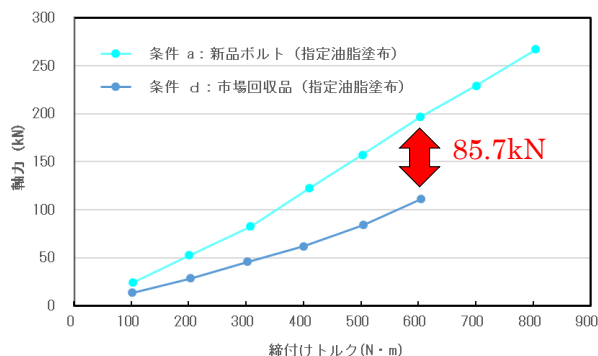
### 車輪脱輪の原因究明のための実証実験結果

締め付けトルクに対するボルト軸力特性試験（単品試験）及び走行環境を模擬したホイール保



持能力試験（走行試験）の結果から、以下のことがわかった。

- 単品試験で市場回収品のボルト、ナットに指定油脂を塗布した場合、錆除去前、錆除去後、のいずれも指定油塗布前に対して軸力が向上した。
- 単品試験で新品と市場回収品に指定油脂を塗布した場合、市場回収品は新品に対して約半分の軸力であった。（下図参照）
- 走行試験では、今回の試験条件、走行距離の範囲では軸力が低下したと言える結果は得られなかった。



### 事故防止対策の提案

#### ○ 緊急的対策（事故増加の早期抑止を図るためのもの）

- 適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理を確実に実施させるためタイヤ交換作業管理表を使用した記録・管理を整備管理者が実施
- ホイール・ナットの状態を確実に確認するための日常点検表の作成・使用
- ホイール・ナットへのマーキング、又は、市販化されているホイールナットマーカースを使用して、ホイール・ナットの緩み確認を強化
- 脱輪事故が多発する時期にあわせ、事故防止対策の推進を図るためのキャンペーンを実施

#### ○ 抜本的対策（制度化を主としたもの）

- ホイールの締結力に影響のあるホイール・ボルト、ナットを極力排除するため交換目安の例示の規定化を検討
- 適切なタイヤ交換作業を実施させるため大型車のタイヤ交換手順の規定化を検討
- 適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理を実施させるためタイヤ交換作業管理表の記録、整備管理者による管理を義務づけることの制度化を検討
- 社内での事故防止対策の浸透を図るための教育の実施、理解度把握を整備管理者の権限であることの明確化を検討
- 整備管理者に対するタイヤ交換作業の管理能力確保のための技能講習受講の制度化を検討

### 引き続き検討すべき課題

- 脱輪の要因を究明するための検証方法の検討
- 作業者のヒューマンエラーを前提としたハード対策の検討
- 車輪脱落事故の継続監視と発生状況に適応した対策の検討

## 別紙 3

## 大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」

## 1. 国土交通省実施事項

## (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知徹底を図る。

## (2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.（1）及び（2）の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする事業者は、令和元年度を優先に過去3年間（平成29年度以降）に車輪脱落事故を発生させた運送事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は、連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう運送事業者へ要請する。

## (3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局又は各運輸支局等は、上記（1）及び（2）の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

## 2. 連絡会構成団体共通実施事項

## (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

3. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

(1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下会員に対して、周知徹底する。

- ① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
  - ・ 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
  - ・ 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に点検すること。
- ③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

(2) 依然として、貨物自動車運送事業者において、自社でタイヤ交換作業を行った車両による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して、周知徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。
- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。
- ③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト

付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」を確実に行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、市販化されているホイールナットマーカを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請されるホイール・ナットの緩みの総点検の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

### ● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締め付け力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪については、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日常点検を重点的に実施すること。

### ● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を周知する。なお、タイヤメーカーにあつては、自社販売の流通経路を活用して、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントについて周知すること。特に、増し締めの必要性や脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、ホイール・ナットへのマーキングの施工依頼があった場合には、これに協力すること。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法やトルクレンチは定期的な校正が必要であることを購入者に説明を徹底するよう周知すること。

**4. キャンペーンの実施**

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和2年11月から令和3年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

**5. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施**

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。

- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカーによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
2. タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めの実施
3. 日常（運行前）点検における、ディスク・ホイールの取付状態の確認
4. ホイールに適合したホイール・ボルト及びホイール・ナットの使用

落ちない!  
車輪キャンペーン

大型車の車輪脱落事故0へ

## 正しい作業が、防ぐ事故。

徹底しよう! 車輪脱落を防ぐ、4つのルール

お

きまりのトルクで  
きちんと 締め付けて

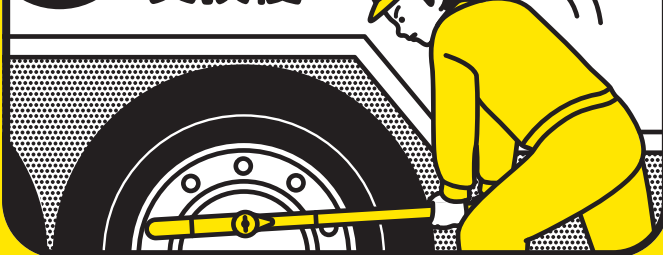
規定のトルクで確実な締め付けを

締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と平面座で締め付けるISO方式があります。「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けます。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。

規定の  
締め付けトルク

ち

やんと増し締め  
交換後

50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締め付け力が低下。50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。

ねじの締め付け方向を確かめて締め付け。



JIS方式(球面座) ダブルタイヤの場合

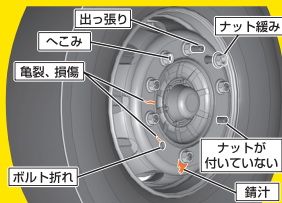


①アウターナットを締めます。②インナーナットを締め付けます。③アウターナットを締め付けます。※これらの図は右側タイヤの場合です。

な

(ナット)  
っと見て ボルト触って  
さあ出発!一日一回の  
日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見てさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



い

や待てよ? ボルトと  
ナットは適正か?

ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!



!

左後輪に注意!

車輪脱落の多くが、気がつきにくい「左後輪」で発生しています。左後輪の点検は重点的に行ってください。



ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい錆によると思われる車輪脱落が発生しています。著しい錆のあるホイールやホイールボルト、ナットは、交換してください。

錆びたボルト・ナット

詳しくは、  
こちらから!

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。

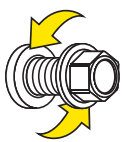
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

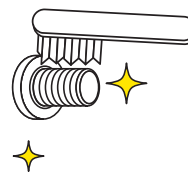


**JIS方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)に**エンジンオイルなど指定の潤滑剤**を薄く塗布します。

**ISO方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間に**エンジンオイルなど指定の潤滑剤**を薄く塗布します。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

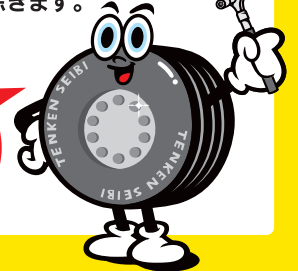
※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット締め付け時の  
注意点だよ!



## ④ ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

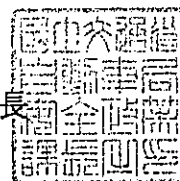
| ホイール締め付け方式         | ISO方式(8穴、10穴)                                        | JIS方式(6穴、8穴)                                                    |
|--------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 19.5インチ: 8本(PCD275mm)<br>22.5インチ: 10本(PCD335mm)      | 17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm)<br>19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm) |
| ボルトサイズ<br>ねじの方向    | M22<br>左右輪: 右ねじ(新・ISO方式)<br>右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式) | 前輪 M24(または20) 後輪 M20、M30<br>右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ                     |
| ホイールナット<br>使用ソケット  | 平面座(ワッシャー付き)・1種類<br>33mm(従来ISO方式の一部は32mm)            | 球面座・6種類<br>41mm/21mm                                            |
| ダブルタイヤ             | 一つのナットで共締め                                           | インナー、アウターナットそれぞれで締め付け                                           |
| ホイールのセンタリング        | ハブインロー                                               | ホイール球面座                                                         |
| アルミホイールの履き替え       | ボルト交換                                                | ボルトおよびナット交換                                                     |
| 後輪ダブルタイヤの締め付け構造    |                                                      |                                                                 |



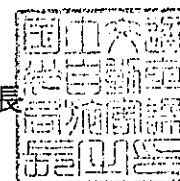
国自安第110号の2  
国自旅第261号の2  
国自貨第54号の2  
国自整第188号の2  
令和2年10月30日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

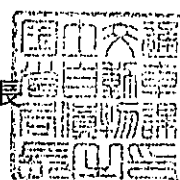
国土交通省自動車局  
安全政策課長



旅客課長



貨物課長



整備課長



#### 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和元年度の発生件数は112件と平成11年度からの統計上最大の件数となり、これまでにない危機的な状況であることを重く受け止める必要があります。

昨年12月に、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されました。

この中間とりまとめを踏まえ、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策として、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

別紙

国自安第110号

国自旅第261号

国自貨第54号

国自整第188号

令和2年10月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

旅客課長

貨物課長

整備課長

#### 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和元年度の発生件数は112件と平成11年度からの統計上最大の件数となり、これまでにない危機的な状況であることを重く受け止める必要がある。

昨年12月に、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されたところである。

この中間とりまとめを踏まえ、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策として、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

## 大型車の車輪脱落事故防止「令和２年度緊急対策」

### 1. 国土交通省実施事項

#### (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知徹底を図る。

#### (2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.（1）及び（2）の取組状況を別添２により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする事業者は、令和元年度を優先に過去３年間（平成２９年度以降）に車輪脱落事故を発生させた運送事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は、連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう運送事業者へ要請する。

#### (3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局又は各運輸支局等は、上記（１）及び（２）の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

### 2. 連絡会構成団体共通実施事項

#### (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

## (2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

## (3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

## 3. 連絡会構成団体別実施事項

### ● 全日本トラック協会、日本バス協会

(1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下会員に対して、周知徹底する。

- ① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
  - ・ 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
  - ・ 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に点検すること。
- ③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

(2) 依然として、貨物自動車運送事業者において、自社でタイヤ交換作業を行った車両による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して、周知徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。
- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。
- ③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト

付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」を確実に行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、市販化されているホイールナットマーカを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請されるホイール・ナットの緩みの総点検の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

#### ● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締め付け力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪については、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日常点検を重点的に実施すること。

#### ● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を周知する。なお、タイヤメーカーにあつては、自社販売の流通経路を活用して、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントについて周知すること。特に、増し締めの必要性や脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙１のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、ホイール・ナットへのマーキングの施工依頼があった場合には、これに協力すること。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための４つのポイントの確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法やトルクレンチは定期的な校正が必要であることを購入者に説明を徹底するよう周知すること。

#### 4. キャンペーンの実施

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和２年１１月から令和３年２月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

#### 5. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注１ ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。

- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカーによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
2. タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めの実施
3. 日常（運行前）点検における、ディスク・ホイールの取付状態の確認
4. ホイールに適合したホイール・ボルト及びホイール・ナットの使用

## 貨物自動車運送事業者の方へ

## 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和2年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

## 1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための4つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※印は、別紙3のチラシを参照

## 2. 整備管理者の方へ

- ・ 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- ・ 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- ・ 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- ・ 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- ・ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業員（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

自社でタイヤ交換した車両による事故が多く発生していることを踏まえた今年度の追加対策

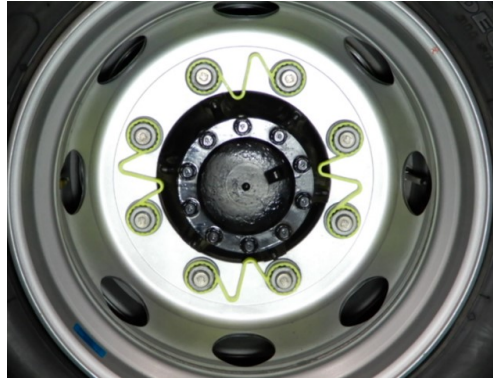
- ・ 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業員に、別紙1の作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- ・ タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
- ・ 別紙1の作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- ・ 点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。
- ・ 増し締め実施後、ホイール・ナットへのマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、ホイールナットマーカを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に確認する。



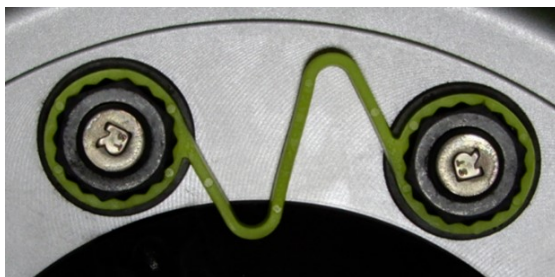
注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

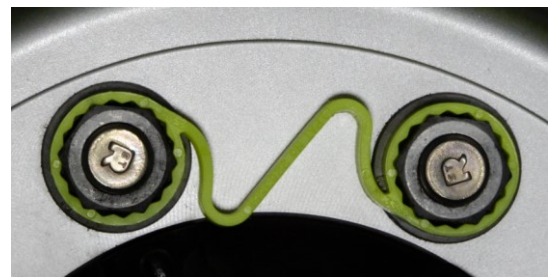
注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカーによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



ホイールナットマーカーの装着状態



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

## 旅客自動車運送事業者の方へ

## 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和 2 年度緊急対策」

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

## 1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための 4 つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※印は、別紙 3 のチラシを参照

## 2. 整備管理者の方へ

- ・ 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- ・ 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- ・ 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から 4 年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- ・ 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- ・ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

タイヤ交換作業管理表

登録番号又は車番

作業実施者名

整備管理者確認欄

実施日 令和 年 月 日

| 実施箇所     |               | 確認・作業内容                                   | 結 果<br>(実施✓・交換×) |
|----------|---------------|-------------------------------------------|------------------|
| 清掃の実施    | ハブ面           | ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。               |                  |
|          |               | ○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。          |                  |
|          | ディスク・ホイール     | ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。        |                  |
|          | ホイール・ボルト、ナット  | ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。               |                  |
| 点検の実施    | ハブ面           | ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認             |                  |
|          | ディスク・ホイール     | ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認                 |                  |
|          |               | ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認             |                  |
|          |               | 溶接部に亀裂や損傷がないかを確認                          |                  |
|          | ホイール・ボルト、ナット  | ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認        |                  |
|          |               | 亀裂、損傷がないかを確認                              |                  |
|          |               | ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認                        |                  |
|          |               | ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認                 |                  |
|          |               | ○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認             |                  |
|          |               | ※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認              |                  |
| 油脂類塗布の実施 | ホイール・ボルト      | ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。                 |                  |
|          | ホイール・ナット      | ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。                 |                  |
|          |               | ※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。          |                  |
|          |               | ○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。 |                  |
|          | ハブ            | ○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。           |                  |
| 取付       | ホイール・ナットの締め付け | ■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値<br>△                  | N・m              |
| 保守       | ホイール・ナットの増し締め | ■ タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めを実施する。           |                  |

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

## 日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者)確認欄

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者)確認欄

実施日 令和

年 月 日

| 点検箇所                   |                                            | 点検項目                  | 点検結果<br>(○・×)                       |  |
|------------------------|--------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|--|
| 運転席での点検                | ブレーキ・ペダル                                   | 踏みしろ、ブレーキのきき          | 踏みしろ<br>ブレーキのきき                     |  |
|                        | 駐車ブレーキ・レバー<br>(パーキング・ブレーキ・レバー)             | 引きしろ(踏みしろ)            |                                     |  |
|                        | 原動機(エンジン)                                  | ※ かかり具合、異音            | かかり具合<br>異音                         |  |
|                        |                                            | ※ 低速、加速の状態            |                                     |  |
|                        | ウィンド・ウォッシャ                                 | ※ 噴射状態                |                                     |  |
|                        | ワイパー                                       | ※ 拭き取りの状態             |                                     |  |
|                        | ○ 空気圧力計                                    | 空気圧力の上がり具合            |                                     |  |
| ○ ブレーキ・バルブ             | 排気音                                        |                       |                                     |  |
| エンジン・ルームの点検            | ウィンド・ウォッシャ・タンク                             | ※ 液量                  |                                     |  |
|                        | ブレーキのリザーバ・タンク                              | 液量                    |                                     |  |
|                        | バッテリー                                      | ※ 液量                  |                                     |  |
|                        | ラジエータなどの冷却装置                               | ※ リザーバ・タンク内の液量        |                                     |  |
|                        | 潤滑装置                                       | ※ エンジン・オイルの量          |                                     |  |
|                        | ファン・ベルト                                    | ※ 張り具合、損傷             | 張り具合<br>損傷                          |  |
| 車の周りからの点検              | 灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器 | 点灯・点滅具合、汚れ、損傷         | 点灯・点滅具合<br>汚れ<br>損傷                 |  |
|                        | タイヤ                                        | 空気圧                   |                                     |  |
|                        |                                            | □ ディスク・ホイールの取付状態      | ナット緩み・脱落<br>ボルト付近さび汁<br>ボルト突出不揃い、折損 |  |
|                        |                                            | 亀裂、損傷                 | 亀裂<br>損傷                            |  |
|                        |                                            | 異状な摩耗                 |                                     |  |
|                        |                                            | ※ 溝の深さ                |                                     |  |
|                        | ○ エア・タンク                                   | タンク内の凝水               |                                     |  |
|                        | ○ ブレーキ・ペダル                                 | ※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク |                                     |  |
|                        |                                            | ※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 |                                     |  |
| 前日・前回の運行において異状が認められた箇所 |                                            |                       |                                     |  |

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

落ちない!  
車輪キャンペーン

大型車の車輪脱落事故0へ

## 正しい作業が、防ぐ事故。

徹底しよう! 車輪脱落を防ぐ、4つのルール

お

きまりのトルクで  
きちんと 締め付けて

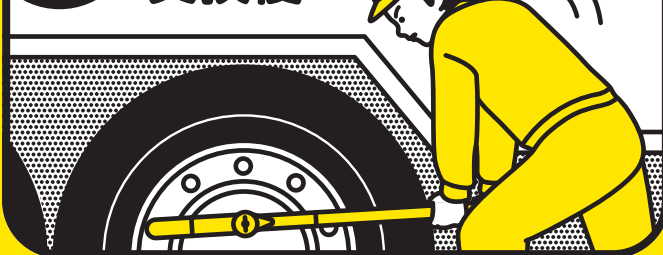
規定のトルクで確実な締め付けを

締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と平面座で締め付けるISO方式があります。「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けます。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。

規定の  
締め付けトルク

ち

やんと増し締め  
交換後

50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締め付け力が低下。50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。

ねじの締め付け方向を確かめて締め付け。



JIS方式(球面座) ダブルタイヤの場合

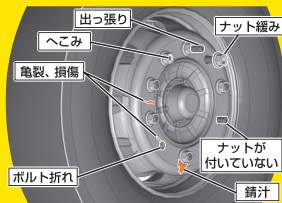


①アウターナットを締めます。②インナーナットを締め付けます。③アウターナットを締め付けます。※これらの図は右側タイヤの場合です。

な

(ナット)  
っと見て ボルト触って  
さあ出発!一日一回の  
日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見てさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



い

や待てよ? ボルトと  
ナットは適正か?

ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!



!

左後輪に注意!

車輪脱落の多くが、気がつきにくい「左後輪」で発生しています。左後輪の点検は重点的に行ってください。



ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい錆によると思われる車輪脱落が発生しています。著しい錆のあるホイールやホイールボルト、ナットは、交換してください。

錆びたボルト・ナット

Mr.  
整備くん詳しくは、  
こちらから!

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会

# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。

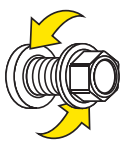
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

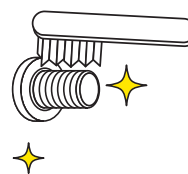


**JIS方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)に**エンジンオイルなど指定の潤滑剤**を薄く塗布します。

**ISO方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間に**エンジンオイルなど指定の潤滑剤**を薄く塗布します。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

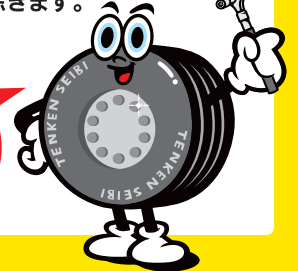
※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット締め付け時の  
注意点だよ!



## ④ ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

| ホイール締め付け方式         | ISO方式(8穴、10穴)                                        | JIS方式(6穴、8穴)                                                    |
|--------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 19.5インチ: 8本(PCD275mm)<br>22.5インチ: 10本(PCD335mm)      | 17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm)<br>19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm) |
| ボルトサイズ<br>ねじの方向    | M22<br>左右輪: 右ねじ(新・ISO方式)<br>右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式) | 前輪 M24(または20) 後輪 M20、M30<br>右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ                     |
| ホイールナット<br>使用ソケット  | 平面座(ワッシャー付き)・1種類<br>33mm(従来ISO方式の一部は32mm)            | 球面座・6種類<br>41mm/21mm                                            |
| ダブルタイヤ             | 一つのナットで共締め                                           | インナー、アウターナットそれぞれで締め付け                                           |
| ホイールのセンタリング        | ハブインロー                                               | ホイール球面座                                                         |
| アルミホイールの履き替え       | ボルト交換                                                | ボルトおよびナット交換                                                     |
| 後輪ダブルタイヤの締め付け構造    |                                                      |                                                                 |



令和2年12月15日  
自動車局整備課

## 事故の恐ろしさを知って！ 大型車の車輪脱落事故

～ 大型車の車輪脱落事故の危険性を知っていただくための啓発ビデオを公開しました ～

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の活動の一環として、大型車の車輪脱落が死亡事故につながる危険性があることを啓発するビデオを、YouTube 国交省公式アカウントに公開しました。

毎年、冬用タイヤに交換するこの時期に大型車の車輪脱落事故が多く発生していることから、本年11月から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しているところです（10月30日プレスリリースを参照 [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000261.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)）。

今般、同キャンペーンの一環として、大型車のタイヤが人体に衝突するとどのような事態になるかを実験し、車輪脱落事故の恐ろしさを実感してもらい、適切なタイヤ交換作業及びタイヤ交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける啓発ビデオを公開しました。

大型車ユーザーにおかれましては、人命を奪う悲惨な事故を繰り返さないためにも、是非ご覧いただき、事故防止対策の積極的な取組をお願いします。

時速 60km/h で走行中のトラックからタイヤが脱輪し、ベビーカーを引いている男性にタイヤが衝突する想定での実験



＜安全啓発ビデオの公開ページへのリンク＞

URL : <https://youtu.be/BE6-rcq81C8>



＜添付資料＞

参 考 大型車の車輪脱落事故防止に向けた安全啓発ビデオ（抜粋）

＜問い合わせ先＞

自動車局 整備課 児島、川崎

代表：03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

## 参 考

## 大型車の車輪脱落事故防止に向けた安全啓発ビデオ（抜粋）



- ① 時速 60km/h で走行しているトラックからタイヤを放出



- ② タイヤは 30m 先の男性（人形）とベビーカーに衝突し、男性とベビーカーは約 4m 飛ばされました。



- ③ 男性の体はタイヤに沿うように折れ曲がり、頭もタイヤに打ち付けられました。



- ④ 男性は、頭蓋骨骨折、3箇所以上の肋骨骨折、脊椎損傷、大腿骨骨折の傷を負う結果となりました。



令和3年3月31日  
自動車局整備課

## 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

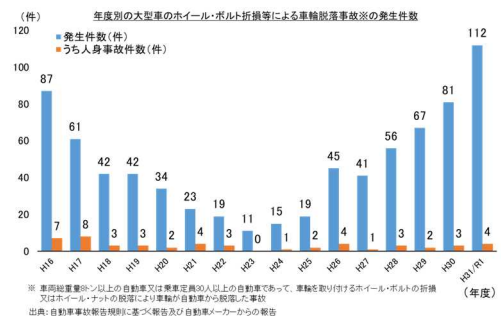
近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

## 1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、ホイールナットマーカー等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

## &lt;大型車の車輪脱落事故件数&gt;

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照 ([https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000261.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html))



## ① 日常点検の実施の方法

- ・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

## ② 定期点検（3ヶ月ごと）の実施の方法

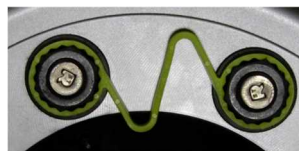
- ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

## ③ 整備の実施の方法

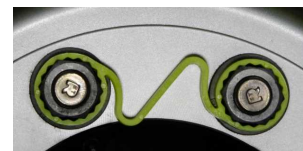
- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカーの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケーター（ISO方式）装着の場合）

## 2. スケジュール

公 布 : 令和3年3月31日（本日）

施 行 : 令和3年4月1日

## &lt;問い合わせ先&gt;

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

(スロープ付きバスの基準)  
第三条 (略)

- 2 基本方針一 2 (2) ③において移動等円滑化の目標が定められているスロープ付きバスは、貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。
- 一 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する同令第三章第三節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条の二、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準に適合するものであること。
- 二 (略)

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

○国土交通省告示第二百七十九号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引(平成十九年国土交通省告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

2 日常点検の実施の方法  
(略)  
日常点検の実施方法

2 日常点検の実施の方法  
(略)  
日常点検の実施方法

| 点検箇所    | 点検項目    | 点検の実施の方法                                                                                                                                           |
|---------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)     | (略)     | (略)                                                                                                                                                |
| 車の周りの点検 | (略)     | (略)                                                                                                                                                |
| タイヤ     | □取付けの状態 | ○ デイスク・ホイールの取付状態について、田植により次の点検を行います。<br>・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。<br>・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕跡はないか。<br>・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 |

| 点検箇所    | 点検項目    | 点検の実施の方法                                                                                                                                           |
|---------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)     | (略)     | (略)                                                                                                                                                |
| 車の周りの点検 | (略)     | (略)                                                                                                                                                |
| タイヤ     | □取付けの状態 | ○ デイスク・ホイールの取付状態について、田植により次の点検を行います。<br>・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。<br>・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕跡はないか。<br>・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 |

|             |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|--|--|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |  |  |  |  | ○ デイスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのワーキングを施しワーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータにあつては、目視によりデイスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならぬことに注意してください。 |
|             |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|             |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (注) 1～4 (略) |  |  |  |  | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (略)         |  |  |  |  | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (略)         |  |  |  |  | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                   |      |                      |  |  |               |
|-------------------|------|----------------------|--|--|---------------|
| 定期点検の実施の方法<br>(略) |      |                      |  |  |               |
| (1) 四輪自動車など       |      |                      |  |  |               |
| 点検箇所              | 点検項目 | 点 検 時 期<br>(年又は月ごと)  |  |  | 点 検 の 実 施 方 法 |
|                   |      | 自家用乗用など              |  |  |               |
|                   |      | 自家用貨物など              |  |  |               |
|                   |      | 大型特殊                 |  |  |               |
|                   |      | 事業用など                |  |  |               |
|                   |      | 被牽 <sup>2</sup> 引自動車 |  |  |               |
| (略)               | (略)  | (略)                  |  |  | (略)           |

3 定期点検の実施の方法  
(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

|      |      |                     |  |                      |  |               |
|------|------|---------------------|--|----------------------|--|---------------|
| 点検箇所 | 点検項目 | 点 検 時 期<br>(年又は月ごと) |  |                      |  | 点 検 の 実 施 方 法 |
|      |      | 自家用乗用など             |  |                      |  |               |
|      |      | 自家用貨物など             |  | 事業用など                |  |               |
|      |      | 大型特殊                |  | 被牽 <sup>2</sup> 引自動車 |  |               |
|      |      | (略)                 |  |                      |  |               |
| (略)  | (略)  | (略)                 |  |                      |  | (略)           |

|                      |      |                     |         |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |        |
|----------------------|------|---------------------|---------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
|                      |      |                     |         |      | ○ デイスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。<br>(タイヤ交換の際には、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」に示す方法その他の方法により点検し、タイヤ交換後、デイスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後 (一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています。)、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク (自動車製作者が定めるトルク値をいう。) でホイール・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数 (1個おき) のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウター・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。) |       |        |
|                      |      |                     |         |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |        |
|                      |      |                     |         |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |        |
| (注) 1～4 (略)          |      |                     |         |      | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |        |
| 定期点検の実施の方法 (略)       |      |                     |         |      | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |        |
| 期点検の実施方法 (1) 四輪自動車など |      |                     |         |      | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |        |
| 点検箇所                 | 点検項目 | 点 検 時 期<br>(年又は月ごと) |         |      | 点 検 の 実 施 方 法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |        |
|                      |      | 自家用乗用など             | 自家用貨物など | 大型特殊 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |        |
|                      |      |                     |         |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 事業用など | 被牽引自動車 |
|                      |      |                     |         |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |        |
| (略)                  | (略)  | (略)                 |         |      | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |        |

3 定期点検の実施の方法  
(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

|      |      |                     |  |        |  |               |
|------|------|---------------------|--|--------|--|---------------|
| 点検箇所 | 点検項目 | 点 検 時 期<br>(年又は月ごと) |  |        |  | 点 検 の 実 施 方 法 |
|      |      | 自家用乗用など             |  |        |  |               |
|      |      | 自家用貨物など             |  | 事業用など  |  |               |
|      |      | 大型特殊                |  | 被牽引自動車 |  |               |
|      |      | (略)                 |  |        |  |               |
| (略)  | (略)  | (略)                 |  |        |  | (略)           |

| 走行装置                               |  |     |  | 走行装置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |     |  |
|------------------------------------|--|-----|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----|--|
| (略)                                |  | (略) |  | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  | (略) |  |
| ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷(大型車において行う点検) |  |     |  | 12月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  | 12月 |  |
|                                    |  |     |  | ○ リフト・アツツなどの状態で、デイスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。<br>・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷、著しいさびの発生はないか、ボルトに伸びはないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。加えて、ISO方式の場合は、ホイール・ナットの座金が目滑に回転するかを手で回すなどして確認します。特に、ホイール・ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間（目安は4年）を経過している場合は入念に確認してください。<br>・ デイスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とデイスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。<br>○ デイスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。<br>・ 関係部品の清掃について、デイスク・ホイールのハブへの取付面とデイスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのデイスク・ホイール取付面（ISO方式の場合はハブのはめ合い部（インロー部）を含む）、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等 |  |     |  |

(JIS方式の場合はホイール・ナットの座面部を含む。)を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。特に、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両にあつては、入念に清掃してください。

・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布し、ハズのはめ合い部(インロー部)に規定のグリスを薄く塗布します。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示に従ってください。)

・ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回することを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。特に、ホイール・

・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布します。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)

・ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回することを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。

|         |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間（目安は4年）を経通している場合は、手で回して円滑に回ることを入念に確認してください。                                                                                                                                                                                                             |
|         |     |     |     |     |     | ・ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。                                                                                                                                                                                    |
|         |     |     |     |     |     | ○ JIS方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アツプなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行います。<br>○ ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付けます。 |

|         |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | ・ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。                                                                                                                                                                                    |
|         |     |     |     |     |     | ○ JIS方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アツプなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行います。<br>○ ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付けます。 |
|         |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」や「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果又は点検を行わなくとも使用状況等によって、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。  
(略)

(1) 四輪自動車など

| 装置   | 整備項目   | 整備の実施の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 注 意 事 項 |
|------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (略)  | (略)    | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | (略)     |
| 走行装置 | タイヤの交換 | (1)～(6) (略)<br>(7) 大型車のタイヤ交換の場合<br>は、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 (大型車において行う点検)」に示す方法による点検を行います。<br>(8)～(10) (略)<br>(11) 大型車の場合、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後 (一般的に50～100 km 走行後が最も望ましいとされています)、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク (自動車製作者が定めるトルク値をいう。) でホイール・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数 (1個おき) のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウター・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。<br>(12) (略) | (略)     |

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」と「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。  
(略)

(1) 四輪自動車など

| 装置   | 整備項目   | 整備の実施の方法                                               | 注 意 事 項 |
|------|--------|--------------------------------------------------------|---------|
| (略)  | (略)    | (略)                                                    | (略)     |
| 走行装置 | タイヤの交換 | (1)～(6) (略)<br>(新設)<br>(7)～(9) (略)<br>(新設)<br>(10) (略) | (略)     |

第九条第一項中「別記様式第十八号」を「別記様式第十六号」に改める。



国自整第 197 号の 2  
令和 2 年 11 月 11 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国 自 整 第 197 号

令和2年11月11日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。

今般、分解整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場（以下「貸出事業場」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸出事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸出事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

(参考)

## Q & A

Q 1. 「特定整備事業者の事業場の従業員以外の作業員」は整備士の有資格者でなくても良いのでしょうか。

A 1. 良い。

Q 2. 他の事業場の従業員が作業を行う場合は、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者の当該従業員を工員数及び整備士保有数に含むことができるか。

A 2. 他の事業場の従業員は工員には含まない。この考え方については、従来の取扱いから変更はない。

Q 3. 他の事業場の作業員は、アルバイト等雇用形態は問わないということでしょうか。

A 3. 雇用形態については、事業者の責務において他法令を遵守するよう指導されたい。

Q 4. 他の事業場の認証及び指定要件に定める要員数や整備士割合を確保しておく必要があるのではないかと。

A 4. 認証及び指定要件の考え方を変更した取り扱いではないため、送り出す事業場の認証又は指定要件についてはこれまでどおりの取扱いとなる。

Q 5. 「保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合に、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育」とは何か。

A 5. 例えば、作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有する作業を行うために、「作業の流れ、作業指示等工程の管理」、「作業の標準化」、「定期点検の実施体制」の内容などが考えられる。

国自整第 206 号の 2  
令和 2 年 11 月 12 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

車両置場を有しない分解整備を行う事業場に係る電子制御装置整備  
の申請（変更）の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添  
国 自 整 第 206 号  
令和 2 年 11 月 12 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

車両置場を有しない分解整備を行う事業場に係る電子制御装置整備  
の申請（変更）の取扱いについて

昭和 42 年 5 月 25 日以前に認証を取得した事業場は、車両置場の設置に係る具体的な基準が規定されていなかったことから、事業場内を含め車両置場を有していない事業場が存在するが、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 57 条に基づき、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有していることを認証時に確認している。

このため、法令に定める車両置場を有していないものの、従前から事業の経営上で必要な車両置場の確保に努めてきたところである。

以上の措置の実態を鑑み、下記の全てを満たす事業場であって、電子制御装置整備に係る申請（変更）時に従前より事業者が確保している車両の収容場所については、施行規則別表第 4 に定める電子制御装置整備の車両置場を有しているものとして扱うこととしたので、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和 42 年運輸省令第 27 号）附則第 2 項の規定により作業場の規模の基準について、改正前の同規則の適用を受けていること。
2. 従前から事業の経営上で必要な車両の収容場所を引き続き確保していること。
3. 電子制御装置点検整備作業場は分解整備を行う事業場の屋内作業場と兼用する場合に限ること。
4. 敷地内に、屋内作業場の外に施行規則別表第 4 に定める車両置場の規模の基準を満たす広さを有していないこと。
5. 電子制御装置整備の対象とする自動車の種類について、分解整備の対象とする自動車の種類から拡大しないこと。
6. 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と車両の収容場所間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分に安全措置を講じた上で移動させること。



令和3年1月26日  
自動車局整備課  
自動車局安全政策課

## 冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました

～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です ～

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

### 1. 改正の概要

- (1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
  - ・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度※よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
  - ・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。
- (2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
  - ・乗合バス・貸切バスについて、上記（１）と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



### 2. スケジュール

公 布 : 令和3年1月26日（本日）  
施 行 : 公布の日

〈問い合わせ先〉

【点検整備について】

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639

【運行管理について】

自動車局 安全政策課 谷倉

代表:03-5253-8565（直通）、FAX:03-5253-1636

事 務 連 絡  
令和3年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課  
整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記について、各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長あてに別紙のとおり通知したのでお知らせします。

別紙

事 務 連 絡  
令和3年3月31日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課

整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記については、「指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について」（平成24年3月14日付、国自整第156号）記2．に基づき、「指定自動車整備事業点検表について」（平成24年3月23日付、事務連絡）により通知したところですが、今般、特定整備制度（電子制御装置整備）の施行に伴い、点検表を別添のとおり改正し、送付しますので、事業者の指導に活用されますようお願いいたします。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別紙のとおり通知したので申し添えます。



「指定自動車整備事業点検表について」新旧対照表

新

旧

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長・事業場管理責任者等)

| 指定番号   | 点検日   | 令和    | 年      | 月     | 日             | 実施者    | 条件 | 軸重           | kg以下 | その他                  |
|--------|-------|-------|--------|-------|---------------|--------|----|--------------|------|----------------------|
| 事業場名   | 普通(大) | 普通(中) | 普通(小)  | 普通(軽) | 小四            | 小三     | 小二 | 軽            | 大特   | 燃料等                  |
| 対象自動車  | 普通(大) | 普通(中) | 普通(小)  | 普通(軽) | 小四            | 小三     | 小二 | 軽            | 大特   | 燃料等                  |
| 工具数(人) | 名     | 内訳    | 1級整備士※ | 名     | 整備士保有率(A)/(B) | 自動車検査員 | 名  | 1〜3級整備士以外の工具 | 名    | ※(A)/(B)の値を1/10以上と算出 |

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小数点で表す。

| 確認項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 通 | 否 | 備考                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 整備主任者に変更があった時に適切に処理が行われているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 通 | 否 |                                                                                       |
| 2 整備主任者に適任している者に対し研修を受けさせているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 通 | 否 |                                                                                       |
| 3 特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 通 | 否 | 電子制表装置整備の全部または他の自動車特定整備事業等(以下「他分野」と略す)との重複を避ける。                                       |
| 4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 通 | 否 |                                                                                       |
| 5 外注作業について適切に運用されているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 通 | 否 | 外注している場合は、(電子制表装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業等が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、できばえ確認が必要)) |
| 6 電子制表装置整備に必要な整備技術情報入手できる体制にあるか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 通 | 否 | 電子制表装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                |
| 7 整備技術情報に基づき必要な電子制表装置整備が確実に実施されているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 通 | 否 | 電子制表装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                |
| 8 エーミング作業が適切に実施されているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 通 | 否 | 電子制表装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                |
| 9 電子制表装置整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 通 | 否 | 電子制表装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                |
| 10 離れた電子制表装置整備作業場を有している場合、その管理体制は適切か                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 通 | 否 | 電子制表装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                |
| 11 電子制表装置整備作業場の共用設備は適切に運用されている場合、その管理体制は適切か                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 通 | 否 | 電子制表装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                |
| 12 完成検査場(工場)で、パンク・グリンの取付し作業等が実施されているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 通 | 否 | 電子制表装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                |
| 1 指定基準(工具数4名以上かつ、対象自動車に実用検査室かつ以上、最大検査室かつ以上又は員数定員30人以上の車両を含む場合は5名以上)、整備士保有率(1/3)は適合しているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 通 | 否 |                                                                                       |
| 2 屋内作業機器、完成検査場等に変更はないか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 通 | 否 |                                                                                       |
| 3 検査用機器に変更はないか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 通 | 否 |                                                                                       |
| 4 整備、点検作業場として用いている作業場以外(道路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 通 | 否 | 電子制表装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。                                                        |
| 5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 通 | 否 |                                                                                       |
| 6 管理規程が実施に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 通 | 否 |                                                                                       |
| 7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 通 | 否 |                                                                                       |
| 8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 通 | 否 |                                                                                       |
| 9 認証・指定機器を見直しにより指示しているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 通 | 否 |                                                                                       |
| 10 指定整備に関する資料等を保管・管理されているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 通 | 否 |                                                                                       |
| 11 認証、指定の対象自動車(電子制表装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 通 | 否 |                                                                                       |
| 12 事業場内(社用車、従業員のマイク等)に不正改造車はないか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 通 | 否 |                                                                                       |
| 13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可なく工場を使用していないか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 通 | 否 |                                                                                       |
| 14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 通 | 否 |                                                                                       |
| 15 指定整備において、自事業場以外の工具が作業していないか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 通 | 否 | 自動車特定整備事業等者に対する事業場(国)の実務規則について(令和2年11月1日付(自国製197号))に基づき業務手順を定める。                      |
| 1 事業場管理責任者自ら交付し、また代客交付の処理は適切か                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 通 | 否 |                                                                                       |
| 2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 通 | 否 |                                                                                       |
| 3 書検等及び交付しない保安基準適合機は未検し、確認されているか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 通 | 否 |                                                                                       |
| 4 保安基準適合証(保安基準)及び保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準)の由(保安基準適合証(保安基準) |   |   |                                                                                       |

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長&事業場管理責任者等)

|        |   |       |       |              |       |     |    |                         |                    |    |        |     |            |         |  |       |  |  |
|--------|---|-------|-------|--------------|-------|-----|----|-------------------------|--------------------|----|--------|-----|------------|---------|--|-------|--|--|
| 指定番号   |   |       |       |              |       | 点検日 |    | 令和      年      月      日 |                    |    |        | 実施者 |            |         |  |       |  |  |
| 事業場名   |   |       |       |              |       |     |    |                         |                    |    |        | 条件  | 軸重         | kg以下    |  | その他条件 |  |  |
|        |   |       |       |              |       |     |    |                         |                    |    |        |     | 車両重量・車両総重量 | kg以下・未満 |  |       |  |  |
|        |   |       |       |              |       |     |    |                         |                    |    |        |     | 燃料等        |         |  |       |  |  |
|        |   |       |       |              |       |     |    |                         |                    |    |        |     | 大特         |         |  |       |  |  |
| 対象自動車  |   | 普通(大) | 普通(中) | 普通(小)        | 普通(乗) | 小四  | 小三 | 小二                      | 軽                  | 大特 | 自動車検査員 |     |            |         |  |       |  |  |
| 工員数(B) | 名 | 内訳    |       | 1級整備士※       |       |     |    | 名                       | 整備士保有率(A)／(B)      |    |        |     |            |         |  |       |  |  |
|        |   |       |       | 2級整備士※       |       |     |    | 名                       |                    |    |        |     |            |         |  |       |  |  |
|        |   |       |       | 3級整備士※       |       |     |    | 名                       |                    |    |        |     |            |         |  |       |  |  |
|        |   |       |       | 小計(A)        |       |     |    | 名                       |                    |    |        |     |            |         |  |       |  |  |
|        |   |       |       | 1～3級整備士以外の工員 |       |     |    | 名                       | ※(A)／(B)の値≧1／3以上必須 |    |        |     |            |         |  |       |  |  |

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

|              |    | 確認項目                                                                                       |  | 適 ・ 否 |   | 備考                                                                                          |  |
|--------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| Ⅰ<br>認証関係    | 1  | 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか                                                                |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 2  | 整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか                                                               |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 3  | 特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか                                                            |  | 適     | 否 | 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注(構内外注を除く)した場合は除く。                                                |  |
|              | 4  | 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか                                                          |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 5  | 外注作業について適切に運用されているか                                                                        |  | 適     | 否 | 外注している場合に限る。<br>(電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、できれば確認が必要)) |  |
|              | 6  | 電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入手できる体制にあるか                                                             |  | 適     | 否 | 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                      |  |
|              | 7  | 整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか                                                          |  | 適     | 否 | 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                      |  |
|              | 8  | エーミング作業が適切に実施されているか                                                                        |  | 適     | 否 | 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                      |  |
|              | 9  | 電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか                                                    |  | 適     | 否 | 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                      |  |
|              | 10 | 離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか                      |  | 適     | 否 | 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                      |  |
|              | 11 | 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か                                                      |  | 適     | 否 | 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                      |  |
|              | 12 | 完成検査場で窓ガラス、パンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか                                                        |  | 適     | 否 | 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。                                                                      |  |
| Ⅱ<br>事業場全般   | 1  | 指定基準(工員数(4名以上ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合は5名以上)、整備士保有率(1／3))は適合しているか |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 2  | 屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか                                                                      |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 3  | 検査用機器に変更はないか                                                                               |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 4  | 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っていないか                                        |  | 適     | 否 | 電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。                                                              |  |
|              | 5  | 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか                                                                |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 6  | 管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか                                                            |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 7  | 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か                                                               |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 8  | 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか                                                              |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 9  | 認証・指定標識を見易いように掲示してあるか                                                                      |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 10 | 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか                                                                    |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 11 | 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか                                               |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 12 | 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか                                                              |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 13 | 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか                                                          |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 14 | 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか                                                             |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 15 | 指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか                                                                |  | 適     | 否 | 自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付国自整第197号)に基づく業務支援を除く。                               |  |
| Ⅲ<br>保安基準適合証 | 1  | 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か                                                               |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 2  | 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか                                                                   |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 3  | 書損等及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか                                                            |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 4  | 保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の出納管理(授受出納帳、交付台帳の記載等)は適切に行われているか                               |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 5  | 保安基準適合証綴(紙保適)及び保安基準適合標章綴(電子保適)の保管は適切に行われているか                                               |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 6  | 事業者印の管理体制は適切に行われているか                                                                       |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 7  | 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか                                                     |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 8  | 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか                                                                    |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 9  | 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか                                                                |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 10 | 保安基準適合証を交付した車両は、自賠償保険に適切に加入しているか                                                           |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 11 | 電子保安基準適合証システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか                                                |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
| Ⅳ<br>指定整備の内容 | 1  | 受入点検の結果が記載されているか                                                                           |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 2  | 保安基準に適合していない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか                                                   |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 3  | 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか                                                                 |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 4  | 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか                                               |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |
|              | 5  | 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか                                                              |  | 適     | 否 |                                                                                             |  |

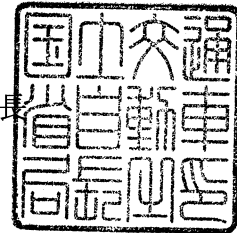
## 第一章 整備事業関係

|                | 確認項目                                                            | 適 ・ 否 | 備考                     |
|----------------|-----------------------------------------------------------------|-------|------------------------|
| V<br>自動車検査員    | 1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか                                  | 適 ・ 否 |                        |
|                | 2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか                                          | 適 ・ 否 |                        |
|                | 3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか                                  | 適 ・ 否 |                        |
|                | 4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか                                  | 適 ・ 否 |                        |
|                | 5 自工場以外で点検整備(一部も含む)をした車両の検査を行っていないか                             | 適 ・ 否 |                        |
|                | 6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか                 | 適 ・ 否 |                        |
|                | 7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか                                     | 適 ・ 否 |                        |
|                | 8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか                                          | 適 ・ 否 |                        |
|                | 9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか                                    | 適 ・ 否 |                        |
|                | 10 保安基準に適合していない車両(不正改造等)に証明していないか                               | 適 ・ 否 |                        |
|                | 11 検査の年月日を操作して証明していないか                                          | 適 ・ 否 |                        |
|                | 12 検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか                                   | 適 ・ 否 |                        |
|                | 13 検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか                                  | 適 ・ 否 |                        |
| VI<br>指定整備記録簿  | 1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか                                        | 適 ・ 否 |                        |
|                | 2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか                              | 適 ・ 否 |                        |
|                | 3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか                                  | 適 ・ 否 |                        |
|                | 4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか                  | 適 ・ 否 | 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。 |
|                | 5 過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか | 適 ・ 否 |                        |
| VII<br>検査用機械器具 | 1 1日1回の始業点検は確実に行われているか                                          | 適 ・ 否 |                        |
|                | 2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか                               | 適 ・ 否 |                        |
|                | 3 保守管理の記録は適切に行われているか                                            | 適 ・ 否 |                        |
|                | 4 検査用機械器具の校正(検定)の有効期間は切れていないか                                   | 適 ・ 否 |                        |
|                | 5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか                                  | 適 ・ 否 |                        |
|                | 6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか                                     | 適 ・ 否 |                        |
| VIII<br>その他    | 1 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか                                  | 適 ・ 否 |                        |
|                | 2 社内教育・研修を定期的に行っているか                                            | 適 ・ 否 |                        |
|                | 3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか                 | 適 ・ 否 |                        |
|                | 4 検査作業と整備作業は分業化されているか                                           | 適 ・ 否 |                        |
|                | 5 電子保安基準適合証を交付(保適情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか           | 適 ・ 否 |                        |

国自技第266号の3  
国自整第348号の3  
令和2年3月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

別 紙

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表  
昭和36年11月25日付け自車第880号  
改正 令和2年3月31日付け国自技第266号、国自整第348号

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                         | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 自動車検査業務等実施要領                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                         | 自動車検査業務等実施要領                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |
| <p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3－1～3－3（略）</p> <p>3－4（検査証等の記載事項等）</p> <p>3－4－1～3－4－19（略）</p> <p>3－4－20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他の検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電<br/>子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）<br/>（第4号様式による。）を作成するものとする。</p> |                                         | <p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3－1～3－3（略）</p> <p>3－4（検査証等の記載事項等）</p> <p>3－4－1～3－4－19（略）</p> <p>3－4－20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他の検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電<br/>子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）<br/>（第4号様式による。）を作成するものとする。</p> |            |
| 記載を要する自動車                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 記載されるべき趣旨                               | 記載を要する自動車                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 記載されるべき趣旨  |
| 1. ～40.（略）                                                                                                                                                                                                                                                                                           | （略）                                     | 1. ～40.（略）                                                                                                                                                                                                                                                                                           | （略）        |
| 41. 法第41条第2項に定める自動車運行装置を備えた自動車                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                         | （新設）                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | （新設）       |
| （1）指定自動車等であって、自動車運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの                                                                                                                                                                                                                                                          | 自動車運行装置搭載車である旨                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |
| （2）（1）以外のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 自動車運行装置搭載車である旨<br>走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 記載例<br>（略）                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 記載例<br>（略） |

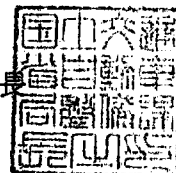
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 月1日 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| <p>3-4-21 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。</p> <p>なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第9項、第100条第8項若しくは第10項若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号、第2号若しくは第3号、第17項第1号若しくは2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第6項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第11項第1号若しくは第2号若しくは第13項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保安基準第17条の2第6項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条の2第6項への適合性の判定を行っていない自動車</p> <p>「この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>3-4-21の2～3-4-27 (略)</p> <p>3-5～3-15 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>別表第1～第6号様式 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p> |     | <p>3-4-21 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。</p> <p>なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第5項、第100条第8項若しくは第10項若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号、第2号若しくは第3号、第17項第1号若しくは2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第4項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第11項第1号若しくは第2号若しくは第13項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保安基準第17条の2第4項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条の2第4項への適合性の判定を行っていない自動車</p> <p>「この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>3-4-21の2～3-4-27 (略)</p> <p>3-5～3-15 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>別表第1～第6号様式 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p> |  |
| <p>附 則 (令和2年3月31日国自技第266号、国自整第348号)</p> <p>道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日 (令和2年4月1日) から施行する</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |



国自整第79号の2  
令和2年6月29日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証  
の記載事項等の取扱いについて

標記について、別紙のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局あてに周知しましたので了  
知願います。

国自整第79号

令和2年6月29日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証  
の記載事項等の取扱いについて

農業の生産性の向上の観点から、農耕トラクタが農作業機等を装着した状態で公道を走行できるように農業者から要請されており、「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」(令和元年6月6日規制改革推進会議)においても、安全性の確保を前提とした上で、必要に応じ当該規制の見直しを行うこととされたところである。

農業者においては、農耕トラクタに装着する農作業機等を複数保有しており、農作業の内容により農作業機等を着脱し組み替えていることから、その組み合わせは多岐にわたり、その組み合わせ状態の全てについて、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第67条第1項に基づき当該農耕トラクタの自動車検査証に記入を受けさせること及び同条第3項に定める構造等変更検査を受けることを命じることは、ユーザーの手続きが煩雑となり大きな負担を強いることとなる。

そのため、農作業機等を装着した自動車に対する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いについて、安全性を確保した上で見直しを行い、令和2年7月1日以降は別添「大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱い」によることとしたので了知するとともに、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。また、関係者に対し周知徹底を図られたい。



### 大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱い

大型特殊自動車の農耕トラクタのうち、特別な器具又は工具を使うことなく、手又は農耕トラクタの操作により農作業機等を容易に着脱できる構造（以下「農作業機等を容易に着脱できる構造」という。）のものにあつては、農作業機等の着脱により、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 35 条の 3 第 1 項第 8 号（長さ、幅及び高さ）、第 17 号（最大積載量に限る。）、第 18 号（車両重量及び車両総重量）及び第 19 号（空車状態における軸重）が変わる場合であっても、法第 67 条第 1 項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があつたとき」に該当しないこととする。

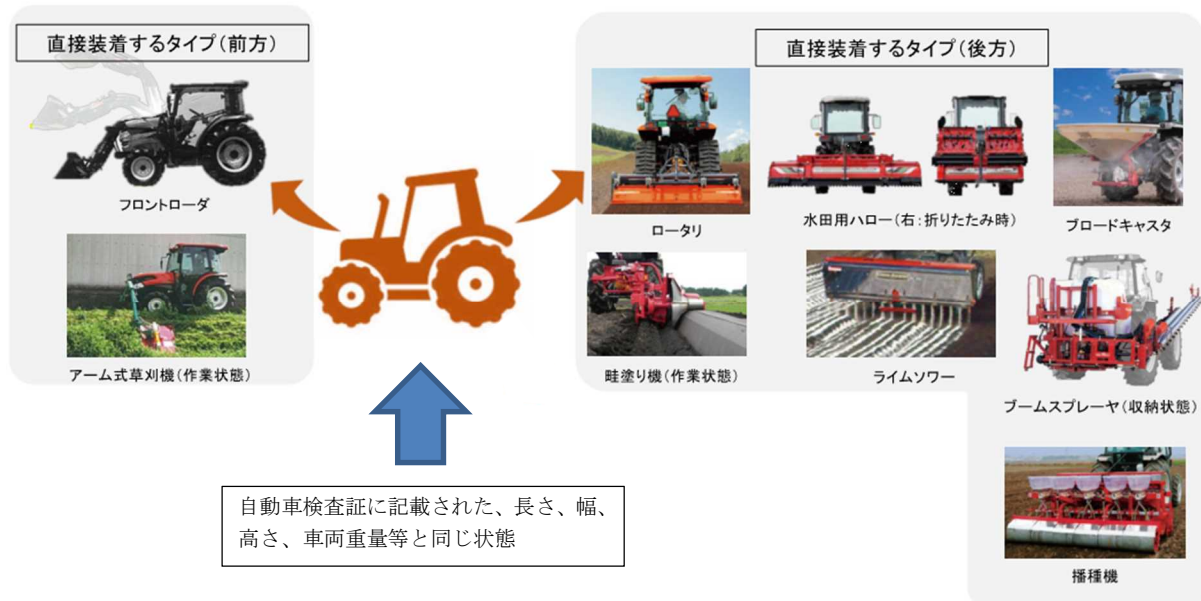
なお、前各号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

また、農作業機等を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該農作業機等が装着された状態において保安基準の各条項に適合している必要があり、本取扱い通達に基づき農作業機等を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあつては、法第 54 条の 2 第 1 項に基づく整備命令の対象となりうることを申し添える。

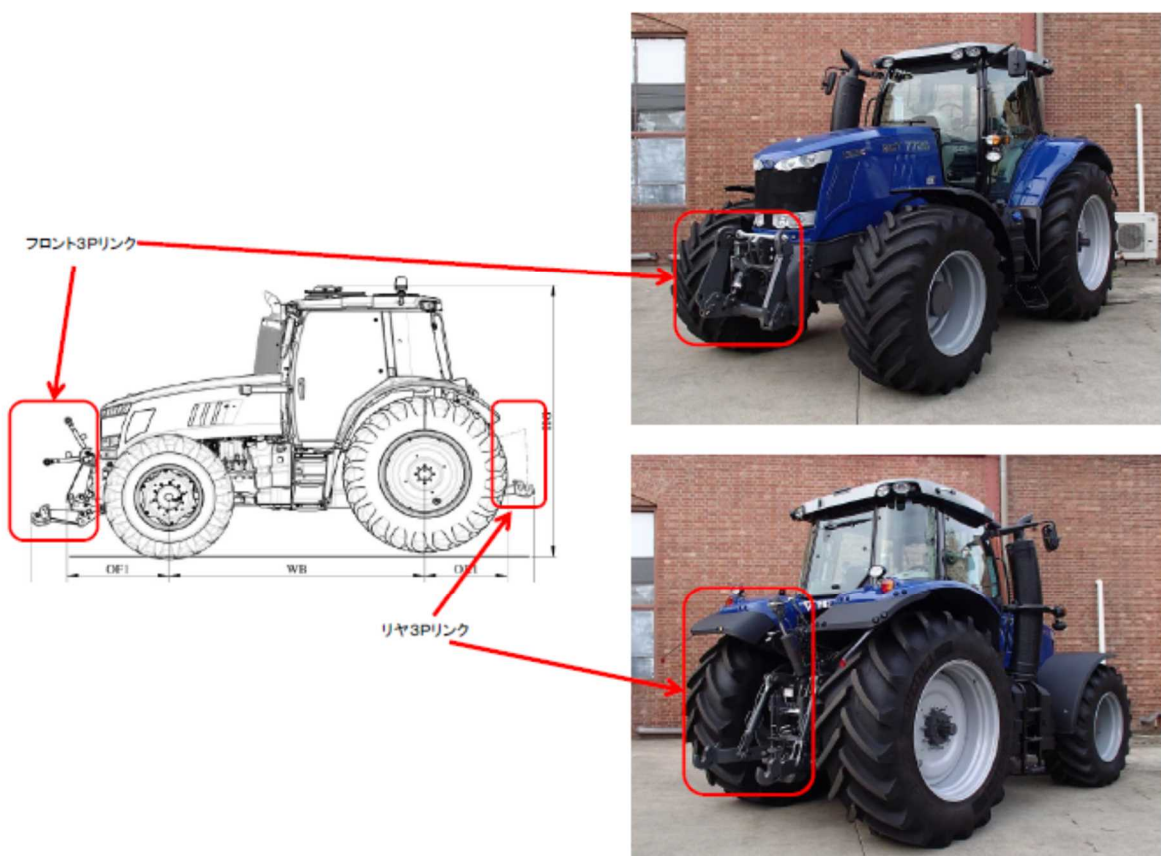
したがって、自動車の使用者は、保有する農作業機等に応じた多岐にわたる組み合わせ状態の全てについて、自動車製作者等が作成する検討書等により保安基準に適合していることを確保することが必要である。

また、保安基準第 55 条の規定により基準を緩和した自動車については、自動車検査証の記載事項として、法第 67 条第 1 項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があつたとき」に該当し、施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 22 号（保安基準第 55 条の規定により基準の緩和をした自動車にあつては、その内容）の変更手続きを行うものとする。

## 農耕トラクタの農作業機等の例



## 農耕トラクタの農作業機等の装着装置



令和 2 年 8 月 5 日  
自動車局安全・環境基準課  
自動車局整備課

## 自動運転に対応した新たな検査手法を導入します！！

～ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について ～

令和 6 年 10 月から、自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始することとしました。

自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでいます。これらの技術は、交通事故防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、平成 29 年 12 月から「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」（座長：須田義大東京大学生産技術研究所教授）において、自動運転技術に用いられる電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査の手法について検討を行い、平成 31 年 3 月に最終報告書を取りまとめたところです。

今般、同報告書を踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を本日公布し、令和 3 年 10 月以降の新型車を対象に、令和 6 年 10 月から電子的な検査（車検）を開始（※）することとなりました。

（※）輸入車については、令和 4 年 10 月以降の新型車を対象に令和 7 年 10 月から検査を開始

なお、令和 3 年 10 月から電子的な検査のプレテストを開始するとともに、必要な情報管理に関する実費として、一両当たり 400 円を（独）自動車技術総合機構が徴収することとしております。

### 【検査の対象となる装置】

- ① 運転支援装置
  - ・ 衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）
  - ・ 自動命令型操舵機能（レーンキープ） 等
- ② 自動運行装置
- ③ 排ガス関係装置



<検査のイメージ>

参考：「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD\\_Inspection\\_System.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html)

（お問い合わせ先）

国土交通省自動車局整備課 高瀬、井原

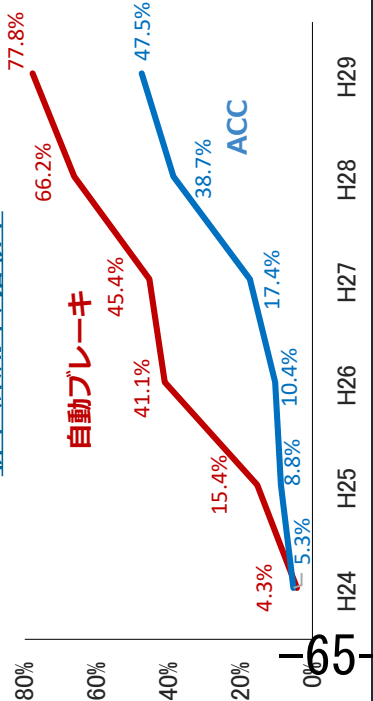
代表：03-5253-8111（内線：42424）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

# 車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法のあり方検討会報告書(概要)

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、自動車の検査等を通じた機能確認が必要。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。

## 自動ブレーキ、自動車間距離制御(ACC)

### 新車(乗用車)搭載率



## 電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。  
⇒ 前方監視用のカメラが偏心していた
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。  
⇒ 自動ブレーキのレーダーセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。

現在の車検では検出できない不具合

## 諸外国の状況

### EU

- 加盟国に対して電子装置を含めた検査実施を推奨(EU指令 2014/45EU)。
- ドイツでは2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

### 米国

33の州・地区においてOBDを活用した排出ガス検査を実施中。

## 車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

### 車載式故障診断装置(OBD)とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)」が搭載されている。



記録された故障コード(DTC)は、スキャンツールを接続することにより読み取可能。



### OBDを活用した自動車検査手法

自動車メーカー

提出

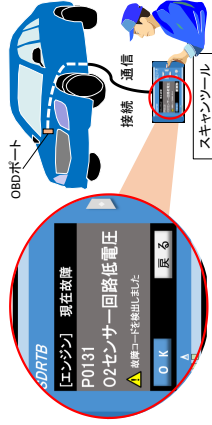
- ・故障コード読出に必要な技術情報 (ECU情報)
- ・保安基準不適合の故障コード (特定DTC)



(独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。

### 車検時

特定DTCを検出した場合は不合格



### 対象車両・装置及び検査開始時期

#### 対象

2021年以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

#### ①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報装置

#### ②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

#### ③排ガス関係装置

#### 検査開始時期

2024年※3

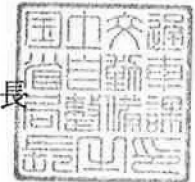
※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車  
※2 保安基準に規定があるものに限る。  
※3 輸入車は2025年



国自整第143号の3  
令和2年8月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

平素は、国土交通行政にご理解、ご協力頂きありがとうございます。

先般、近畿運輸局管内の自動車検査登録事務所敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

貴会におかれましても、受検機会のある傘下会員に対し、一層の事故防止にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、標記について、別添のとおり、独立行政法人自動車技術総合機構理事長あて、事故防止の徹底を依頼したので了知いただくようお願いいたします。



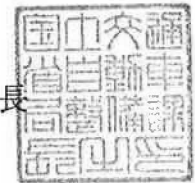


国自整第143号の2  
令和2年8月25日

独立行政法人

自動車技術総合機構 理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長



### 運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

先般、近畿運輸局管内の自動車検査登録事務所敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

つきましては、今一度、貴機構職員はもとより、受検機会のある関係者に対し、受検時における安全意識の啓発、受検時の遵守事項について注意喚起を図り、引き続き、事故防止の徹底について万全を期されるようお願いいたします。

## 自動車技術総合機構からのお知らせ

### 検査場内における受検者の運転操作ミス による**事故が多発**しています。

検査コース内での運転操作は、  
**落ち着いて確実に**行ってください。

#### ◆運転操作ミスによる玉突き事故の例(令和2年7月発生)

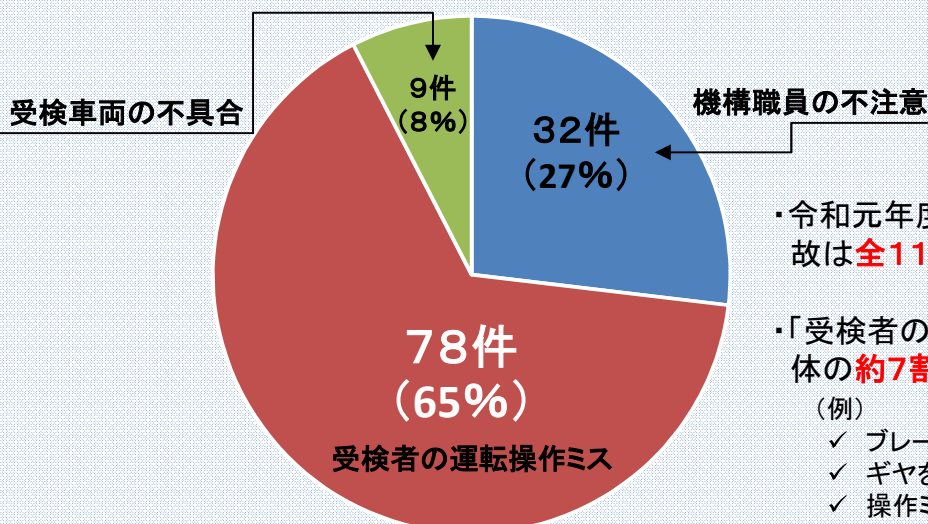
ブレーキ検査を実施していた車両が**ブレーキとアクセルを踏み間違え**、前方でヘッドライト検査を行っていた車両に激しく追突し、押し出された車両がヘッドライト・テストを破損させた。

- ✓事故によるライトテストの修理費 : 約1,000万円(機器メーカー見積り)
- ✓ライトテストの修理期間 : 約3ヶ月以上



※その他  
車両修理代も発生！  
(2台分)

#### ◆令和元年度の事故件数(原因別)



・令和元年度に全国で検査中に発生した事故は**全119件**であった。

・「受検者の運転操作ミス」による事故が全体の**約7割合**となっています。

(例)

- ✓ ブレーキとアクセルの踏み間違え
- ✓ ギヤをD(ドライブ)に入れたままの降車
- ✓ 操作ミスによる審査機器との衝突

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



令和2年9月1日

自動車局 技術・環境政策課

安全・環境基準課

## 道路運送車両法施行規則等の一部改正について

～量産を目的とした超小型モビリティに係る基準の整備及び  
特区法の改正に伴う制度整備について～

- (1) 量産を目的とした最高時速60km以下の超小型モビリティについて、一般道を自由に走行できる車両の安全対策について検討した結果を踏まえ、普及促進に向けた基準の整備等に関する改正を行います。
- (2) 本年5月27日に成立した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和2年法律第34号)の施行に伴い、特区法の枠組みで実施される自動運転の実証実験の安全かつ円滑な実施のため、同実証実験に用いられる自動車の自動車検査証等に、技術基準の適合を要しない装置及びその代替機能等を記載事項とする改正を行います。

### 1. 背景

#### (1) 超小型モビリティの普及促進に向けた制度整備

軽自動車より小さく、原動機付自転車(二輪)より大きいという特徴を有する1人から2人乗り程度の超小型モビリティについては、従前より認定制度に基づいた運用を行っていますが、更なる普及促進に向け、一般道を自由に走行できる量産型車両の安全対策について有識者を交えて議論を行いました。

この結果を踏まえ、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号)(以下、「適用関係告示」という。)を改正するとともに、超小型モビリティであることを自動車検査証の記載事項とし、当該記載事項に変更がある場合には構造等変更検査を受けることとするため、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)を改正します。

#### (2) 改正特区法の施行に向けた制度整備

本年5月27日に成立した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和2年法律第34号)により、自動車の自動運転などの実証実験がより迅速かつ円滑に実施されるよう、道路運送車両法等に係る特例が設けられました。

具体的には、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)の枠組みで実施される自動運転の実証実験に用いられる自動車について、安全を十分に確保するための代替の措置等によって保安上又は公害防止その他の環境保全上の支障が生じないと認められた場合、自動車の装置の一部について技術基準へ適合することを要しない特例が設けられました。

これに伴い、技術基準への適合を要しない装置及びその代替機能等について自動車検査証の記載事項とする等、道路運送車両法施行規則の改正を行います。

### 2. 道路運送車両法施行規則の主な改正項目

#### (1) 超小型モビリティの普及促進に向けた制度整備



- ・超小型モビリティ(長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない、最高時速60km以下の軽自動車のうち、高速自動車国道等※を運行しないもの)であることを自動車検査証の記載事項とする
- ・当該記載事項に変更がある場合には、構造等変更検査を受けることを命じることとする

## (2) 改正特区法の施行に向けた制度整備

- ・実証実験に用いる自動車について、技術基準への適合を要しない装置及びその代替機能等の内容を自動車検査証の記載事項とする
- ・地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、自動車検査証等の提示を求めることができることとする 等

## 3. 適用関係告示の主な改正項目

超小型モビリティについて、走行実態や事故実態を踏まえ、以下の改正を行う。

### 【適用範囲】

長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ2mを超えない、最高時速 60km 以下の軽自動車のうち高速自動車国道等※を運行しないもの

### 【概要】

| 衝突基準                                            | 改正内容                         |
|-------------------------------------------------|------------------------------|
| フルラップ前面衝突(協定規則第 137 号)<br>オフセット前面衝突(協定規則第 94 号) | 当分の間、試験速度を時速 40km とすることができる。 |
| ポールへの側面衝突(協定規則第 135 号)                          | 当分の間、適用しない。                  |

○協定規則第 12 号(かじ取り装置の前面衝突)、第 16 号(座席ベルト)、第 34 号(燃料装置)、第 100 号(原動機用蓄電池)及び第 134 号(水素燃料電池)の技術的な要件を適用する場合において、前面衝突に関する協定規則により適合性を判断する場合にも準用することができる。

○最高時速 60km 以下の車両であることを車両後面の見やすい位置に表示すること等を求めることとする。

※高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和 32 年法律第 79 号)第4条第1項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 48 条の4に規定する自動車専用道路をいう。)をいう。



## 4. その他

上記に併せてその他所要の改正等を行う。

## 5. 公布・施行

公 布 : 9月1日(本日)

施 行 : 公布の日

問い合わせ先

【量産超小型モビリティについて】

国土交通省自動車局 安全・環境基準課 : 東海、杉本  
電話 03-5253-8111(内線 42532) 03-5253-8602(直通)  
FAX 03-5253-1636

【改正特区法の施行に向けた制度整備について】

国土交通省自動車局 技術・環境政策課 : 河野、辰野  
電話 03-5253-8111(内線 42255) 03-5253-8590(直通)  
FAX 03-5253-1639

国自基第75号の2  
令和2年9月1日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局安全・環境基準課長

最高時速 60 キロメートル以下の軽自動車（高速自動車国道等において運行しないものであって、一定の寸法を超えない自動車）として型式指定を受けたものに対する安全確保の徹底について

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和2年国土交通省告示第829号)により、最高時速 60 キロメートル以下の軽自動車（高速自動車国道等において運行しないものであって、長さ 2.5 メートル、幅 1.3 メートル、高さ 2 メートルを超えない自動車に限る。）として型式指定を受けたもの（以下「超小型モビリティ」という。）にあっては、当該自動車が最高時速 60 キロメートル以下に制限されている自動車である旨の標識及び取り付け等に関する要件を定めたところです。

超小型モビリティは、その車両特性から、リースやシェアリングなどによる利用ニーズが想定されることから、超小型モビリティが高速自動車国道等において運行されないよう、関係機関と連携し、その実効性を高めるための対策を講じることとしました。

つきまして、貴団体におかれましても、安全確保に万全を期すため、特に下記の事項について徹底するようお願いします。

#### 記

1. 販売に際して、高速自動車国道等を走行できない旨を使用者に対し説明すること
2. 標識の取り外しは保安基準違反になる旨を使用者に対し説明すること
3. ETC 車載器を搭載しないなど、高速自動車国道等の走行を防止するよう努めること



令和 2 年 9 月 25 日  
自動車局安全・環境基準課  
自動車局審査・リコール課

## 二輪自動車の灯火器等の取付けに関する国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

二輪自動車の灯火器等の取付けに関する国際基準を導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「二輪自動車の灯火器等の取付けに係る協定規則（第53号）」の改訂等が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において採択されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入するための基準の改正等を行います。

### 1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

#### （1）二輪自動車の灯火器等の取付け

二輪自動車の灯火器等の取付けについて、協定規則第 53 号に規定された技術的要件に適合しなければならないこととする。これに伴い、

- ・二輪自動車への昼間走行灯の取付けを可能とする。
- ・二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととする。

適用期日は、令和 5 年 9 月以降の二輪自動車の新型車を適用対象とする※。

※ 昼間走行灯の取付けを可能とする規定は公布の日（本日）から適用する。

#### （2）その他

以上について所要の改正を行う。

### 2. 公布・施行

公 布 : 令和 2 年 9 月 25 日

施 行 : 公布の日

#### 問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 東海、堀井  
電話 03-5253-8111（内線 42532） 03-5253-8602（直通）  
FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 佐藤  
電話 03-5253-8111（内線 42313） 03-5253-8596（直通）  
FAX 03-5253-1640

## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

### 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り、自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「二輪自動車の灯火器等の取付けに係る協定規則（第53号）」等が改訂されたことを受け、二輪自動車等の他の交通からの被視認性の向上のため、我が国においても同協定規則を新たに採択し、国内の法令等に取り入れることとしている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、以下の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

<https://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29rep.html>

### 2. 改正の概要

#### （１）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 二輪自動車の灯火器等の取付けについて、協定規則第53号に規定された技術的要件に適合しなければならないこととする。これに伴い、
  - ・ 二輪自動車への昼間走行灯の取付けを可能とする。
  - ・ 二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととする。
- ② 最高速度20km/h未満の原動機付自転車について、番号灯に係る基準を適用しないこととする。

#### （２）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・ 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、二輪自動車の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置（以下「灯火器等の取付装置」という。）を追加する。
- ・ 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第53号に基づき認定された二輪自動車の灯火器等の取付装置を追加する。

#### （３）道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

二輪自動車の灯火器等の取付装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）第2条第2項の規定に基づき実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

**（４）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正**

（１）①の改正について、令和 5 年 9 月以降の二輪自動車の新型車を適用対象とする※ほか、所要の改正を行う。

※ 昼間走行灯の取付けを可能とする規定は公布の日から適用。

**（５）その他**

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

**3. 公布・施行**

公 布：令和 2 年 9 月 2 5 日

施 行：公布の日

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

### 1. 協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

令和 2 年（2020 年）9 月現在、57 か国、1 地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン  
（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

### 3. 基準の制定・改訂

（1）協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

（2）令和 2 年（2020 年）9 月現在、装置ごとに 152 の協定規則（基準）が制定されている。

### 4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

（1）協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

（2）協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（E<sub>43</sub>：日本の場合）と認定番号を与える。

（3）認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

### 5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和 2 年（2020 年）9 月現在、乗用車の制動装置、警音器等の 86 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

## 参考2

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和2年9月現在

| No. | 項目名                  | No. | 項目名                  | No. | 項目名                    |
|-----|----------------------|-----|----------------------|-----|------------------------|
| 0   | 国際的な車両認証制度           | 51  | 騒音                   | 103 | 交換用触媒                  |
| 1   | 前照灯                  | 52  | 小型バスの構造              | 104 | 大型車用反射材                |
| 2   | 前照灯白熱球               | 53  | 灯火器の取付け(二輪車)         | 105 | 危険物輸送車両構造              |
| 3   | 反射器                  | 54  | タイヤ(商用車)             | 106 | タイヤ(農耕用トラクタ)           |
| 4   | 後部番号灯                | 55  | 車両用連結装置              | 107 | 二階建てバスの構造              |
| 5   | シールド・ビーム前照灯          | 56  | 前照灯(モペット)            | 108 | 再生タイヤ                  |
| 6   | 方向指示器                | 57  | 前照灯(二輪車)             | 109 | 再生タイヤ(商用車)             |
| 7   | 車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯 | 58  | 突入防止装置               | 110 | CNG・LNG自動車             |
| 8   | ハロゲン前照灯              | 59  | 交換用消音器               | 111 | タンク自動車のロールオーバー         |
| 9   | 騒音(三輪車)              | 60  | コントロール類の表示(二輪車、モペット) | 112 | 非対称配光型ヘッドランプの配光        |
| 10  | 電波妨害抑制装置             | 61  | 外部突起(商用車)            | 113 | 対称配光型ヘッドランプの配光         |
| 11  | ドアラッチ及びヒンジ           | 62  | 施錠装置(二輪車)            | 114 | 後付エアバック                |
| 12  | ステアリング機構             | 63  | 騒音(モペット)             | 115 | CNG、LPGレトロフィットシステム     |
| 13  | 制動装置                 | 64  | 応急用予備走行装置            | 116 | 盗難防止装置                 |
| 13H | 制動装置(乗用車)            | 65  | 特殊警告灯                | 117 | タイヤ単体騒音                |
| 14  | シートベルト・アンカレッジ        | 66  | スーパーストラクチャー強度(バス)    | 118 | バス内装難燃化                |
| 15  | 排出ガス規制               | 67  | LPG車用装置              | 119 | コーナリングランプ              |
| 16  | シートベルト               | 68  | 最高速度測定法              | 120 | ハロート馬力測定法              |
| 17  | シート及びシートアンカー         | 69  | 低速車の後部表示板            | 121 | コントロール・テルテル            |
| 18  | 施錠装置(四輪車)            | 70  | 大型車後部反射器             | 122 | ヒーティングシステム規則           |
| 19  | 前部霧灯                 | 71  | 農耕用トラクタの視界           | 123 | 配光可変型前照灯               |
| 20  | ハロゲン前照灯(H4前照灯)       | 72  | ハロゲン前照灯(二輪車)         | 124 | 乗用車ホイール                |
| 21  | 内部突起                 | 73  | 大型車側面保護              | 125 | 直接視界                   |
| 22  | ヘルメット及びバイザー          | 74  | 灯火器の取付(モペット)         | 126 | 客室と荷室の仕切り              |
| 23  | 後退灯                  | 75  | タイヤ(二輪車、モペット)        | 127 | 歩行者保護                  |
| 24  | ディーゼル自動車排出ガス規制       | 76  | 前照灯(モペット)            | 128 | LED光源                  |
| 25  | ヘッドレスト               | 77  | 駐車灯                  | 129 | 新幼児拘束装置                |
| 26  | 外部突起(乗用車)            | 78  | 制動装置(二・三輪車、モペット)     | 130 | 車線逸脱警報装置               |
| 27  | 停止表示器材               | 79  | かじ取装置                | 131 | 衝突被害軽減制動制御装置           |
| 28  | 警音器                  | 80  | シート(大型車)             | 132 | 排ガスレトロフィット             |
| 29  | 商用車運転席乗員の保護          | 81  | 後写鏡(二輪車)             | 133 | リサイクル                  |
| 30  | タイヤ(乗用車)             | 82  | ハロゲン前照灯(モペット)        | 134 | 水素燃料電池自動車              |
| 31  | ハロゲンシールド・ビーム前照灯      | 83  | 燃料要件別排出ガス規制          | 135 | ポール側面衝突時の乗員保護          |
| 32  | 後部衝突における車両挙動         | 84  | 燃費測定法                | 136 | 電気自動車(二輪車)             |
| 33  | 前方衝突における車両挙動         | 85  | 馬力測定法                | 137 | フルラップ前突時乗員保護           |
| 34  | 車両火災の防止              | 86  | 灯火器の取付け(農耕用トラクタ)     | 138 | 車両接近通報装置               |
| 35  | フットコントロール類の配列        | 87  | デイトタイムラングランプ         | 139 | BAS(ブレーキアシストシステム)      |
| 36  | バスの構造                | 88  | 反射タイヤ(モペット、自転車)      | 140 | ESC(横滑り防止装置)           |
| 37  | 白熱電球                 | 89  | 速度制限装置               | 141 | タイヤ空気圧監視装置             |
| 38  | 後部霧灯                 | 90  | 交換用ブレーキライニング         | 142 | タイヤ取付                  |
| 39  | スピードメーター             | 91  | 側方灯                  | 143 | 重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム |
| 40  | 排出ガス規制(二輪車)          | 92  | 交換用消音器(二輪車)          | 144 | 事故自動緊急通報装置             |
| 41  | 騒音(二輪車)              | 93  | フロントアンダーランプ・トラクタ     | 145 | 年少者用補助乗車装置取付具          |
| 42  | バンパー                 | 94  | オフセット前突時乗員保護         | 146 | 水素燃料電池自動車(二輪車)         |
| 43  | 窓ガラス                 | 95  | 側突時乗員保護              | 147 | 連結装置(農耕用)              |
| 44  | 幼児拘束装置               | 96  | ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)   | 148 | 信号灯火に係る規則              |
| 45  | ヘッドランプ・クリーナー         | 97  | 警報装置及びイモビライザ         | 149 | 照射灯火に係る規則              |
| 46  | 後写鏡                  | 98  | 前照灯(ガスディスチャージ式)      | 150 | 反射器に係る規則               |
| 47  | 排出ガス規制(モペット)         | 99  | ガスディスチャージ光源          | 151 | 側方衝突警報装置               |
| 48  | 灯火器の取付け              | 100 | 電気自動車                | 152 | 衝突被害軽減制動制御装置           |
| 49  | ディーゼルエンジン排出ガス規制      | 101 | 乗用車のCO2排出量と燃費        |     |                        |
| 50  | 灯火器(二輪車、モペット)        | 102 | 連結装置                 |     |                        |



令和2年10月23日  
自動車局  
審査・リコール課

## リコール改善措置済み車両に貼付している 「統一的なリコールステッカー」が本年11月より廃止されます

今般、自動車メーカー各社から、リコール改善措置が実施済みであること周知するため車両に貼付している「統一的なリコールステッカー」の貼付を本年11月1日より廃止するとの報告がありましたので、お知らせします。

### 1. 背景

リコール改善措置が実施済みであることを自動車使用者等に周知するため、自動車メーカーは、統一的なリコールステッカーを当該車両に貼付しています。今般、メーカー各社のホームページからリコール情報及び改善措置の状況等が容易に確認できる環境が整ったこと、無線通信を経由したソフトウェアの更新によるリコール作業においてはディーラー等へ車両を入庫することなく改善措置が実施でき、ステッカーの貼付は、自動車ユーザーの利便性を損なうことなどの背景から、メーカー各社から、統一的なリコールステッカーの貼付を廃止するとの報告がありました。



図1 リコールステッカー

### 2. リコール情報の確認方法(参考資料参照)

- メーカー各社ホームページのリコール対象車両・実施状況を検索する画面から確認できます。(一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページからも確認可能)
- リコール改善措置が実施済みであることが分かり易く確認できる車両の「識別」(ペイント、運転席のディスプレイ表示等)(メーカー各社ホームページから識別方法が確認可能)
- メーカー各社問い合わせ窓口にて確認できます。

### 3. リコールステッカー貼付の廃止時期について

- 令和2年11月1日以降のリコールから廃止(令和2年10月31日までにリコールを届出した全ての案件も対象とし一律で貼付を廃止※)。

※ 個社にて独自設定したステッカーを貼付する場合があります。

本件は、当省ホームページ「自動車のリコール・不具合情報」からご確認いただけます。

URL: [https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/recall\\_labelinfo.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/recall_labelinfo.html)

#### 【お問い合わせ先】

審査・リコール課 傳田、岡田

代表:03-5253-8111 (内線:42355)

直通:03-5253-8597、FAX:03-5253-1640

## 《参考》

| 確認方法 |                                   | 備考                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 改善措置実施後の「識別」                      | ・識別位置をメーカーHPに掲載する「改善箇所説明図」で確認できます。<br>※識別はメーカーによって内容が異なります。(ペイント、運転席のディスプレイ表示等)                                                                                                                                                                         |
| 2    | メーカーHP                            | ・各社 HP のリコール等の対象車両検索画面により確認できます。                                                                                                                                                                                                                        |
| 3    | 一般社団法人<br>日本自動車整備<br>振興会連合会<br>HP | ・以下、日整連ホームページから確認できます。<br>日整連 HP > 整備事業関連情報 > リコール情報検索<br>URL: <a href="https://www.jaspa.or.jp/portals/recallsearch/index.html">https://www.jaspa.or.jp/portals/recallsearch/index.html</a>                                                            |
| 4    | リコール検索<br>アプリ                     | ・以下から専用アプリをダウンロードして確認できます。<br>iOS: AppStore / Android: GooglePlay ストア<br>・詳細は以下日整連 HP をご参照ください。<br>URL: <a href="https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html">https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html</a> |

※一部の確認方法については、メーカーによって対応していない場合があります。



令和2年11月11日

自動車局審査・リコール課

## 世界初！ 自動運転車(レベル3)の型式指定を行いました

国土交通省は、本田技研工業株式会社から申請のあった車両(通称名:レジェンド)に対し、自動運行装置を備えた車両としては世界初の型式指定を行いました。

### 1. 概要

本田技研工業(株)から申請のあった自動運行装置を搭載した自動運転車(レベル3)について、(独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所における保安基準適合性の審査を踏まえ、本日、世界で初めて型式指定を行いました。

自動運転車については、交通事故の削減、高齢者等の移動手段の確保、物流分野における生産性向上等、我が国が抱える様々な社会課題の解決に大きな役割を果たすことが期待されています。そのため、自動運転に係る政府全体の戦略である「官民ITS構想・ロードマップ」(IT総合戦略本部決定)において、市場化・サービス化に係るシナリオと目標を掲げ、国土交通省を含め官民一体となって早期実現に向け取り組んでおります。(別紙1)

同ロードマップにおいて、高速道路の自動運転車(レベル3)の市場化目標時期が2020年目途とされていることを踏まえ、国土交通省では、昨年5月の道路運送車両法の一部改正に基づき、本年3月、世界に先駆けて自動運転車の保安基準を策定するなど、早期導入に向け制度整備を進めてきました。(別紙2)

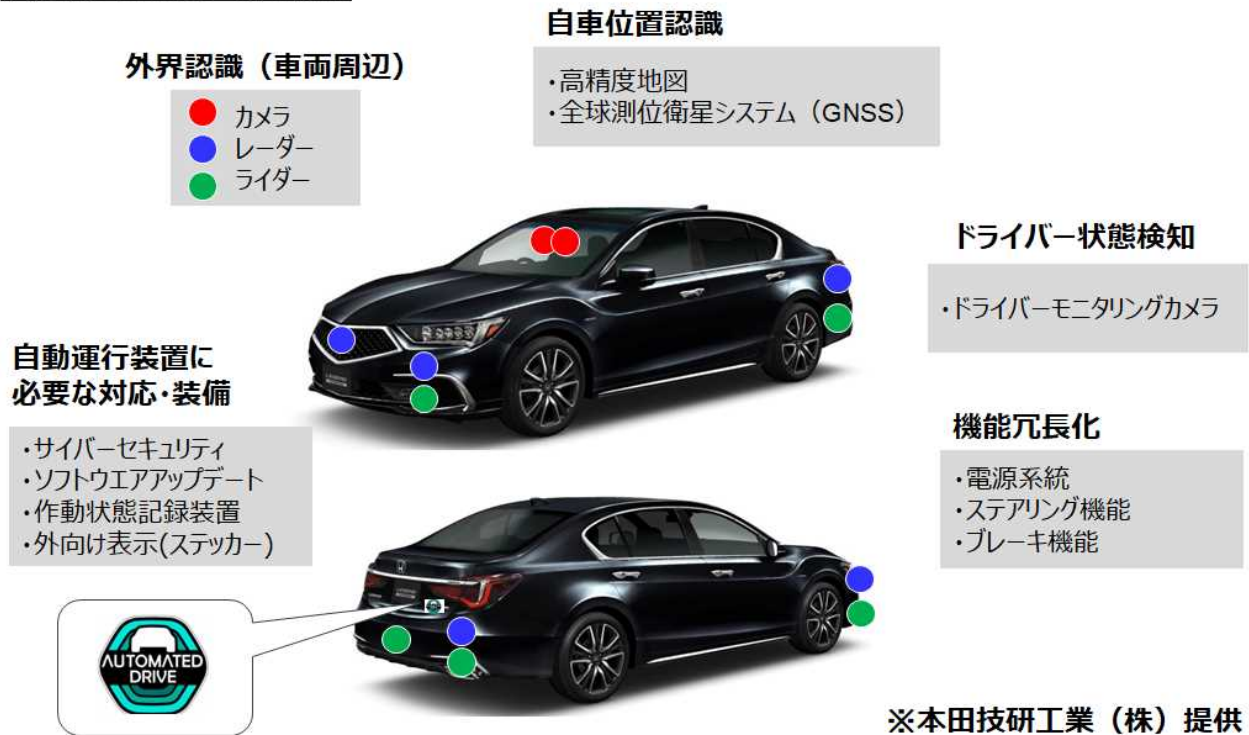
国土交通省としては、引き続き、自動走行分野において世界をリードし、様々な車社会の課題解決に大きく寄与する自動運転の一層の実用化、普及に取り組んでまいります。

### 2. 今回型式指定を行った自動運転車に搭載された自動運行装置(名称:Traffic Jam Pilot)

高速道路での渋滞時における運転者の運転操作の負荷を軽減することを目的に、前走車をはじめ周辺の交通状況を監視するとともに、運転者に代わって運転操作を行い、車線内の走行を維持しながら前走車に追従する装置。(別紙3)

※当該装置は、型式指定にあたり国土交通大臣が付与した特定条件(走行環境条件)の範囲内で作動が可能となり、作動後、走行環境条件を満たさなくなる場合や故障発生時等においては、警報を発し運転者による運転操作を求めますので、運転者は過信せず常に運転できる状況を維持する必要があります。

(参考)

**自動運行装置の構成**

※詳細については、以下の本田技研工業（株）の連絡先へお問い合わせください。

本田技研工業株式会社 ブランド・コミュニケーション本部 広報部  
 企業広報 TEL (03) 5412-1512 商品・技術広報 TEL (03) 5412-1514

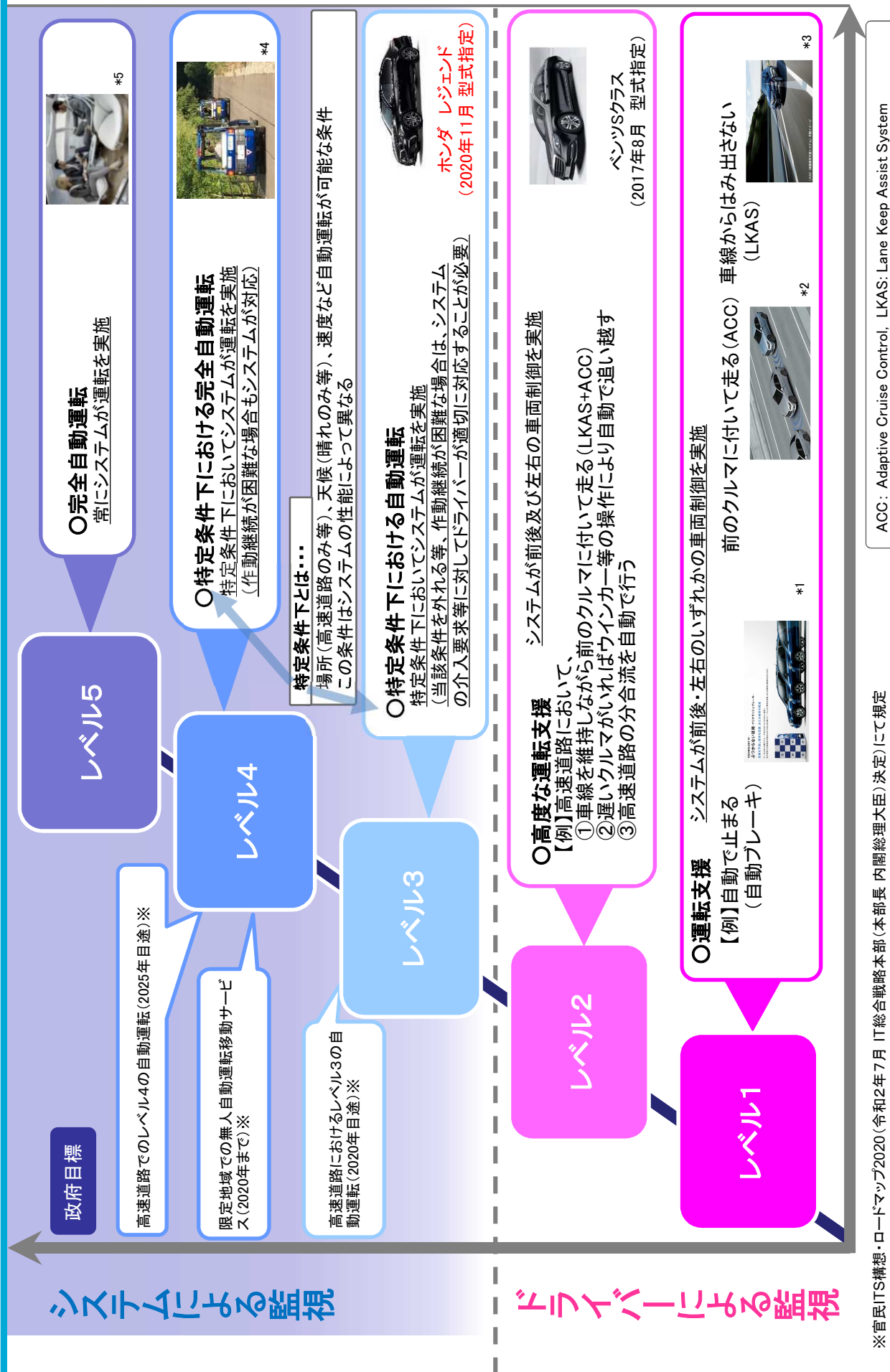
**【参考資料】**

- (別紙 1) 自動運転車の定義及び政府目標
- (別紙 2) 自動運行装置の保安基準等の概要
- (別紙 3) 自動運行装置の概要（本田技研工業（株）提供）

お問い合わせ先  
 国土交通省自動車局審査・リコール課 手塚、野崎  
 TEL : 03-5253-8111 （内線 42312, 42324）  
 直通 03-5253-8595 FAX : 03-5253-1640

## 自動運転車の定義及び政府目標

## 別紙1



※官民ITS構想・ロードマップ2020 (令和2年7月 IT総合戦略本部 (本部長 内閣総理大臣) 決定) にて規定

\*1 (株) SUBARUホームページ \*2 日産自動車 (株) ホームページ \*3 本田技研工業 (株) ホームページ  
\*4 福井県永平寺町実証実験 \*5 CNET JAPANホームページ



## 基準策定の 取組

車両安全のためのガイドラ  
イン策定(18.9) 改正道路運送車両法  
の成立(19.5)

改正道路運送車両法・  
保安基準(省令)の施行(20.4)

国連WP29において  
国際基準が成立(20.6)

- ・国連WP29※における国際議論も踏まえつつ、「自動運行装置」の国内基準を2020年4月策定・施行
- ・日本が、WP29傘下の専門家会議等において議論をリードし、6月に国際基準が成立

※正式名称は「自動車基準調和世界フォーラム」。自動車安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場。

## 自動運行装置の保安基準

### 1. 性能

- (1) 走行環境条件内において、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないこと
- (2) 走行環境条件外で、作動しないこと
- (3) 走行環境条件を外れる前に運転操作引継ぎの警報を発し、運転者に引き継がれるまでの間、安全運行を継続するとともに、引き継がれない場合は安全に停止すること
- (4) 運転者の状況監視のためのドライバースモニタリングを搭載すること
- (5) 不正アクセス防止等のためのサイバーセキュリティ確保の方策を講じること 等



### 2. 作動状態記録装置

- 自動運行装置のON/OFFの時刻
- 引継ぎ警報を開始した時刻
- 運転者が対応可能でない状態となった時刻等を6ヶ月間にわたり(又は2500回分)記録できること

## 自動運行装置を備える自動車の外向け表示について

- ・自動運転車であることを示すステッカーを車体後部に貼付(メーカーに要請)



## 高速道路本線上での渋滞時の自動運転を提供



名称：トラフィックジャムパイロット(TJP)

周辺の交通状況監視から解放され  
運転負荷を軽減

### 主な走行環境条件

#### 1. 道路状況及び地理的状况

(道路区間)

高速自動車国道、都市高速道路及びそれに接続される又は接続される予定の自動車専用道路  
(一部区間を除く)

(除外区間/場所)

自車線と対向車線が中央分離帯等により構造成上分離されていない区間  
急カーブ、サービスエリア・パーキングエリア、料金所など

#### 2. 環境条件

(気象状況)

強い雨や降雪による悪天候、視界が著しく悪い濃霧又は日差しの強い日の逆光等により自動  
運行装置が周辺の車両や走路を認識できない状況でないこと

(交通状況)

自車が走行中の車線が渋滞又は渋滞に近い混雑状況であるとともに、前走車及び後続車が  
自車線中心付近を走行していること

#### 3. 走行状況

(自車の速度)

自車の速度が自動運行装置の作動開始前は約30km/h未満、作動開始後は約50km/h  
以下であること

(自車の走行状況)

高精度地図及び全球測位衛星システム(GNSS(Global Navigation Satellite System))  
による情報が正しく入手できていること

(運転者の状態)

正しい姿勢でシートベルトを装着していること

(運転者の操作状況) アクセル・ブレーキ・ハンドルなどの運転操作をしていないこと

※本田技研工業(株)提供



令和 2 年 12 月 11 日

自動車局技術・環境政策課

## ドライバーの居眠りや脇見を検知するドライバーモニタリングシステムの ガイドラインを策定しました！

国土交通省では、安全運転を継続できない可能性のある居眠りや脇見等のドライバー状態を検知し、ドライバーに報知するシステムのガイドラインを策定しました。

これらのガイドラインにより、自動車メーカー等における開発が促進され、同システムを搭載した車両の早期実用化・普及が期待されます。

国土交通省では、先進安全自動車(ASV※<sup>1</sup>)技術の実用化による交通事故の削減に向けて、産学官の有識者・関係者で構成される「先進安全自動車(ASV)推進検討会」において、自動運転の実現に必要な ASV 技術について、開発・実用化・普及を促進しています。

今般、下記のとおり、ガイドラインの策定等を行いましたのでそれらについて公表いたします。

### ① ガイドラインの策定

- ドライバーモニタリング(眠気・居眠り検知)システム ガイドライン
- ドライバーモニタリング(脇見等検知)システム ガイドライン

これらのガイドラインは、ドライバーの眠気・居眠り、脇見により安全運転を継続できない可能性のあるドライバー状態を検知し、ドライバーに報知するドライバーモニタリングシステムについて、眠気・居眠り、脇見のそれぞれについて開発等の指針を示したものです。

### ② その他

- ドライバー異常時対応システム ドライバー異常自動検知システム基本設計書・附則 作動データ記録装置 ガイドラインの策定※<sup>2</sup>
- ドライバー異常自動検知システム ガイドライン等の改訂※<sup>2</sup>
- 令和元年 ASV 技術普及台数調査※<sup>2</sup>
- 主要な ASV 技術の概要及び自動運転関連用語の概説とりまとめ※<sup>3</sup>
- 自動運転レベル3以降の車両の呼称※<sup>3</sup>

※<sup>1</sup> ASV とは、Advanced Safety Vehicle の略で、先進技術を利用してドライバーの安全運転に資するシステムを搭載した自動車のことです。ASV 推進検討会については下記ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/japanese/planning6.html>

※<sup>2</sup> 下記ホームページにて公開

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/documents.html>

※<sup>3</sup> 令和 2 年 12 月 11 日プレスリリース参照

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000353.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000353.html)

#### 【お問い合わせ先】

自動車局 技術・環境政策課 玉屋、林、八田

代表：03-5253-8111（内線 42254）、直通：03-5253-8591、FAX：03-5253-1639



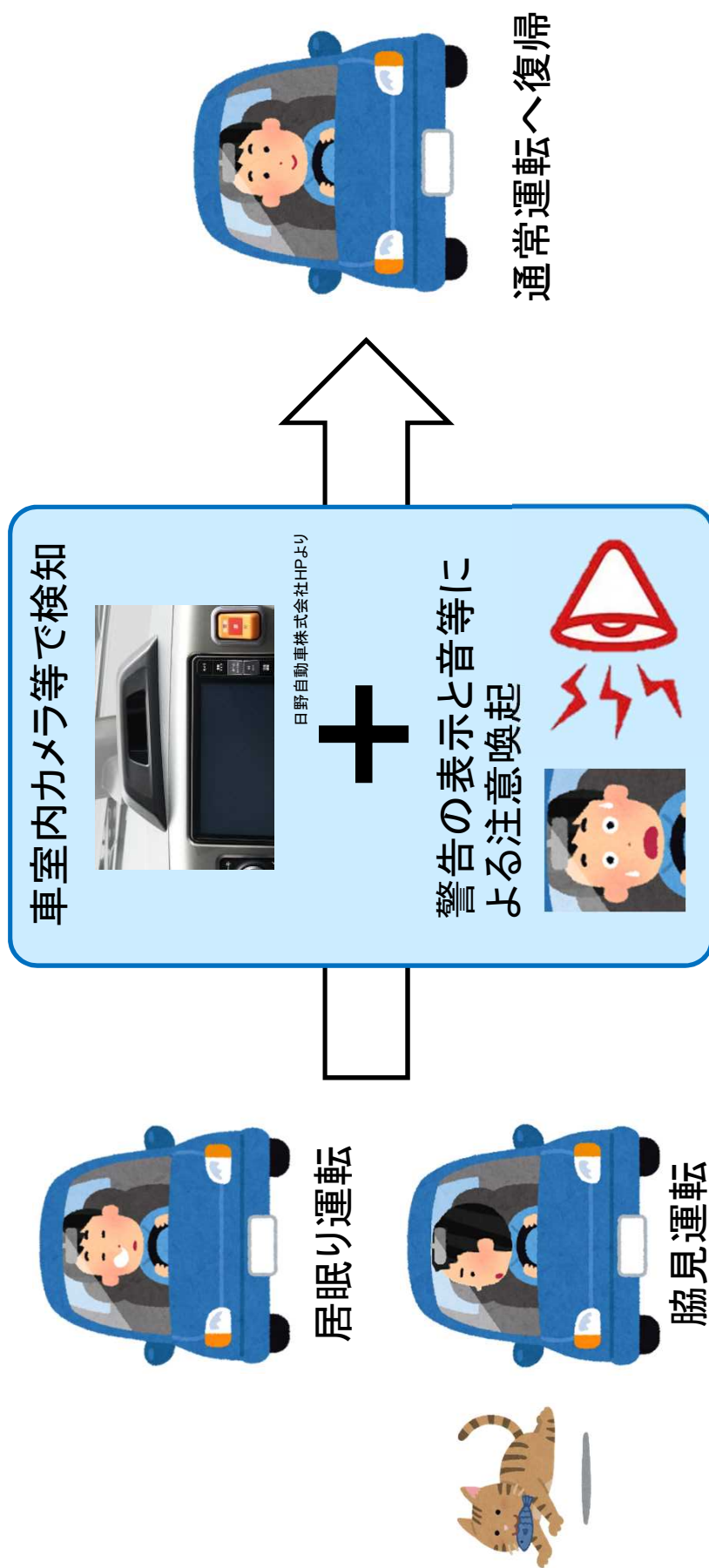
# ドライバーモニタリングシステム(眠気・居眠り、脇見等検知) 国土交通省

- ドライバーモニタリングシステム(眠気・居眠り検知、脇見等検知) ※  
ドライバーの居眠り運転や脇見運転を防止するため、ドライバーの状態を検知し、注意喚起を行うシステム。

※ドライバーの眠気や居眠りを検知するものを「ドライバーモニターング(眠気・居眠り検知)システム」、ドライバーが前方以外を注視する行為を検知するものを「ドライバーモニターング(脇見等検知)システム」と呼ぶ。

システムのイメージ

ドライバーモニターングシステム



令和 2 年 12 月 11 日  
自動車局 技術・環境政策課

## 主要な ASV 技術の概要及び自動運転関連用語の概説を公表 ～自動運転レベル 3 以降の車両の呼称も策定～

自動運転の実現に必要な先進安全自動車（ASV）技術について、主要な ASV 技術の概要及び自動運転関連用語の概説をとりまとめましたので公表します。

また、ユーザーが自動運転車の機能を過信せず、適切な運転操作等を行うことを目的とし、自動運転レベル 3 以降の車両の呼称を策定致しました。

※ASV とは、Advanced Safety Vehicle の略で、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車

国土交通省では、先進安全自動車（ASV）技術の実用化による交通事故の削減に向けて、産学官の有識者・関係者で構成される「先進安全自動車（ASV）推進検討会」において、自動運転の実現に必要な ASV 技術について、開発・実用化・普及を促進しています。

今般、ASV 技術についてユーザーやメディア関係者の理解を広めるため、主要な ASV 技術の概要を整理するとともに、新聞や雑誌等でよく使用されている自動運転関連用語の概説をとりまとめましたので公表します。詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/documents.html>

また、ASV 技術は事故防止に役立つ一方で、万能ではなく、ユーザーは機能の限界を正しく理解し、引き続き安全に配慮した適切な運転操作等を行うことが重要であることから、同検討会では、市場で販売される自動運転車について、ユーザーに機能やその限界等を正しく理解していただくことを目的とし、自動運転にかかる各レベルの車両の呼称を検討してきたところです。平成 30 年度には、レベル 1 及び 2 の呼称を「運転支援車」と策定・公表したところであり、この度、レベル 3 以降の呼称についても、以下のとおり策定致しました。

国土交通省では今後も引き続き、ASV 技術や自動運転車の適切な使用を促すことにより、これら技術を搭載した自動車の円滑な普及に努めてまいります。

| レベル   | 車両の呼称          |
|-------|----------------|
| レベル 3 | 条件付自動運転車（限定領域） |
| レベル 4 | 自動運転車（限定領域）    |
| レベル 5 | 完全自動運転車        |



### 【お問い合わせ先】

自動車局 技術・環境政策課 玉屋、林、八田

代表：03-5253-8111（内線 42254）、直通：03-5253-8591

FAX：03-5253-1639

# 自動運転車両の呼称

第二章

検査業務関係

- ASV推進検討会（※）において合意する名称は、市場で販売される自動車についてユーザーが機能やその限界等を正しく理解し適切な運転操作等を行うよう促すことを意図したものの。
- このため、その対象範囲は、自動車メーカーが、消費者に対して、具体的な車種について広報・宣伝を行う際に使用する資料（テレビCM、新聞・雑誌の広告、パンフレット等）を想定。

（※）自動運転の実現に必要なASV（先進安全自動車）技術について、開発・実用化の指針を定めることを念頭に具体的な技術の要件等について検討する産学官の有識者・関係者で構成される検討会。 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/documents.html>

| レベル           | 自動運転レベルの概要                                                                                                                       | 運転操作※の主体                        | 対応する車両の名称             |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| レベル1<br>— ∞ — | アクセル・ブレーキ操作またはハンドル操作のどちらかが、部分的に自動化された状態。                                                                                         | 運転者                             | 運転支援車                 |
|               | アクセル・ブレーキ操作およびハンドル操作の両方が、部分的に自動化された状態。                                                                                           | 運転者                             |                       |
| レベル3          | 特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。<br>ただし、自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合においては、運転操作を促す警報が発せられるので、適切に応答しなければならない。 | 自動運行装置<br>（自動運行装置の作動が困難な場合は運転者） | <u>条件付自動運転車（限定領域）</u> |
| レベル4          | 特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。                                                                                  | 自動運行装置                          | <u>自動運転車（限定領域）</u>    |
| レベル5          | 自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。                                                                                                           | 自動運行装置                          | <u>完全自動運転車</u>        |

※ 車両の操縦のために必要な、認知、予測、判断及び操作の行為を行うこと

国自審第1905号  
国自整第243号  
国自情第204号  
令和2年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局

審査リコール課長  
整備課長  
自動車情報課長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示  
に関する取扱要領」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり通達を一部改正したので、傘下会員に対して周知方お願い致します。

| 改                                                                                                          | 正                                                                                                          | 案                                                                                                                                            | 現                                                                                                                                            | 行  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 別紙                                                                                                         | 別紙                                                                                                         | (傍線の部分は改正部分)                                                                                                                                 |                                                                                                                                              |    |
| 1. ～5. (略)                                                                                                 | 1. ～5. (略)                                                                                                 | 6. 未改修車両の窓口における処置                                                                                                                            | 6. 未改修車両の窓口における処置                                                                                                                            | 別紙 |
| (1) 「改善措置済証」の提出がない場合                                                                                       | (1) 「改善措置済証」の提出がない場合                                                                                       | 上記5. により未改修車両であると判断した場合は、以下のとおり取り扱うものとする。                                                                                                    | 上記5. により未改修車両であると判断した場合は、以下のとおり取り扱うものとする。                                                                                                    |    |
| ① 自動車検査証、登録識別情報等通知書又は限定自動車検査証（以下、「自動車検査証等」という。）の備考欄に「特例告示対象」の旨を記載し、通達第5条第3項のリコール車警告文（以下「通知文」という。）出力日を記載する。 | ① 自動車検査証、登録識別情報等通知書又は限定自動車検査証（以下、「自動車検査証等」という。）の備考欄に「特例告示対象」の旨を記載し、通達第5条第3項のリコール車警告文（以下「通知文」という。）出力日を記載する。 | ① 自動車検査証、登録識別情報等通知書又は限定自動車検査証（以下、「自動車検査証等」という。）の備考欄に「特例告示対象」の旨を <u>朱色で記載したは様式1に定めるスタンプを押印し、通達第5条第3項のリコール車警告文（以下「通知文」という。）出力日の受付日付印を押印する。</u> | ① 自動車検査証、登録識別情報等通知書又は限定自動車検査証（以下、「自動車検査証等」という。）の備考欄に「特例告示対象」の旨を <u>朱色で記載したは様式1に定めるスタンプを押印し、通達第5条第3項のリコール車警告文（以下「通知文」という。）出力日の受付日付印を押印する。</u> |    |
| ②～⑧ (略)                                                                                                    | ②～⑧ (略)                                                                                                    |                                                                                                                                              | ②～⑧ (略)                                                                                                                                      |    |
| (2) 「改善措置済証」の提出がなされた場合                                                                                     | (2) 「改善措置済証」の提出がなされた場合                                                                                     | 改善措置済証の提出があった際は、メーカーからの報告によりMOTASへの特定リコール対象車両の設定が解除されているか否かに係わらず、⑤の取扱いを除き全て受領することとし、以下により取り扱うものとする。                                          | (2) 「改善措置済証」の提出がなされた場合<br>改善措置済証の提出があった際は、メーカーからの報告によりMOTASへの特定リコール対象車両の設定が解除されているか否かに係わらず、⑤の取扱いを除き全て受領することとし、以下により取り扱うものとする。                |    |
| ①～⑥ (略)                                                                                                    | ①～⑥ (略)                                                                                                    | ⑦ メーカーからの報告によりMOTASへの特定リコール対象車両の設定が解除されているものにあつては、自動車検査証等に「特例告示対象」の旨                                                                         | ①～⑥ (略)<br>⑦ メーカーからの報告によりMOTASへの特定リコール対象車両の設定が解除されているものにあつては、自動車検査証等に「特例告示対象」の旨                                                              |    |

|                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>を記載されている車両であっても、「改善措置済証」がなくても申請を受理して差し支えないものとする。</p> <p>その場合、提出のあった自動車検査証等の備考欄に記載された特例告示対象であることの記載に取り消し線を入れ確認した日を<u>記載</u>する等、確認したことが分かるようにしておくこと。</p>                                  | <p>(3) 限定自動車検査証の交付</p> <p>通達第5条第3項において、限定自動車検査証は交付しないものとする。とされているが、独立行政法人自動車技術総合機構（以下、「自動車機構」という。）の審査の結果、不適合（未改修車両であって改善措置済証が確認できなかったものを除く。）となった場合は限定自動車検査証を交付するものとし、以下により取り扱うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 限定自動車検査証への未改修車両であることの記載は、限定自動車検査証その1及びその2の備考欄に「特例告示対象」の旨を記載するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>(6) 未改修車両のOSS申請</p> <p>OSS申請については、未改修車両であった場合には職員が「原簿情報取得」を押下した時点で申請が却下されることとなる。</p> <p>なお、リコール改修実施事業者による「改善措置済証」の発行からMOTASへ反映されるまで概ね4日程度（閉庁日を除く。）掛かるので、「改善措置済証」の提出による窓口申請に切り替えた場合は、申請書が必要となるため取扱いに留意されたい。</p>                                              |
| <p>を<u>朱色</u>で記載または様式1に定めるスタンプを押印されている車両であっても、「改善措置済証」がなくても申請を受理して差し支えないものとする。</p> <p>その場合、提出のあった自動車検査証等の備考欄に記載された特例告示対象であることの記載に取り消し線を入れ確認した日の<u>受付日付印</u>を押印する等、確認したことが分かるようにしておくこと。</p> | <p>(3) 限定自動車検査証の交付</p> <p>通達第5条第3項において、限定自動車検査証は交付しないものとする。とされているが、独立行政法人自動車技術総合機構（以下、「自動車機構」という。）の審査の結果、不適合（未改修車両であって改善措置済証が確認できなかったものを除く。）となった場合は限定自動車検査証を交付するものとし、以下により取り扱うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 限定自動車検査証への未改修車両であることの記載は、限定自動車検査証その1及びその2の備考欄に「特例告示対象」の旨を<u>朱色</u>で記載または様式1に定めるスタンプを押印するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>(6) 未改修車両のOSS申請</p> <p>OSS申請については、未改修車両であった場合には職員が「原簿情報取得」を押下した時点で申請が却下されることとなる。</p> <p>なお、リコール改修実施事業者による「改善措置済証」の発行からMOTASへ反映されるまで概ね4日程度（閉庁日を除く。）掛かるので、「改善措置済証」の提出による窓口申請に切り替えた場合は、申請書に<u>使用者の署名又は押印</u>が必要となるため取扱いに留意されたい。</p> |

|                                                                       |                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 7. ～11. (略)                                                           | 7. ～11. (略)                                     |
| (削る)                                                                  | 様式1<br>自動車検査証等押印用「特例告示対象車」印                     |
| 附 則                                                                   | 外枠サイズ：12mm×50mm<br>フォント：MSゴシック 18p 太字<br>インク：朱色 |
| 第1条 本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。 | <div>特例告示対象車</div>                              |





令和 2 年 1 2 月 2 5 日

自動車局安全・環境基準課

自動車局審査・リコール課

## 自動運転技術に関する国際基準等を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

我が国が議論をリードして成立した自動運行装置に関する国際基準を国内の保安基準に導入するための法令整備を行います。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」、「サイバーセキュリティシステムに係る協定規則（第155号）」、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第156号）」及び「後面衝突時の燃料漏れ防止及び電気自動車に係る協定規則（第153号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

### 1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

（1）道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

- ① 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第 157 号の要件を適用する。
- ② 現在自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの基準について、自動運行装置を備える自動車以外の自動車にも適用する。
- ③ 自動車の幅を測定する際にその対象から除外する項目として、安全運転支援のための検知装置※等を追加する。  
※ 突出量が一定以下であって、外装の突起物に係る基準に適合したものに限る。
- ④ オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 3.5 トン以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの等を除く。）を追加する。
- ⑤ 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面高さにかかわらず適用することとする。
- ⑥ フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車を追加する。
- ⑦ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 153 号に規定された要件に適合した後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置を備えなければならないこととする。



(2) その他

以上について所要の改正を行う。

**2. 公布・施行**

公 布 : 令和2年12月25日

施 行 : 令和3年1月3日

ただし、1.(1)③に係る部分は公布の日とし、1.(1)①、②及び⑦並びに(2)の一部に係る部分は令和3年1月22日とする。

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 東海、杉本

電話 03-5253-8111 (内線 42532) 03-5253-8602 (直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 佐藤

電話 03-5253-8111 (内線 42313) 03-5253-8596 (直通)

FAX 03-5253-1640

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 181 回会合において、「後面衝突時の燃料漏れ防止及び電気自動車に係る協定規則（第 153 号）」、「サイバーセキュリティシステムに係る協定規則（第 155 号）」、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第 156 号）」及び「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第 157 号）」が新たに採択された。

また、「オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 94 号）」、「側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 95 号）」及び「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 137 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### （1）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第 157 号の要件を適用する。

【適用時期】

新 型 車：令和 4 年 7 月 1 日

- ② 現在自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの基準について、自動運行装置を備える自動車以外の自動車にも適用する。

【適用時期】

○無線によるソフトウェアアップデートに対応している車両

新 型 車：令和 4 年 7 月 1 日

継続生産車：令和 6 年 7 月 1 日

○無線によるソフトウェアアップデートに対応していない車両

新 型 車：令和 6 年 1 月 1 日

継続生産車：令和 8 年 5 月 1 日

- ③ 自動車の幅を測定する際にその対象から除外する項目として、安全運転支援のための検知装置\*等を追加する。

※車幅に含めないセンサー等の要件：

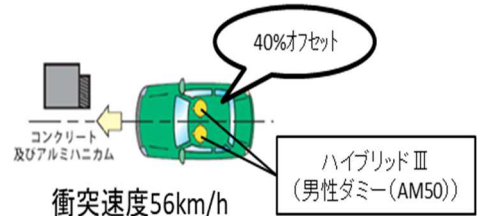
- ・突出量は、左右両側の合計で 100mm 以下とする。
- ・高さ 2.0m 以下に装着する場合は、外部表面の曲率半径を 2.5mm 以上とする。

- ④ オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 2.5 トンから 3.5 トン以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの等を除く。）を追加する。

【適用時期】

新 型 車：令和 5 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日



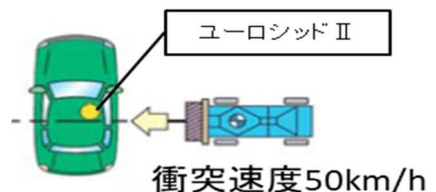
- ⑤ 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面高さにかかわらず適用することとする。

（従来は座席高さ 700mm 超は非適用）

【適用時期】

新 型 車：令和 4 年 7 月 5 日

継続生産車：令和 6 年 7 月 5 日

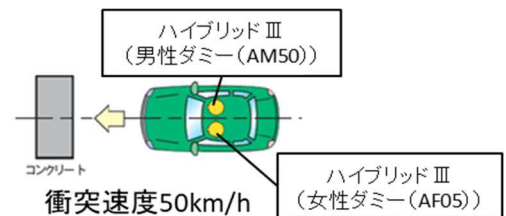


- ⑥ フラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 2.8 トンから 3.5 トン以下の貨物自動車を追加する。

【適用時期】

新 型 車：令和 9 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日

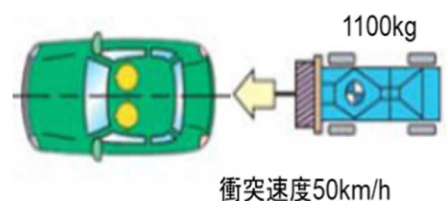


- ⑦ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 153 号に規定された要件に適合した後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置（以下「後面衝突時の燃料漏れ防止等装置」という。）を備えなければならないこととする。

【適用時期】

新 型 車：令和 4 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 6 年 9 月 1 日



## （２）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後面衝突時の

燃料漏れ防止等装置を追加する。

- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 153 号に基づき認定された後面衝突時の燃料漏れ防止等装置等を追加する。
- ③ 協定規則第 95 号等が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

### (3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 後面衝突時の燃料漏れ防止等装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (4) ①の改正を踏まえ、法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号の許可を申請する者が、申請者の能力についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改める。

### (4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号※の許可の基準として、サイバーセキュリティを確保するための業務管理システムの要件に適合することを追加する。

※ 自動車製作者等が、特定改造等をさせる目的で、電気通信回線を使用する方法及び電磁的記録媒体を配布する方法により、自動車の使用者等に対し当該改造のためのプログラム等を提供する行為。

- ② 特定改造等をする場合に国土交通大臣の許可を要する自動車に、被牽引自動車を追加する。

### (5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

## 3. スケジュール

公 布：令和 2 年 12 月 25 日

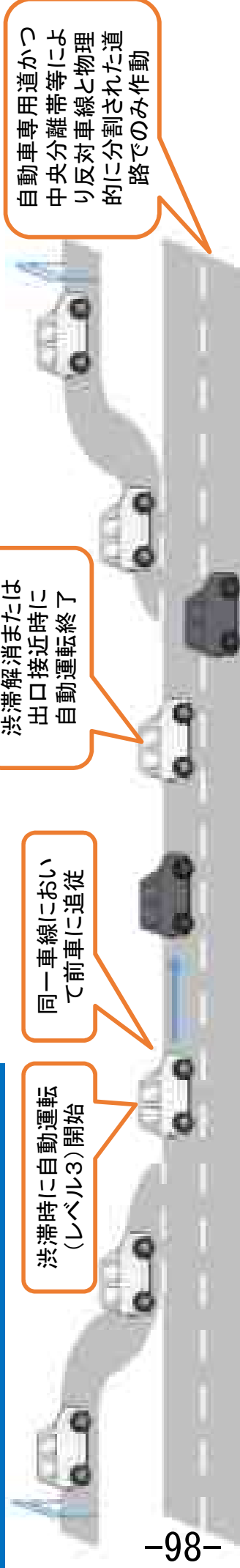
施 行：令和 3 年 1 月 3 日

ただし、(1) ③に係る部分は公布の日とし、(1) ①、②及び⑦、(2) ①及び②、(3) 並びに (4) に係る部分は令和 3 年 1 月 22 日とする。

## これまでの状況

- 2019年6月、国連WP29(自動車基準調和世界フォーラム)において、自動運転のフレームワークドキュメント(自動運転車の国際的なガイドラインと基準策定スケジュール等)に合意。
- 日本は、WP29傘下の専門家会議等において共同議長等の役職を担い、官民オールジャパン体制で議論をリード。
- 2020年6月に開催されたWP29本会議において成立。

## 対象となる自動運転のイメージ



198

## 主な要件

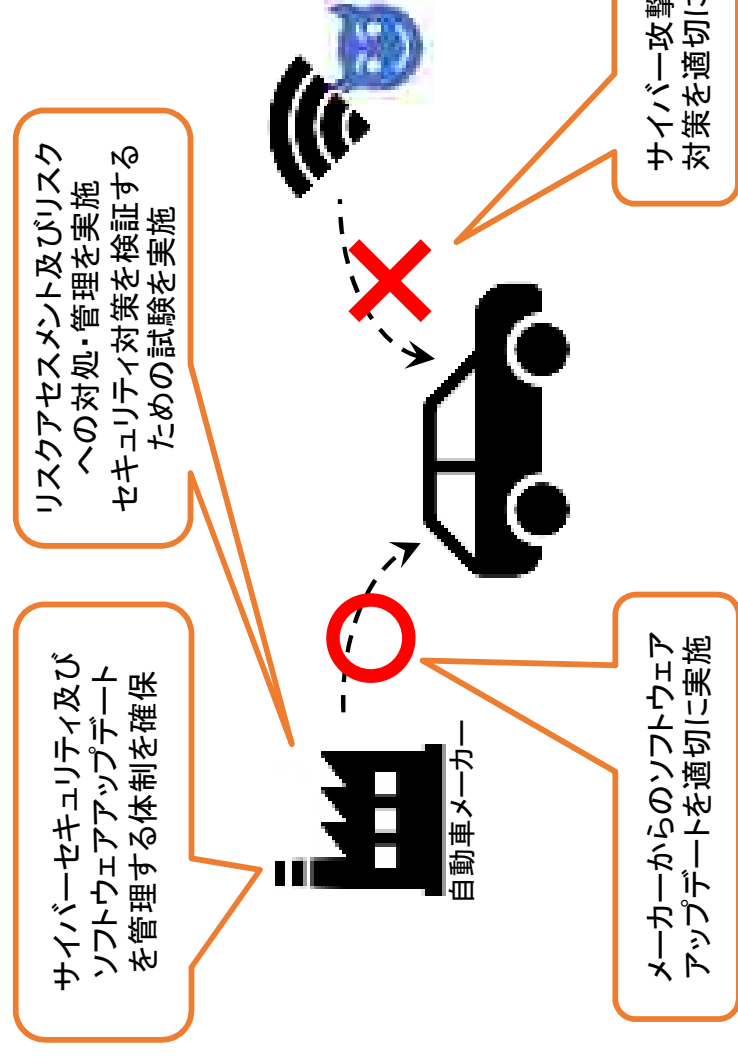
- 自動運転システムが作動中、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないことについて、注意深く有能な運転者と同等以上のレベルであること。
- 運転操作引継ぎの警報を発した場合において、運転者に引き継がれるまでの間は制御を継続すること。運転者に引き継がれない場合はリスク最小化制御を作動させ、車両を停止すること。
- 運転者が運転操作を引き継げる状態にあることを監視するためのドライバーモニターモニタリングを搭載すること。
- 不正アクセス防止等のためのサイバーセキュリティ確保の方策を講じること。
- 自動運転システムのON/OFFや故障等が生じた時刻を記録する作動状態記録装置を搭載すること。
- 上記の要件について、シミュレーション試験、テストコース試験、公道試験及び書面を組合せて、適合性の確認を行うこと。  
(例：他車の割り込み等が起こりうる状況において、注意深く有能な運転者の反応速度や制動力等のモデルに基づいて回避可能と考えられる衝突を、当該自動運転車が回避できることを確認。)

## これまでの状況

- 2019年6月、国連WP29(自動車基準調和世界フォーラム)において、自動運転のフレームワークドキュメント(自動運転車の国際的なガイドラインと基準策定スケジュール等)に合意。
- 日本は、WP29傘下の専門家会議等において共同議長等の役割を担い、官民オールジャパン体制で議論をリード。
- 2020年6月に開催されたWP29本会議において成立。

## 主な要件

- サイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの適切さを担保するための業務管理システムを確保すること。
- サイバーセキュリティに関して、車両のリスクアセスメント(リスクの特定・分析・評価)及びリスクへの適切な対処・管理を行うとともに、セキュリティ対策の有効性を検証するための適切なかつ十分な試験を実施すること。
- 危険・無効なソフトウェアアップデートの防止や、ソフトウェアアップデート可能であることの事前確認等、ソフトウェアアップデートの適切な実施を確保すること。



# 特定改造等の許可制度について

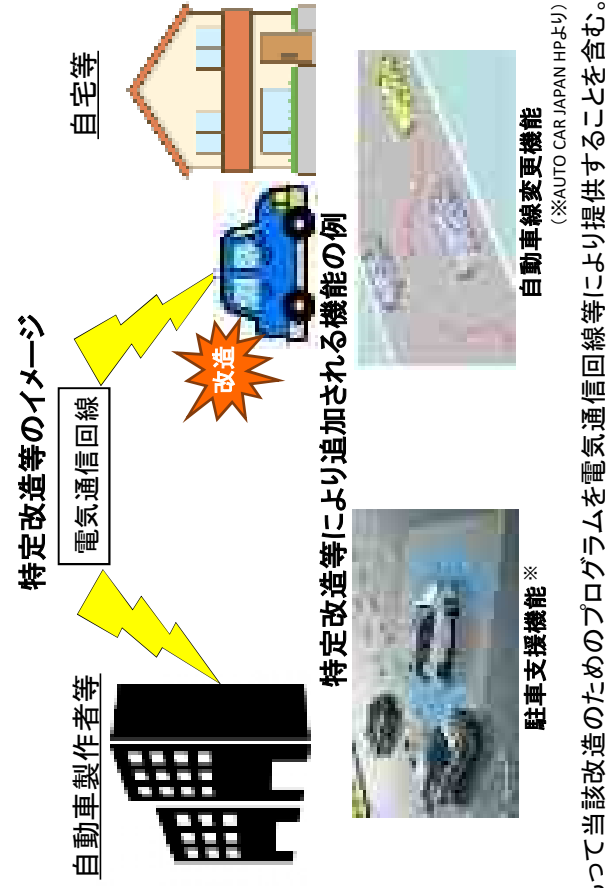
## 特定改造等の許可制度とは

○昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を大規模かつ容易に行うことが可能となったことから、サイバーセキュリティの確保を含め、改造が適切に行われることを確保するため、令和元年5月の改正道路運送車両法に基づき導入。

○自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等(特定改造等)をしようとすると、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

### 許可制度の概要

- ① 自動車の特定改造等を行う者は、あらかじめ許可を受けること  
(申請者の能力※及び体制、改造された自動車の保安基準適合性)  
※適切なソフトウェアアップデート及びサイバーセキュリティの確保
- ② ①の許可を受けた者の遵守事項(プログラムの適切な管理及び確実な改変等)
- ③ その他、①の許可を受けた者に対する是正命令、許可の取消し、罰則等
- ④ ①の許可に係る事務のうち技術的な審査を(独)自動車技術総合機構に行わせる。



(注) 「特定改造等」には、使用者等にプログラムの改変による改造をさせる目的をもって当該改造のためのプログラムを電気通信回線等により提供することを含む。

## 協定規則導入に伴う一部改正

### <改正内容>

○国連の「サイバーセキュリティに関する協定規則(R155)」導入※に伴い、許可の基準として、同規則に規定されるサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムの要件に適合することを追加するほか、所要の改正を行う。

### <スケジュール>

○公布: 令和2年12月25日    ○施行: 令和3年1月22日

※道路運送車両の保安基準の改正概要を参照。



## 国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

### 1. 協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

令和 2 年(2020 年)12 月現在、56 か国、1 地域が加入。

日本は、平成 10 年(1998 年)11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

### 3. 基準の制定・改訂

- (1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。
- (2) 令和 2 年(2020 年)12 月現在、装置ごとに 159 の協定規則(基準)が制定されている。

### 4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

- (1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。
- (2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E<sub>43</sub> : 日本の場合)と認定番号を与える。
- (3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

### 5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和 2 年(2020 年)12 月現在、乗用車の制動装置、警音器等の 93 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。



## 国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和2年12月現在

| No. | 項目名                  | No. | 項目名                  | No. | 項目名                    |
|-----|----------------------|-----|----------------------|-----|------------------------|
| 0   | 国際的な車両認証制度           | 52  | 小型バスの構造              | 105 | 危険物輸送車両構造              |
| 1   | 前照灯                  | 53  | 灯火器の取付け(二輪車)         | 106 | タイヤ(農耕用トラクタ)           |
| 2   | 前照灯白熱球               | 54  | タイヤ(商用車)             | 107 | 二階建てバスの構造              |
| 3   | 反射器                  | 55  | 車両用連結装置              | 108 | 再生タイヤ                  |
| 4   | 後部番号灯                | 56  | 前照灯(モペッド)            | 109 | 再生タイヤ(商用車)             |
| 5   | シールドビーム前照灯           | 57  | 前照灯(二輪車)             | 110 | CNG・LNG自動車             |
| 6   | 方向指示器                | 58  | 突入防止装置               | 111 | タンク自動車のロールオーバー         |
| 7   | 車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯 | 59  | 交換用消音器               | 112 | 非対称配光型ヘッドランプの配光        |
| 8   | ハロゲン前照灯              | 60  | コントロール類の表示(二輪車、モペッド) | 113 | 対称配光型ヘッドランプの配光         |
| 9   | 騒音(三輪車)              | 61  | 外部突起(商用車)            | 114 | 後付エアバック                |
| 10  | 電波妨害抑制装置             | 62  | 施錠装置(二輪車)            | 115 | CNG、LPGレトロフィットシステム     |
| 11  | ドアラッチ及びヒンジ           | 63  | 騒音(モペッド)             | 116 | 盗難防止装置                 |
| 12  | ステアリング機構             | 64  | 応急用予備走行装置            | 117 | タイヤ単体騒音                |
| 13  | 制動装置                 | 65  | 特殊警告灯                | 118 | バス内装難燃化                |
| 13H | 制動装置(乗用車)            | 66  | スーパーストラクチャー強度(バス)    | 119 | コーナリングランプ              |
| 14  | シートベルト・アンカレッジ        | 67  | LPG車用装置              | 120 | ハロート馬力測定法              |
| 15  | 排出ガス規制               | 68  | 最高速度測定法              | 121 | コントロール・テルテル            |
| 16  | シートベルト               | 69  | 低速車の後部表示板            | 122 | ヒータリングシステム規則           |
| 17  | シート及びシートアンカー         | 70  | 大型車後部反射器             | 123 | 配光可変型前照灯               |
| 18  | 施錠装置(四輪車)            | 71  | 農耕用トラクタの視界           | 124 | 乗用車ホイール                |
| 19  | 前部霧灯                 | 72  | ハロゲン前照灯(二輪車)         | 125 | 直接視界                   |
| 20  | ハロゲン前照灯(H4前照灯)       | 73  | 大型車側面保護              | 126 | 客室と荷室の仕切り              |
| 21  | 内部突起                 | 74  | 灯火器の取付(モペッド)         | 127 | 歩行者保護                  |
| 22  | ヘルメット及びバイザー          | 75  | タイヤ(二輪車、モペッド)        | 128 | LED光源                  |
| 23  | 後退灯                  | 76  | 前照灯(モペッド)            | 129 | 新幼児拘束装置                |
| 24  | ディーゼル自動車排出ガス規制       | 77  | 駐車灯                  | 130 | 車線逸脱警報装置               |
| 25  | ヘッドレスト               | 78  | 制動装置(二・三輪車、モペッド)     | 131 | 衝突被害軽減制動制御装置           |
| 26  | 外部突起(乗用車)            | 79  | かじ取装置                | 132 | 排ガスレトロフィット             |
| 27  | 停止表示器材               | 80  | シート(大型車)             | 133 | リサイクル                  |
| 28  | 警音器                  | 81  | 後写鏡(二輪車)             | 134 | 水素燃料電池自動車              |
| 29  | 商用車運転席乗員の保護          | 82  | ハロゲン前照灯(モペッド)        | 135 | ポール側面衝突時の乗員保護          |
| 30  | タイヤ(乗用車)             | 83  | 燃料要件別排出ガス規制          | 136 | 電気自動車(二輪車)             |
| 31  | ハロゲンシールドビーム前照灯       | 84  | 燃費測定法                | 137 | フルラップ前突時乗員保護           |
| 32  | 後部衝突における車両挙動         | 85  | 馬力測定法                | 138 | 車両接近通報装置               |
| 33  | 前方衝突における車両挙動         | 86  | 灯火器の取付け(農耕用トラクタ)     | 139 | BAS(ブレーキアシストシステム)      |
| 34  | 車両火災の防止              | 87  | デイトタイムランニングランプ       | 140 | ESC(横滑り防止装置)           |
| 35  | フットコントロール類の配列        | 88  | 反射タイヤ(モペッド、自転車)      | 141 | タイヤ空気圧監視装置             |
| 36  | バスの構造                | 89  | 速度制限装置               | 142 | タイヤ取付                  |
| 37  | 白熱電球                 | 90  | 交換用ブレーキライニング         | 143 | 重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム |
| 38  | 後部霧灯                 | 91  | 側方灯                  | 144 | 事故自動緊急通報装置             |
| 39  | スピードメーター             | 92  | 交換用消音器(二輪車)          | 145 | 年少者用補助乗車装置取付具          |
| 40  | 排出ガス規制(二輪車)          | 93  | フロントアンダーランプ・トラクタ     | 146 | 水素燃料電池自動車(二輪車)         |
| 41  | 騒音(二輪車)              | 94  | オフセット前突時乗員保護         | 147 | 連結装置(農耕用)              |
| 42  | バンパー                 | 95  | 側突時乗員保護              | 148 | 信号灯火に係る規則              |
| 43  | 窓ガラス                 | 96  | ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)   | 149 | 照射灯火に係る規則              |
| 44  | 幼児拘束装置               | 97  | 警報装置及びイモビライザ         | 150 | 反射器に係る規則               |
| 45  | ヘッドランプ・クリーナー         | 98  | 前照灯(ガスディスチャージ式)      | 151 | 側方衝突警報装置               |
| 46  | 後写鏡                  | 99  | ガスディスチャージ光源          | 152 | 衝突被害軽減制動制御装置           |
| 47  | 排出ガス規制(モペッド)         | 100 | 電気自動車                | 153 | 後面衝突における燃料漏れ及び電気安全     |
| 48  | 灯火器の取付け              | 101 | 乗用車のCO2排出量と燃費        | 154 | 軽・中量車の世界統一排出ガス測定法      |
| 49  | ディーゼルエンジン排出ガス規制      | 102 | 連結装置                 | 155 | サイバーセキュリティ             |
| 50  | 灯火器(二輪車、モペッド)        | 103 | 交換用触媒                | 156 | ソフトウェアアップデート           |
| 51  | 騒音                   | 104 | 大型車用反射材              | 157 | 自動車線維持機能               |

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

別添

国自基第128号  
国自整第245号  
令和2年12月25日

地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長  
(押印省略)

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添1及び2のとおり周知したので了知されたい。

○大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について (依命通達) の一部改正について 新旧対照表

制 定 平成9年3月28日 自技第35号  
最終改訂 令和2年12月25日 国自基第128号  
国自整第245号

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1～20 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1～20 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 21 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車として指定された自動車の車体の形状及びその判断基準<br>(1)～(4) (略)<br>(5) 歩道等移動専用自動車<br>専ら道路 (専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。 ) の上を移動させること <u>又は道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第77条第1項第1号に掲げる行為をすること</u> を目的として製作された自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次の各号の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。<br>① 長さ一・五〇メートル以下のものであり、かつ、幅〇・七〇メートル以下のものであること。<br>② 最高速度が十キロメートル毎時以下のものであること。<br>③ 乗車定員が一人のものであること。 | 21 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車として指定された自動車の車体の形状及びその判断基準<br>(1)～(4) (略)<br>(5) 歩道等移動専用自動車<br>専ら道路 (専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。 ) の上を移動させることを目的として製作された自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。<br>① 長さ一・五〇メートル以下のものであり、かつ、幅〇・七〇メートル以下のものであること。<br>② 最高速度が十キロメートル毎時以下のものであること。<br>③ 乗車定員が一人のものであること。 |
| 22～27 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 22～27 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

令和3年 2月17日  
自動車局  
審査・リコール課

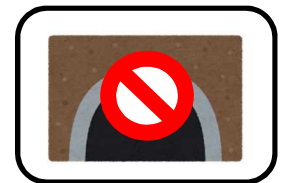
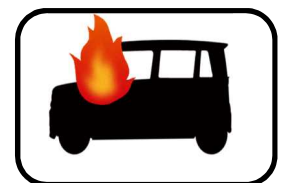
## 発炎筒の誤使用に注意！ ～車両火災になることがあります～

駐車中に幼児が発炎筒をさわっているうちに発火させ、車に燃え移り全焼する事故がありました。お子さまが誤って発炎筒を使用した場合、やけどなどで負傷したり、車に燃え移り火災が発生したりするおそれがあり大変危険ですので、くれぐれもお子さまがさわることがないようにご注意ください。

国土交通省では、再発防止の観点から注意啓発用チラシ(別紙)を作成し、HPに掲載するとともに関係団体を通じてユーザーに注意喚起と周知徹底を図ることとしました。

### ● 発炎筒の使用上の注意

- **お子さまには、絶対にさわらせないでください。**  
いたずらなどで発火するおそれがあり、大変危険です。
- **燃料などの可燃物の近くで使用しないでください。**  
引火して、やけどなどにより、重大な障害を受けるおそれがあり危険です。
- **点火は必ず車外で行ってください。**また、使用中は、顔や身体に近づけないでください。やけどなどにより重大な障害を受けるおそれがあり危険です。
- **トンネル等の煙がこもる様な場所で使用しないでください。**煙で視界が悪くなり、他車の走行の妨げとなり事故をまねくおそれがありますので、トンネル等では非常点滅表示灯等※を使用してください。



※火気を使用しないLEDを用いた非常信号用具も発炎筒の代わりに使用することが可能です。

問い合わせ先:

国土交通省自動車局審査・リコール課 竹村、西野、渋谷  
代表:03-5253-8111(内線)42352  
直通:03-5253-8597、FAX:03-5253-1640

【添付資料】

注意啓発用チラシ

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/common/images/carsafety/carsafety038/warning038.pdf>

# 発炎筒の誤使用に注意！ ～車両火災になることがあります～

駐車中に幼児が発炎筒をさわっているうちに発火させ、車に燃え移り全焼する事故がありました。お子さまが誤って発炎筒を使用した場合、やけどなどで負傷したり、車に燃え移り火災が発生したりするおそれがあり大変危険ですので、くれぐれもお子さまがさわることがないようにご注意ください。

## 発炎筒の使用上の注意



- お子さまには、絶対にさわらせないでください。いたずらなどで発火するおそれがあり、大変危険です。
- 燃料などの可燃物の近くで使用しないでください。引火して、やけどなどにより、重大な障害を受けるおそれがあり危険です。
- 点火は必ず車外で行ってください。また、使用中は、顔や身体に近づけないでください。やけどなどにより重大な障害を受けるおそれがあり危険です。
- トンネル等の煙がこもる様な場所で使用しないでください。煙で視界が悪くなり、他車の走行の妨げとなり事故をまねくおそれがありますので、トンネル等では非常点滅表示灯等※を使用してください。





令和3年3月9日  
自動車局自動車情報課

## 車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成28年4月1日に施行された、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）並びにナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示により明確化したところです。

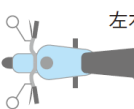
明確化した表示方法の中で、関連告示で規定するナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和3年4月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間を設けていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の自動車購入需要が停滞したこと等を踏まえ、この猶予期間を延長し、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用することとします。

## ○ 猶予期間を延長する告示

- ・自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成27年国土交通省告示第1265号）
- ・自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成27年国土交通省告示第1266号）

## ○ 猶予期間を延長する基準

- ・以下の基準について、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用

| 項 目      |        | 前面のナンバープレート                                                                                                                                                                                                                                                   | 後面のナンバープレート                                                                                                    |                                                                                                                 |                                                                                                         |     |
|----------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|          |        |                                                                                                                                                                                                                                                               | ナンバープレートの<br>上端が1.2m以下の場合                                                                                      | ナンバープレートの<br>上端が1.2m超の場合                                                                                        | バイクのナンバープレート                                                                                            |     |
| 角 度      | 上下向き※1 |  上向き10°～<br>下向き10°                                                                                                                                                         |  上向き45°～<br>下向き5°<br>1.2m以下 |  上向き25°～<br>下向き15°<br>1.2m超 |  上向き40°～<br>下向き15° |     |
|          | 左右向き※1 |  左向き10°～<br>左右向き0°                                                                                                                                                         |  左向き5°～左右向き0°               |                                                                                                                 |  左右向き0°            |     |
| フ レ ム ※1 |        | <div><ul style="list-style-type: none"><li>●幅※2が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下</li><li>●厚さ※3が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下</li><li>●脱落するおそれのないもの</li></ul></div> |                                                                                                                |                                                                                                                 |                                                                                                         | 禁 止 |
| ボルトカバー※1 |        | <ul style="list-style-type: none"><li>●直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの</li><li>●厚さが※3が9mm以下</li><li>●脱落するおそれのないもの</li></ul>                                                                                                                                           |                                                                                                                |                                                                                                                 |                                                                                                         |     |

※1 令和3年9月30日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、上記基準によらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によりナンバープレートを取り付けること、また、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

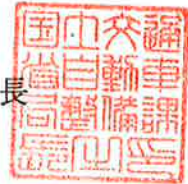
【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・尼寺・青柳

電話：03-5253-8111（内線 41145/42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

国自整第8号の4  
令和3年4月9日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自動車局整備課長



新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための  
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定とされておりますが、今般、ワクチン接種事務の主体となる地方自治体において、貸切バス事業者の貸切バスを新型コロナワクチン接種会場として活用される際の、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いについて、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知したので、貴会においても了知頂くとともに、貴会会員事業者に対して、周知及び協力を依頼して頂くようお願いします。



別添

国 自 整 第 8 号

令和 3 年 4 月 9 日

四国運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための  
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

記

1. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員 11 人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

2. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

- (1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。
- (2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

令和3年6月9日  
自動車局安全・環境基準課  
自動車局審査・リコール課

## 車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第158号）に関する国際基準等を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

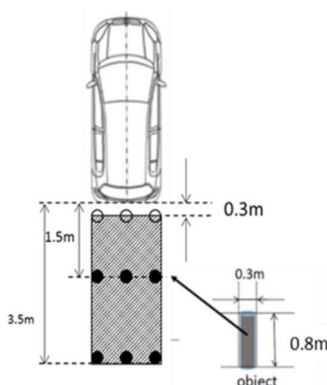
自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第158号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

### 1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

- (1) 車両後退時における事故を防止するために、車両直後を確認できる装置の要件に適合する後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を、自動車に備えなければならないこととする。
- (2) ハイブリッド自動車を含む電気自動車に対する電気安全対策を強化するため、①冠水走行等の水に対する暴露試験や、②電気システムに異常が発生した場合に運転者に対して警告する要件等を追加する。



装置に求められる確認範囲  
(バックカメラの場合)



バックカメラの一例  
(日産セレナ)

### 2. 公布・施行

公 布 : 令和3年6月9日

施 行 : 令和3年6月9日

ただし、1. (1)に係る部分は令和3年6月10日とする。

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 東海、野崎

電話 03-5253-8111 (内線 42532) 03-5253-8602 (直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 小出、片野

電話 03-5253-8111 (内線 42313) 03-5253-8596 (直通)

FAX 03-5253-1640

## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

### 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 182 回会合において、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第 158 号）」が新たに採択された。

また、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 17 号）」、「四輪自動車の感電防止装置に係る協定規則（第 100 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

### 2. 改正の概要

#### (1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 自動車（二輪自動車等を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において自動車の直後の状況を確認できる後退時車両直後確認装置を備えなければならないこととする。
- ② 乗用車等の座席の、衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験を導入し、及び静的試験の要件を強化する。
- ③ 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く。）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加し、前面及び側面衝突試験時の要件を強化する。
- ④ 車載式燃料・電力消費等測定装置を搭載し、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しができればならないこととする。

#### (2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、後退時車両直後確認装置の基準に適合することを証する書面を加える。

#### (3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後退時車両直後確認装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 158 号に基づき認定された後退時車両直後確認装置を追加する。
- ③ 協定規則第 17 号等が改訂されたため、規則番号について変更を行う。

#### (4) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号が改訂されたため、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

#### (5) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、後退時車両直後確認装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

#### (6) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

(1)①の改正について令和 4 年 5 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

#### (7) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

### 3. スケジュール（予定）

公 布：令和 3 年 6 月 9 日

施 行：令和 3 年 6 月 9 日

ただし、2. (1)①、(3)①②、(4)及び(5)に係る部分は令和 3 年 6 月 10 日とする。

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

### 1. 協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

令和 3 年(2021 年)6 月現在、56 か国、1 地域が加入。

日本は、平成 10 年(1998 年)11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

### 3. 基準の制定・改訂

- (1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。
- (2) 令和 3 年(2021 年)6 月現在、装置ごとに 160 の協定規則(基準)が制定されている。

### 4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

- (1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。
- (2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E<sub>43</sub> : 日本の場合)と認定番号を与える。
- (3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

### 5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和 3 年(2021 年)6 月現在、乗用車の制動装置、警音器等の 94 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和3年6月現在

| No. | 項目名                  | No. | 項目名                  | No. | 項目名                    |
|-----|----------------------|-----|----------------------|-----|------------------------|
| 0   | 国際的な車両認証制度           | 56  | 前照灯(モペット)            | 113 | 対称配光型ヘッドランプの配光         |
| 1   | 前照灯                  | 57  | 前照灯(二輪車)             | 114 | 後付エアバック                |
| 2   | 前照灯白熱球               | 58  | 突入防止装置               | 115 | CNG、LPGレトロフィットシステム     |
| 3   | 反射器                  | 59  | 交換用消音器               | 116 | 盗難防止装置                 |
| 4   | 後部番号灯                | 60  | コントロール類の表示(二輪車、モペット) | 117 | タイヤ単体騒音                |
| 5   | シールドビーム前照灯           | 61  | 外部突起(商用車)            | 118 | バス内装難燃化                |
| 6   | 方向指示器                | 62  | 施錠装置(二輪車)            | 119 | コーナリングランプ              |
| 7   | 車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯 | 63  | 騒音(モペット)             | 120 | ノンロード馬力測定法             |
| 8   | ハロゲン前照灯              | 64  | 応急用予備走行装置            | 121 | コントロール・テルテル            |
| 9   | 騒音(三輪車)              | 65  | 特殊警告灯                | 122 | ヒーティングシステム規則           |
| 10  | 電波妨害抑制装置             | 66  | スーパーストラクチャー強度(バス)    | 123 | 配光可変型前照灯               |
| 11  | ドアラッチ及びヒンジ           | 67  | LPG車用装置              | 124 | 乗用車ホイール                |
| 12  | ステアリング機構             | 68  | 最高速度測定法              | 125 | 直接視界                   |
| 13  | 制動装置                 | 69  | 低速車の後部表示板            | 126 | 客室と荷室の仕切り              |
| 13H | 制動装置(乗用車)            | 70  | 大型車後部反射器             | 127 | 歩行者保護                  |
| 14  | シートベルト・アンカレッジ        | 71  | 農耕用トラクタの視界           | 128 | LED光源                  |
| 15  | 排出ガス規制               | 72  | ハロゲン前照灯(二輪車)         | 129 | 新幼児拘束装置                |
| 16  | シートベルト               | 73  | 大型車側面保護              | 130 | 車線逸脱警報装置               |
| 17  | シート及びシートアンカー         | 74  | 灯火器の取付(モペット)         | 131 | 衝突被害軽減制動制御装置           |
| 18  | 施錠装置(四輪車)            | 75  | タイヤ(二輪車、モペット)        | 132 | 排ガスレトロフィット             |
| 19  | 前部霧灯                 | 76  | 前照灯(モペット)            | 133 | リサイクル                  |
| 20  | ハロゲン前照灯(H4前照灯)       | 77  | 駐車灯                  | 134 | 水素燃料電池自動車              |
| 21  | 内部突起                 | 78  | 制動装置(二・三輪車、モペット)     | 135 | ポール側面衝突時の乗員保護          |
| 22  | ヘルメット及びバイザー          | 79  | かじ取装置                | 136 | 電気自動車(二輪車)             |
| 23  | 後退灯                  | 80  | シート(大型車)             | 137 | フルラップ前突時乗員保護           |
| 24  | ディーゼル自動車排出ガス規制       | 81  | 後写鏡(二輪車)             | 138 | 車両接近通報装置               |
| 25  | ヘッドレスト               | 82  | ハロゲン前照灯(モペット)        | 139 | BAS(ブレーキアシストシステム)      |
| 26  | 外部突起(乗用車)            | 83  | 燃料要件別排出ガス規制          | 140 | ESC(横滑り防止装置)           |
| 27  | 停止表示器材               | 84  | 燃費測定法                | 141 | タイヤ空気圧監視装置             |
| 28  | 警音器                  | 85  | 馬力測定法                | 142 | タイヤ取付                  |
| 29  | 商用車運転席乗員の保護          | 86  | 灯火器の取付け(農耕用トラクタ)     | 143 | 重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム |
| 30  | タイヤ(乗用車)             | 87  | デイトタイムランニングランプ       | 144 | 事故自動緊急通報装置             |
| 31  | ハロゲンシールドビーム前照灯       | 88  | 反射タイヤ(モペット、自転車)      | 145 | 年少者用補助乗車装置取付具          |
| 32  | 後部衝突における車両挙動         | 89  | 速度制限装置               | 146 | 水素燃料電池自動車(二輪車)         |
| 33  | 前方衝突における車両挙動         | 90  | 交換用ブレーキライニング         | 147 | 連結装置(農耕用)              |
| 34  | 車両火災の防止              | 91  | 側方灯                  | 148 | 信号灯火に係る規則              |
| 35  | フットコントロール類の配列        | 92  | 交換用消音器(二輪車)          | 149 | 照射灯火に係る規則              |
| 36  | バスの構造                | 93  | フロントアンダーランププロテクタ     | 150 | 反射器に係る規則               |
| 37  | 白熱電球                 | 94  | オフセット前突時乗員保護         | 151 | 側方衝突警報装置               |
| 38  | 後部霧灯                 | 95  | 側突時乗員保護              | 152 | 衝突被害軽減制動制御装置           |
| 39  | スピードメーター             | 96  | ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)   | 153 | 後面衝突における燃料漏れ及び電気安全     |
| 40  | 排出ガス規制(二輪車)          | 97  | 警報装置及びイモビライザ         | 154 | 軽・中量車の世界統一排出ガス測定法      |
| 41  | 騒音(二輪車)              | 98  | 前照灯(ガスディスチャージ式)      | 155 | サイバーセキュリティ             |
| 42  | バンパー                 | 99  | ガスディスチャージ光源          | 156 | ソフトウェアアップデート           |
| 43  | 窓ガラス                 | 100 | 電気自動車                | 157 | 自動車線維持機能               |
| 44  | 幼児拘束装置               | 101 | 乗用車のCO2排出量と燃費        | 158 | 後退時車両直後確認装置            |
| 45  | ヘッドランプ・クリーナー         | 102 | 連結装置                 |     |                        |
| 46  | 後写鏡                  | 103 | 交換用触媒                |     |                        |
| 47  | 排出ガス規制(モペット)         | 104 | 大型車用反射材              |     |                        |
| 48  | 灯火器の取付け              | 105 | 危険物輸送車両構造            |     |                        |
| 49  | ディーゼルエンジン排出ガス規制      | 106 | タイヤ(農耕用トラクタ)         |     |                        |
| 50  | 灯火器(二輪車、モペット)        | 107 | 二階建てバスの構造            |     |                        |
| 51  | 騒音                   | 108 | 再生タイヤ                |     |                        |
| 52  | 小型バスの構造              | 109 | 再生タイヤ(商用車)           |     |                        |
| 53  | 灯火器の取付け(二輪車)         | 110 | CNG・LNG自動車           |     |                        |
| 54  | タイヤ(商用車)             | 111 | タンク自動車のロールオーバー       |     |                        |
| 55  | 車両用連結装置              | 112 | 非対称配光型ヘッドランプの配光      |     |                        |



## 整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

|    | 設 問                                                                                                                                                | 回答 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1  | ブレーキドラムを取り外して再度組み付ける作業のみであれば、分解整備に該当しない。                                                                                                           |    |
| 2  | 音量計(騒音計)を用いて行う検査については、点検及び整備を行うための屋内現車作業場で行っても差し支えない。                                                                                              |    |
| 3  | 有効な保安基準適合標章を自動車に表示して運行する場合には、自動車損害賠償責任保険証明書を当該自動車に備え付けなくてもよい。                                                                                      |    |
| 4  | 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証(控)とともに保存すること。                                                                                 |    |
| 5  | 指定自動車整備事業者が、他の認証工場において点検整備が行われた自動車の継続検査の依頼を受けた場合、当該指定自動車整備事業者での点検整備を省略し、自動車検査員が検査を実施し、保安基準適合証に適合する旨の証明を行い、指定自動車整備事業者が保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付することができる。 |    |
| 6  | 一時抹消登録を受けた小型乗用自動車のコイルスプリングが変更され、登録識別情報等通知書に記録された高さより5cm高くなっていたが、コイルスプリングは指定部品であり、保安基準に適合していたので保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明をした。                            |    |
| 7  | 指定整備事業者は、自動車検査用機械器具の校正の結果不適合となった場合、「自動車検査用機械器具校正不適合報告書」に校正結果通知書の写しを添え、15日以内に運輸支局長に報告しなければならない。                                                     |    |
| 8  | 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令、又はこれらに基づく処分に違反したときは、6月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。                      |    |
| 9  | 道路運送車両法第94条の5第4項の点検及び検査を、複数の自動車検査員が分担して実施した場合の自動車検査員の証明欄には、保安基準適合証に最後に検査の実務を実施した自動車検査員のみの氏名を記名し押印した。                                               |    |
| 10 | 対象とする自動車の種類が「普通自動車(中型)」であり、「大型特殊自動車」を対象としない指定自動車整備事業場には、工員が5人以上必要である。                                                                              |    |

## 検 査 業 務 関 係

|   | 解答 | 設問に対する解説                                                                                                                                                |
|---|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ×  | ブレーキドラムを取り外して行う自動車の整備又は改造は分解整備に該当し、ブレーキドラムを取り外し再度組み付ける作業のみであっても、分解整備に該当します。<br><br>【分解整備の定義に関する照会について】                                                  |
| 2 | ○  | 音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査については、屋内現車作業場で行って差し支えありません。<br><br>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】                                               |
| 3 | ×  | 保安基準適合標章を交付する際、自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間を確認しているところですが、有効な保安基準適合標章を自動車に表示して運行する場合であっても、自動車損害賠償責任保険証明書を当該自動車へ備え付ける必要があります。<br><br>【自動車損害賠償保障法第8条】               |
| 4 | ○  | 適合標章を交付しない場合は、適合標章の不正使用防止対策として、当該適合標章の表面(適合標章の有効期間を記載する側の面)を朱抹(赤色の×印)し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証(控)とともに保存する必要があります。<br><br>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】 |
| 5 | ×  | 指定自動車整備事業者は、依頼を受けた車両の点検、整備及び完成検査までを一貫して行わなければなりません。<br><br>【道路運送車両法第94条の5第1項】                                                                           |

## 検 査 業 務 関 係

|    | 解答 | 設問に対する解説                                                                                                                                                                                |
|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | ×  | <p>自動車検査員は、一時抹消登録を受けた自動車について、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録された構造等に関する事項と同一でなければ、証明をしてはなりません。新規検査、継続検査において、それぞれ指定部品の取扱いに注意が必要です。</p> <p>【道路運送車両法第94条の5第5項】</p>                 |
| 7  | ×  | <p>自動車検査用機械器具の校正の結果不適合となった場合、「自動車検査用機械器具校正不適合報告書」に校正結果通知書の写しを添え、速やかに運輸支局長に報告しなければなりません。また、当該機械器具が再校正により技術基準に適合するまでの間は、検査に使用してはなりません。</p> <p>【自動車検査用機械器具の校正及び校正の結果不適合となった場合の取扱いについて】</p> |
| 8  | ○  | <p>指定自動車整備事業者に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止命令、指定の取り消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令があります。</p> <p>【道路運送車両法第94条の8第1項】<br/>【行政処分等の基準通達】</p>                                            |
| 9  | ×  | <p>複数の自動車検査員が分担して行った場合の自動車検査員の証明欄には、最後に検査の実務を行った自動車検査員の氏名を含めてすべての自動車検査員の記名及び押印をしなければなりません。</p> <p>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】</p>                                                     |
| 10 | ×  | <p>指定に係る基準の内、工員数要件で工員は4人以上必要となっていますが、対象とする自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30名以上(大型特殊自動車を含む)の車両が含まれる場合は工員が5人以上必要となります。</p> <p>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】</p>                        |

## 検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

|    | 設 問                                                                                                                                     | 回答 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1  | 普通乗用自動車の補助制動灯が尾灯と兼用になっていたのに、保安基準不適合と判断した。                                                                                               |    |
| 2  | 自動車検査証の乗車定員が2人となっている二輪自動車の後部座席に、握り手及び足かけがなかったため保安基準不適合と判断した。                                                                            |    |
| 3  | 自主防犯活動用自動車には、赤色防犯灯を備えることができる。                                                                                                           |    |
| 4  | 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12メートル(セミトレーラのうち告示で定めるものにあっては、13メートル)、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。 |    |
| 5  | 走行用前照灯の灯光の色が淡黄色であったため保安基準適合と判断した。(自動車の製作年月日が令和3年1月1日とする)                                                                                |    |
| 6  | 前部霧灯が不点灯状態であることから、当該灯火の電球及び配線のうち、電球を取り外したものは保安基準に適合する。                                                                                  |    |
| 7  | 専ら砂利、土砂等の運搬に用いる普通貨物自動車で、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m <sup>3</sup> 未満は切り捨て)で除した数値が1.4t/m <sup>3</sup> であったので、保安基準に適合とした。                     |    |
| 8  | 非常口を設けた自動車について、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置が作動していなかったのに、保安基準に不適合とした。                                                                   |    |
| 9  | 後部に備える側方灯の灯光の色が赤色であったが、尾灯、制動灯と構造上一体となっていたので、保安基準に適合とした(平成18年1月1日以降製作車)                                                                  |    |
| 10 | 小型乗用自動車の後退灯が同時に3個点灯したので、保安基準に不適合とした。(平成27年12月31日以前製作車)                                                                                  |    |

## 検 査 業 務 関 係

|   | 解答 | 設問に対する解説                                                                                                           |
|---|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ○  | 補助制動灯は、尾灯と兼用であってはなりません。(二輪自動車は除く。)<br>【審査事務規程7-89-3(1)④】                                                           |
| 2 | ○  | 二輪自動車の後部座席には、握り手及び足かけが必要となります。なお、乗車定員が1名の二輪自動車には、必要ありません。<br>【審査事務規程7-40-1-1(1)①イ】                                 |
| 3 | ×  | 自主防犯活動用自動車には、青色防犯灯を備えることができます。なお、青色防犯灯の数は、1個のみ取付が可能です。<br>【審査事務規程7-118-1】                                          |
| 4 | ○  | 自動車(保安基準の緩和認定された車両を除く)の長さ、幅及び高さは、指定部品、指定外部品に係わらず、装着した状態において、当該寸法を超えてはなりません。<br>【審査事務規程7-2-1(1)】                    |
| 5 | ×  | 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色となっていました。平成18年1月1日以降に製作された自動車については、白色のみとなります。<br>【審査事務規程7-65-2-2②】 |

## 検 査 業 務 関 係

|    | 解答 | 設問に対する解説                                                                                                                                                                                                        |
|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | ×  | <p>不点灯状態にある灯火について、当該灯火に係る電球(光源)及び全ての配線が取外されている場合は、保安基準に適合します。(不適切な補修にあたらぬ)</p> <p>【審査事務規程4-4(1)②】</p>                                                                                                           |
| 7  | ×  | <p>専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨て)で除した数値が普通自動車にあつては1.5t/m<sup>3</sup>未満のもの、小型自動車にあつては1.3t/m<sup>3</sup>未満のもの、また、さし枠の取付金具を有するものは保安基準に適合しません。</p> <p>【審査事務規程7-52-1(1)②】</p> |
| 8  | ○  | <p>幼児専用車及び乗車定員30人以上の自動車(緊急自動車を除く。)には、非常時に容易に脱出できるものとして非常口を設けなければなりません。また、非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければなりません。</p> <p>【審査事務規程7-51-2(3)】</p>                                                   |
| 9  | ○  | <p>側方灯の灯光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であつて尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であってもよいとなっています。構造上一体となっていない又は兼用となっていないものについては、橙色でなければなりません。(平成18年1月1日以降製作車)</p> <p>【審査事務規程7-78-2-1(1)②】</p>         |
| 10 | ○  | <p>平成27年12月31日以前製作車について、後退灯の数は、2個以下であることとなっています。</p> <p>平成28年1月1日以降製作車について、長さが6mを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。)にあつては、2個、3個又は4個となっています。</p> <p>【審査事務規程7-90-3(1)①】</p>                |

# 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

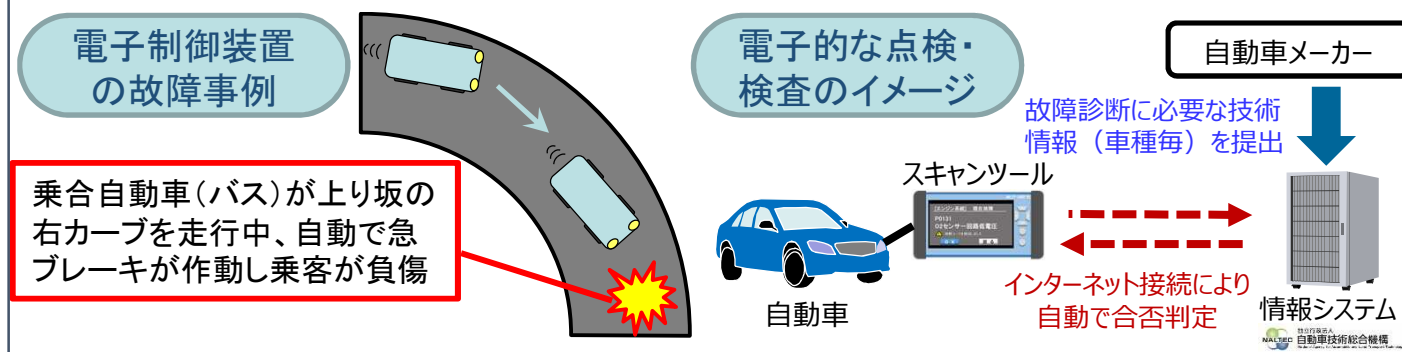
令和3年10月1日より

## 概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、（独）自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（1台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

## 何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要となる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



## よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



# 令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

| 継続検査   |           | 納付先・金額(現行)             |         |                        | 納付先・金額(令和3年10月1日以降) |         |                        |
|--------|-----------|------------------------|---------|------------------------|---------------------|---------|------------------------|
| 手続きの種類 |           | 国/軽検協                  | 機構      | 合計額                    | 国/軽検協               | 機構      | 合計額                    |
| 持込検査   | 普通自動車     | 400 円                  | 1,400 円 | 1,800 円                | 変更なし                | 1,800 円 | 2,200 円                |
|        | 小型自動車     |                        | 1,300 円 | 1,700 円                |                     | 1,700 円 | 2,100 円                |
|        | 小型自動車(二輪) |                        | 1,300 円 | 1,700 円                |                     | 変更なし    |                        |
|        | 大型特殊自動車   |                        | 1,400 円 | 1,800 円                |                     | 変更なし    |                        |
|        | 軽自動車      | 1,400 円                | -       | 1,400 円                |                     | 400 円   | 1,800 円                |
| 指定整備   | 普通自動車     | 1,200 円<br>(OSS)1,000円 | -       | 1,200 円<br>(OSS)1,000円 | 変更なし                | 400 円   | 1,600 円<br>(OSS)1,400円 |
|        | 小型自動車     | (OSS)1,000円            | -       | (OSS)1,000円            |                     | 変更なし    |                        |
|        | 小型自動車(二輪) | 1,100 円                | -       | 1,100 円                |                     | 変更なし    |                        |
|        | 大型特殊自動車   | 1,200 円<br>(OSS)1,000円 | -       | 1,200 円<br>(OSS)1,000円 |                     | 変更なし    |                        |
|        | 軽自動車      | 1,100 円                | -       | 1,100 円                |                     | 400 円   | 1,500 円                |

| 新規検査       |           | 納付先・金額(現行)             |         |                        | 納付先・金額(令和3年10月1日以降) |         |                        |
|------------|-----------|------------------------|---------|------------------------|---------------------|---------|------------------------|
| 手続きの種類     |           | 国/軽検協                  | 機構      | 合計額                    | 国/軽検協               | 機構      | 合計額                    |
| 持込検査       | 普通自動車     | 400 円                  | 1,700 円 | 2,100 円                | 変更なし                | 2,100 円 | 2,500 円                |
|            | 小型自動車     |                        | 1,600 円 | 2,000 円                |                     | 2,000 円 | 2,400 円                |
|            | 小型自動車(二輪) |                        | 1,600 円 | 2,000 円                |                     | 変更なし    |                        |
|            | 大型特殊自動車   |                        | 1,700 円 | 2,100 円                |                     | 変更なし    |                        |
|            | 軽自動車      | 1,400 円                | -       | 1,400 円                |                     | 400 円   | 1,800 円                |
| 完成検査終了証の提出 | 普通自動車     | 1,200 円<br>(OSS)1,000円 | -       | 1,200 円<br>(OSS)1,000円 | 変更なし                | 400 円   | 1,600 円<br>(OSS)1,400円 |
|            | 小型自動車     | (OSS)1,000円            | -       | (OSS)1,000円            |                     | 変更なし    |                        |
|            | 小型自動車(二輪) | 1,100 円                | -       | 1,100 円                |                     | 変更なし    |                        |
|            | 大型特殊自動車   | 1,200 円<br>(OSS)1,000円 | -       | 1,200 円<br>(OSS)1,000円 |                     | 変更なし    |                        |
|            | 軽自動車      | 1,100 円                | -       | 1,100 円                |                     | 400 円   | 1,500 円                |

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。



# 技術情報管理手数料の納付方法について

令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

## 1. 登録車

### ① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済<sup>※1</sup>によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



### ② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙<sup>※2</sup>によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



## 2. 軽自動車

### ① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済<sup>※3</sup>によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



### ② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金<sup>※4</sup>でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

プレスリリース

令和2年12月15日



独立行政法人  
**自動車技術総合機構**  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

## － 審査事務規程の一部改正について（第33次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置の試験速度の要件を強化します。[7-15、7-16]
  - 二輪自動車への昼間走行灯の備付けを可能とします。[6-72の2、7-72の2、8-72の2]
  - 二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととします。[6-71、6-75、7-71、7-75、8-71、8-75]
  - 長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない最高速度60km/h以下の軽自動車のうち高速自動車国道等を運行しないものについて、第6章による審査の際、前面衝突に係る試験速度を40km/hとすることができることとすると共に、ポールへの側面衝突に係る基準を適用しないことができることとします。  
また、当該自動車には、車両後面に規定の標識を表示しなければならないこととします。[6-13、6-22、6-24、6-25、6-27、6-28、6-30、6-32、6-41、6-92、8-32、8-92]
  - 相対値規制が適用される自動車の近接排気騒音の測定方法について、排気管の開口部を複数有する自動車の取扱いについて明確化するとともに、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車の測定回転数を明確化します。[別添10]
2. 新規検査等における事前提出書面審査対象技術基準等の一部拡大 [別添2]
  - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」への適合性を確認する書面を追加します。
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。
4. 施行は令和2年12月15日（ただし、2.の改正については令和3年4月1日より義務づけ）とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

令和 2 年 12 月 25 日

独立行政法人自動車技術総合機構

## 審査事務規程の一部改正について（第 34 次改正）

### 1. 改正概要

#### （１）自動車の検査等関係

##### ◆ 押印等の廃止に伴う見直し等

政府の規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」とされているところであり、この政府方針を踏まえ、各種届出書の様式で規定している押印又は署名を廃止します。

#### （２）自動車の型式の指定等関係

##### ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）について一部改正を行います。

・ 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

##### 【新規追加する試験項目（21 項目）】

|      |                     |                                           |
|------|---------------------|-------------------------------------------|
| (1)  | TRIAS 32-R053-01    | 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第 53 号） |
| (2)  | TRIAS 32-R149-01    | 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯））                  |
| (3)  | TRIAS 33-R149-01    | 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前部霧灯））                 |
| (4)  | TRIAS 33(2)-R149-01 | 照射灯火試験（協定規則第 149 号（側方照射灯））                |
| (5)  | TRIAS 33(3)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（低速走行時側方照射灯））           |
| (6)  | TRIAS 34-R148-01    | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（車幅灯））                  |
| (7)  | TRIAS 34(2)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（前部上側端灯））               |
| (8)  | TRIAS 34(3)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（昼間走行灯））                |
| (9)  | TRIAS 35(2)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（側方灯））                  |
| (10) | TRIAS 36-R148-01    | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（番号灯））                  |
| (11) | TRIAS 37-R148-01    | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（尾灯））                   |
| (12) | TRIAS 37(2)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（後部霧灯））                 |
| (13) | TRIAS 37(3)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（駐車灯））                  |
| (14) | TRIAS 37(4)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（後部上側端灯））               |
| (15) | TRIAS 38(2)-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（大型後部反射器））              |
| (16) | TRIAS 39-R148-01    | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（制動灯））                  |
| (17) | TRIAS 39(2)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（補助制動灯））                |
| (18) | TRIAS 40-R148-01    | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（後退灯））                  |
| (19) | TRIAS 41-R148-01    | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（方向指示器））                |
| (20) | TRIAS 43(4)-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（停止表示器材））               |
| (21) | TRIAS 48-R157-01    | 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）                 |

## 【一部改正する試験項目（10 項目）】

- |      |                      |                              |
|------|----------------------|------------------------------|
| (22) | TRIAS 08-003(1)-02   | 燃料消費率試験（重量車（2025 年度燃費基準対応））  |
| (23) | TRIAS 11-R079-03     | かじ取装置試験（協定規則第 79 号）          |
| (24) | TRIAS 11-J008R062-01 | 二輪自動車等の施錠装置試験                |
| (25) | TRIAS 12-R078-04     | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号）      |
| (26) | TRIAS 18-R026-02     | 外部突起試験（協定規則第 26 号）           |
| (27) | TRIAS 30-R051-01     | 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第 51 号）     |
| (28) | TRIAS 31-J041(4)-03  | ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDC モード）     |
| (29) | TRIAS 43(8)-R144-01  | 事故自動緊急通報装置試験（協定規則第 144 号）    |
| (30) | TRIAS 43(9)-R151-01  | 側方衝突警報装置試験（協定規則第 151 号）      |
| (31) | TRIAS 44-R046(2)-02  | 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第 46 号） |

・その他、所要の改正を行います。

**2. 関係する省令等**

## 【省令】

- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和元年 10 月 15 日国土交通省令第 40 号）〔(2)～(20)関係〕
- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和 2 年 9 月 25 日国土交通省令第 78 号）〔(1)関係〕
- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省令第 100 号）〔(21)関係〕

## 【告示】

- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 30 年 10 月 16 日国土交通省告示第 1175 号）〔(28)関係〕
- ・自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示（平成 31 年 3 月 29 日国土交通省告示第 464 号）〔(22)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年 10 月 15 日国土交通省告示第 714 号）〔(2)～(20)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 9 月 25 日国土交通省告示第 1021 号）〔(1)、(23)、(24)、(26)、(27)、(29)、(30)、(31)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号）〔(21)、(23)、(25)関係〕

**3. 施行日（予定）**

1. (1) 関係：令和 2 年 12 月 25 日
1. (2) 中(21)、(23)、(25)以外：改正省令・告示の公布日（令和 2 年 12 月 25 日）
1. (2) 中(21)、(23)、(25)関係：改正省令・告示の施行日（令和 3 年 1 月 22 日）

プレスリリース

令和 3 年 3 月 29 日



独立行政法人

**自動車技術総合機構**

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

## － 審査事務規程の一部改正について（第 35 次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

### 1. 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 自動車の幅を測定する際に、安全運転支援のための検知装置等を含めないこととします。[7-2]
  - オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.5t から 3.5t 以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のものを除く。）を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-30]
  - 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面の高さにかかわらず適用します。[7-23、7-26、7-31]
  - フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.8t から 3.5t 以下の貨物自動車を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-29]
  - 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 153 号の技術的な要件を適用することとします。[6-23、7-23、7-25、7-26]
  - 自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準について、自動運行装置を備える自動車以外にも適用します。[7-27、8-27]
- ② テスタ等による審査について、新設の第 9 章「テスタ等による機能維持確認」に集約
  - 機能維持の確認をテスタ等により行う場合について、各装置に規定されていた基準を一つの章に整理することにより明確化します。[第 9 章]

- ③ 並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化について [別添 3]
  - 技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化
  - WVTa ラベル等の審査の厳格化
  - 技術基準等の適合性を証する書面の統一化
  - 「指定自動車等と関連」と判断するための資料の明確化
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

## 2. 自動車の型式の指定等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 自動車の型式の指定等に係る審査時試験規定（TRIAS）を改正します。[別添 1]
- ② 外国の試験機関について、（TÜV NORD（ドイツ）、UTAC（フランス））等の試験項目の指定の追加等に伴う改正 [別表 2]
- ③ その他、所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347



# 自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年12月15日

## 新規検査等届出書の届出様式が変更になります

新規検査等届出書の届出様式について、令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））及び（第1号 様式（その2））が変わります。  
→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 過回転防止装置が備えられている自動車は、第1号様式（その1）「その他」欄の「騒音防止装置にかかる過回転防止装置の有無」欄のいずれかに届出される方が必ず○（マル）印を付すこととなります。
- ③ 第1号様式（その2）「備考の最大安定傾斜角度の書面有無」及び「第6-1号様式又は第6-2号様式添付有無」欄のいずれかに届出される方が必ず○（マル）印を付すこととなります。

### ■新規検査等届出書の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを  
下方にスクロール



左から2番目の  
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限 令和3年12月15日

## 自動車技術総合機構からのお知らせ

令和3年4月8日

# 並行輸入自動車にかかる 届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、  
令和3年7月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2）、第2～6号様式）が変わります。
- ② 技術基準等が適用される並行輸入自動車について、新たに「技術基準等宣言書（第6号様式）」の提出を求めることとします。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

## ■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを  
下方にスクロール



左から2番目の  
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
**自動車技術総合機構**  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和4年3月31日



# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## ～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者（1 名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を 4km/h を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## ～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
  - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
  - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
  - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
  - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
  - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
  - カ 窓ガラスが取外されていない状態
  - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
  - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
  - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
  - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
  - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
  - シ 寸法及び重量を計測する場合にあつては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
  - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態
  - セ 軽油を燃料とする自動車にあつては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
  - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であつて積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)
    - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
    - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
    - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあつては、荷台内側方向に格納させた状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があつた場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあつては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

## 1. 協会の業務等

### (1) 業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

### (2) 事務所所在地等

| 事務所     | 〒        | 所在地                                       | TEL           |
|---------|----------|-------------------------------------------|---------------|
| 香川主管事務所 | 769-0103 | 高松市国分寺町福家甲 1 2 5 8 番地 1 8<br>(国分寺流通センター内) | 050-3816-3122 |
| 徳島事務所   | 771-1156 | 徳島市応神町応神産業団地 1 番地 3                       | 050-3816-3123 |
| 愛媛事務所   | 791-1112 | 松山市南高井町 1 8 1 4 番地の 2                     | 050-3816-3124 |
| 高知事務所   | 781-0270 | 高知市長浜 3 1 0 6 番地 2                        | 050-3816-3125 |

### (3) 業務受付時間

窓口 午前 8 時 4 5 分から 1 1 時 4 5 分まで、午後 1 時から 4 時まで

検査 午前 9 時から 1 2 時まで、午後 1 時から 4 時まで

(土・日・祝日、12/29～1/3は休業)

### (4) ユーザー車検予約システム (平成 27 年 1 月 30 日～)

○パソコン (インターネット)、スマートフォン、

第 3 世代以降の機種による携帯電話 (WEB) での検査予約

<https://www.kei-reserve.jp/>

○固定電話での検査予約 (音声案内に従って検査の予約を行います。)

香川主管事務所 050-3818-8669

徳島事務所 050-3818-8670

愛媛事務所 050-3818-8671

高知事務所 050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録 (アカウント登録) が必要です。

# お願い

構内・検査コースの  
事故防止について

**運転ミスに注意！**

誰もが事故の当事者になるおそれあり！



最近、ブレーキとアクセルの  
操作ミスによる衝突事故が  
多発しています。

アクセルとブレーキペダルの  
配置が近い車両は  
より注意深く操作する  
必要があります。



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

車台番号及び原動機型式の確認の  
際は、エンジンを停止させ、受検さ  
れる方がボンネットを開閉し、支持  
棒によりボンネットを支持させるよ  
うにお願いいたします。



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization



# お願い

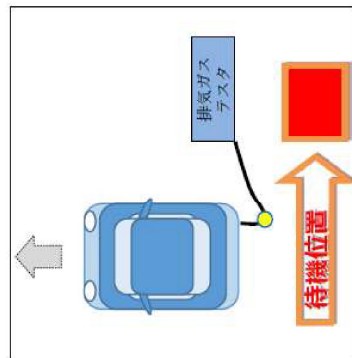
リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、エンジンを停止して下さい。

また、リフトが完全に下降するまでは、エンジンをかけないで下さい。

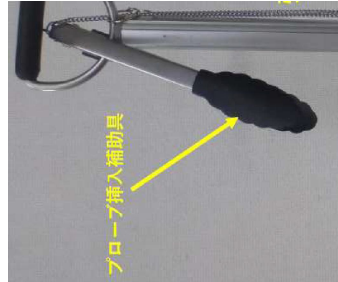


## 排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管（マフラー）に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置（車の横など）で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻して下さい。



排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。



# お知らせ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。



例

- 1. 電源投入時に警報を発するもの
  - 2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
  - 3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの
- 1～3を全て満たす事が必要になります**

〔OBD規制〕

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えるものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

- イ、電源投入時に警報を発しないもの
- ロ、電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ、発する警報を運転席において容易に判断できないもの

| 乗 用       |         | 適 用 年 月 日   |             |
|-----------|---------|-------------|-------------|
| 新 型 自 動 車 | 適用除外    | 平成12年10月1日～ | 平成20年10月1日～ |
|           | 適用(OBD) | 適用(OBD)     | 適用(OBD II)  |
| 続 続 生 産 車 | 適用除外    | 平成14年9月1日～  | 平成22年9月1日～  |
|           | 適用(OBD) | 適用(OBD)     | 適用(OBD II)  |
| 貨 物       |         |             |             |
| 新 型 自 動 車 | 適用除外    | 平成14年10月1日～ | 平成20年10月1日～ |
|           | 適用(OBD) | 適用(OBD)     | 適用(OBD II)  |
| 続 続 生 産 車 | 適用除外    | 平成15年9月1日～  | 平成22年9月1日～  |
|           | 適用(OBD) | 適用(OBD)     | 適用(OBD II)  |

# お願い～検査時車両状態について～

1. 荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。



2. 後部座席・荷室等が確認しやすい状態で受検してください。

皆様のご協力をお願いいたします。

# お知らせ

## 警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ



(例)

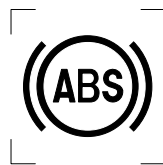


(例)



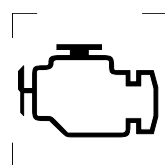
(例)

④ABS



(例)

⑤原動機



(例)

3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

## ○ 受検者の禁止事項

### 受検者の皆様へ

自動車検査場においては、次の事項をお守りください。

これら事項が守られていない場合は検査を中断し、受検者に対する退去や自動車の撤去を指示することがあります。

なお、これに応じない場合には、コースの閉鎖や公務執行妨害行為等として警察への通報等厳正な措置をとりますのでご承知ください。

- ① 暴力、暴言等を行わないこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により検査担当者にその場での再検査、合格の判定及び説明等を強要しないこと。
- ② 検査を受ける自動車の運転者(1名に限る)以外の者は入場しないこと。
- ③ 検査コース内において、歩行速度以上の速度で通行しないこと。
- ④ 検査コース内において、整備等しないこと。
- ⑤ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ⑥ 座り込み、立ちふさがり又は自動車を放置しないこと。
- ⑦ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。
- ⑧ 拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。
- ⑨ その他検査業務上又は検査場管理上支障となる行為をしないこと。
- ⑩ 検査中及び検査コース等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑪ 検査担当者の許可なく検査コース内の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑫ 検査コース内において、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑬ 現車検査中の検査担当者に対して、検査担当者の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。

軽自動車検査協会



## ○受検時の指示事項

### 受検者の皆様へ

自動車検査場において検査を受ける場合には、次の事項をお守りください。

これら事項が守られていない場合は検査担当者から検査時において、受検者に対し指示が行われます。

なお、受検者がこれに従わなかった場合には、受検車両の検査を行わないことをご承知ください。

### 「受検に際して必要な指示事項」

- ① 持込検査中は軽自動車検査票を保持すること。
- ② 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態とすること。
- ③ 車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。
- ④ 排気管はプローブが挿入できる状態とすること。
- ⑤ 荷台等は物品等が積載された状態でないこと。
- ⑥ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。
- ⑦ 窓ガラスは取外された状態でないこと。
- ⑧ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取外した状態とすること。
- ⑨ エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。
- ⑩ 窓ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。
- ⑪ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑫ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあつては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
- ⑬ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑭ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑮ 検査機器の表示器による表示（音声案内を含む）又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑯ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑰ 検査が終了した場合には、軽自動車検査票に総合判定結果の記入を受け、所定の窓口に提出すること。
- ⑱ 走行距離計は総走行距離を表示した状態とすること。
- ⑲ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑳ 画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ㉑ 検査担当者からの指示により牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ㉒ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ㉓ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等については、コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ㉔ 寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。

軽自動車検査協会

## ○ 不適切な補修等

次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

(1) 第4章及び第5章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

### ① 装置又は部品の取付け

ア 粘着テープ類(自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。)、ロープ類又は針金類による取付け

イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け(指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。)

ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

エ 走行装置の回転部分附近の車体(フェンダー等)にベルト類、ホース類、粘着テープ類(自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。)、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの

オ 灯火器(審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。)の配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの(溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。)

### ② 装置又は部品の取外し

ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火(赤色以外のものを含む。)であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体(カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。)が取外されていないもの

イ 不点灯状態にある灯火(審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等(反射器を除く。))及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。)であって、当該灯火に係る電球(光源)及び全ての配線が取外されていないもの

### ③ 装置又は部品の補修

ア 粘着テープ類(自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。)、ロープ類又は針金類による補修

イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの

エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

### ④ 車体又は装置への表示

ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類(表示を目的として製作されたステッカーを除く。)に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの(審査事務規程 7-35-1(8-35-1)(2)の表示を除く。)

(2) 灯火器、審査事務規程 7-107(8-107)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

軽自動車検査協会

# お知らせ

## すれ違い用前照灯（ロービーム）の 計測手法を見直し

### 平成30年6月1日から実施します。

平成10年9月1日以降に製作された自動車は、平成27年9月1日より原則としてすれ違い用前照灯の計測を行っていますが、当面の対策として検査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）に切り替えて検査を実施しています。

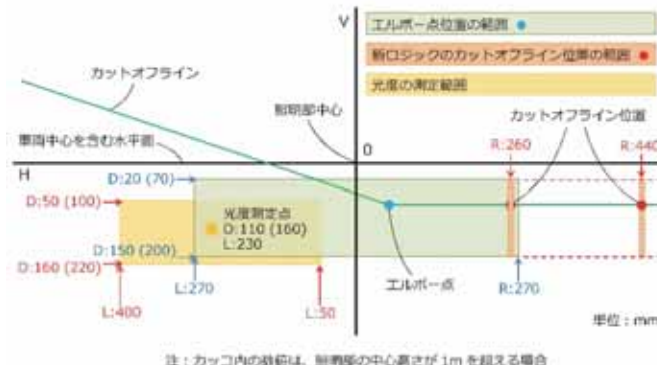
今般、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、計測手法及び「計測困難な軽自動車」を下記のとおりに変更することとします。

※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

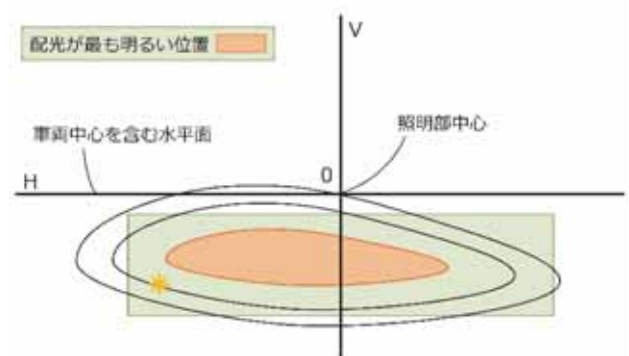
- (1) すれ違い用前照灯の計測において、**必ず右側及び左側の両方を計測**します。
- (2) (1) による計測の結果、不適合と表示された場合、次の①又は②に該当するものに限り照射光線が他の交通を妨げないものとして、「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができるものとします。

(注: すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、**走行用前照灯の計測は行いません。**)

①エルボ一点の位置又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方260mm及び右方440mmの鉛直線とカットオフラインが交わる位置（新ロジック※の計測位置）が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



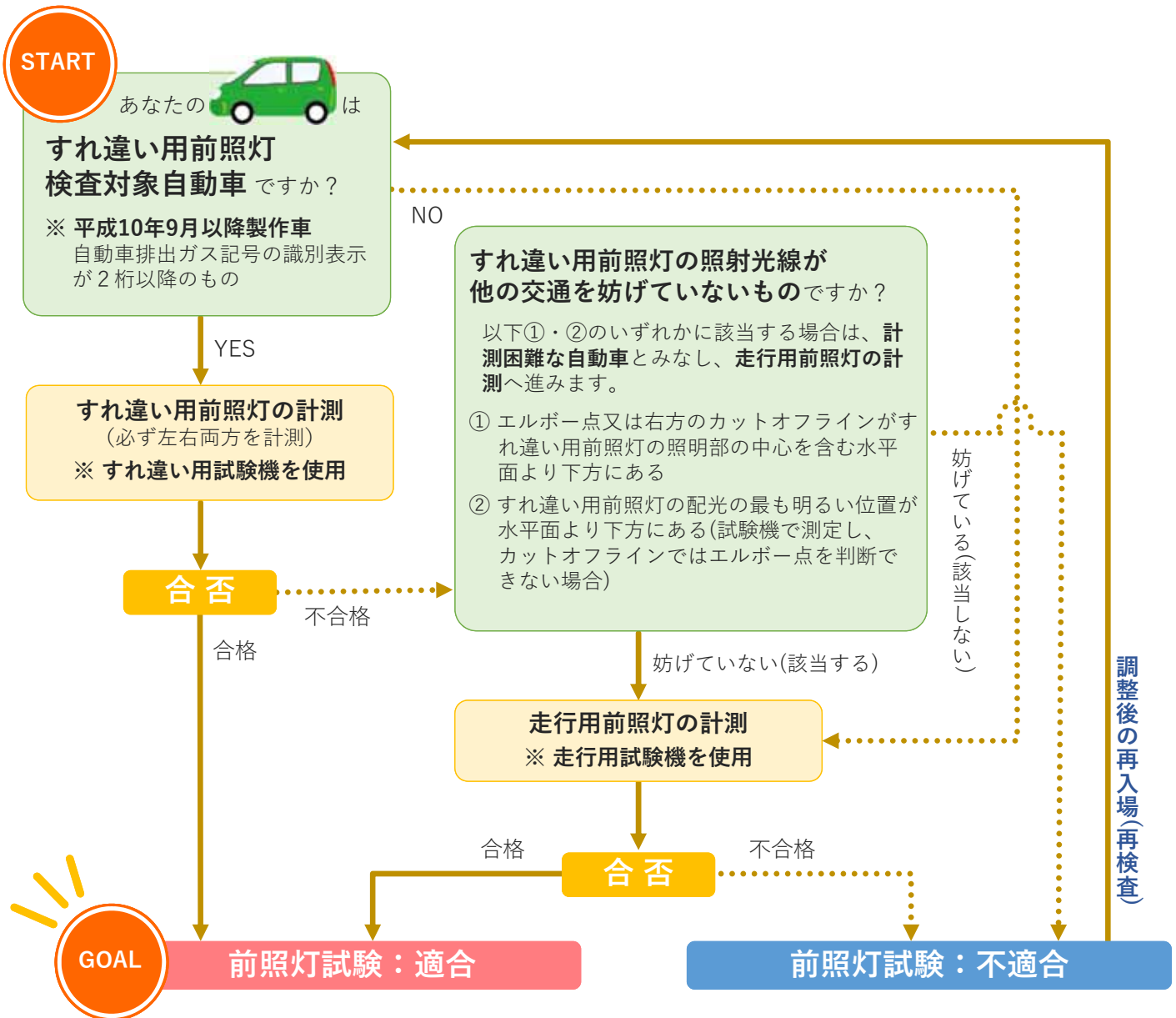
②配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。（試験機が測定したカットオフラインではエルボ一点を判断できない場合。）



※新ロジックとは、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法。



## 検査コースにおける 前照灯試験機を用いた検査フロー



対象自動車



平成10年9月1日以降に製作された自動車

※ 対象自動車は、**すれ違い用前照灯**の適切な  
**調整**にご協力をお願いします。

検査の高度化機器の本格運用を行います。  
ご理解・ご協力をお願いいたします。  
なお、検査は通常と変わりません。

### ○運用時間

全ラウンド(9時00分～16時00分)

### ○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。  
なお、検査の判定方法に変更はありません。

### ○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

- ・車両不具合情報の収集・分析結果に基づく的確な検査の実施
- ・二次架装などの不正改造車を排除
- ・リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- ・不正受検(検査票の改ざん、偽造等)を防止
- ・将来的には、検査結果をより詳細に情報提供





[illegible]

-147-

# お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に  
**諸元測定した車両については、写真撮影を**  
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

○軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和 48 年 9 月 26 日  
協会規程第 16 号

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日協会規程第 31 号

## 2-21-1 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車（型式指定自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書（交付を受けているものに限る。）に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。）の画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する

## 2-21-2 改造部位等の画像の取得

（1）2-21-1 により取得した自動車の外観画像又は通知書の外観図等では改造部位等が不明な場合若しくは画像取得が困難な場合には、画像取得装置以外の汎用のデジタルカメラ（以下「デジタルカメラ」という。）により、当該自動車の当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。

（2）新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えているもの（指定自動車等であって審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がないものを除く。）は、デジタルカメラにより、当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。



## 《軽自動車/車両番号標の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標（ナンバープレート）の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあつては、軽自動車の車両番号標（ナンバープレート）を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、  
 現車の車台番号  
 自動車検査証の車台番号  
 車両番号

が同一であるかを確認して下さい。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# お知らせ

## 申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※ 手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会ＨＰよりアクセスできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.keikenkyo-faq.jp/>



### 手続きナビ

名義変更、住所変更、廃車、継続検査（車検）などのお手続きに必要な書類についてご案内いたします。

> 手続きナビはこちら



### お知らせ

三一路

▶ 2018.04.27

【重要なお知らせ】エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置が講じられます

▶ 2018.02.26

【情報】手続きナビ | よくあるご質問 (FAQ) を開設しました

▶ 2018.02.26

【情報】本サイトの使い方について



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# お願い～OCRの記載について～

平成29年4月から保安基準適合証の電子化が開始されたことに伴い、**関連するOCRシート**に証明書指示欄及び□チェックの欄が追加されました。

平成29年4月からは、これまでどおり保安基準適合証の電子化を利用せずに**新規検査**、**継続検査**、**予備検査（保安基準適合証のみ）**、の申請を行う場合には、**証明書指示欄に以下に該当する番号を記載すること**となり、**電子化を利用する場合にはチェックの欄□にレが必要**となります。

つきましては、自動車検査証の交付等を円滑に行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

## ＜電子保適証を利用しない場合＞

保安基準適合証の**電子化を利用せずに**、これまでと同様に申請される場合には、**証明書指示欄に「1」を記載**してください。

94 証明書指示

1

- 1 保・自提出
- 2 保適証提出
- 3 自賠償提出

## ＜電子保適証を利用する場合＞

保安基準適合証を電磁的に提供した場合は下欄の□に**チェック（レ）が必要**です。

94 証明書指示

□

記入しない

以下の書面に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合はチェックして下さい。  
☐ 保安基準適合証

※ご不明な点は、窓口職員にお問い合わせください。



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

# 持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、認証番号の記入は必須です。

## 対象手続き

- ・新規検査（中古に限る）・予備検査（中古に限る）・継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

### 新規検査・予備検査（軽第1号様式）

運輸支局コード

認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記入してください。

(注2) 指定工場の方が持込検査を受検した場合は指定番号でなく、認証番号を記入してください。

整備工場コード

### 継続検査（軽専用第2号様式）

継続検査申請書

整備工場コード

※指定工場で車検を実施した場合は、従来のとおり「指定番号」での記入になります。



# 2019年（令和元年） 5月7日から 軽自動車OSSを 継続検査 開始しました。

検査手数料・  
自動車重量税の  
電子納付

電子申請

OSSの前提条件

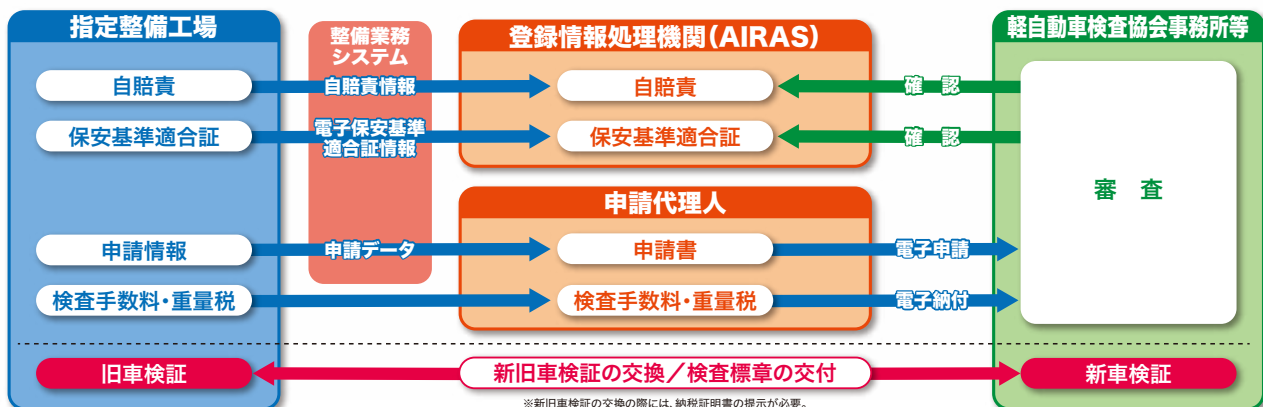
保安基準  
適合証情報

自賠責情報



軽自動車保有関係手続の

## ワンストップサービス



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お問い合わせ先 軽自動車OSS専用ダイヤル 電話:050-3364-0800  
軽自動車OSSポータルサイト: <https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp>



軽自動車を保有するためには、各種申請（検査申請、地方税申告等）と手数料・税の納付（検査手数料、自動車重量税、自動車取得税）が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）」です。なお、現時点では、地方税の申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

## 軽自動車OSS（継続検査）利用のメリット

### 1. 申請手続

- 紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、**訂正が圧倒的に容易**。
- 申請書類**（申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書）の**提出・提示が不要**。

### 2. 保安基準適合証等の電子化（添付書類の作成）

- 手書きに比べ、保安基準適合証（保適証）等の**作成に要する時間が圧倒的に短縮**（紙と比較して**1/3程度** ※「継続検査OSS導入の手引き（国土交通省）」より）。
- 保適証管理簿の電子化により、**管理簿が自動で作成**。

### 3. 検査手数料・自動車重量税の納付

- 電子納付のため、自動車重量税の**印紙の購入・貼付（貼り直し）が不要**。
- 印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、**盗難・紛失のリスクを回避**。

### 4. 事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

- 申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。
- 窓口での**待ち時間が短縮**（審査に要する待ち時間がない）。



## 来所される皆様へのお願い

### 構内徐行運転にご協力ください

平成31年4月26日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車につきましても、思わぬ事故の原因となりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。



**軽自動車検査協会**

Light Motor Vehicle Inspection Organization

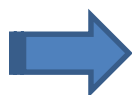


## 申請者の皆様へ

# ご協力をお願い

皆様の書類を確実にお預かりするため、窓口申請書類をご提出される際は下記の3点にご協力をお願いします。

1. 申請書類を備え付けのクリアファイルに入れてください。



2. 備え付けのチェックシートに番号札の番号及び申請件数を記入しクリアファイルに入れて窓口にお出してください。

※2件以上の申請書類を窓口提出される場合には、ご記入願います。

番号札 番

申請件数チェックシート

|         |   |        |   |
|---------|---|--------|---|
| 新車新規検査  | 件 | 中古新規検査 | 件 |
| 予備検査    | 件 | 予備検査換  | 件 |
| 構造等変更検査 | 件 | 継続検査   | 件 |



3. 番号札を持ってお待ちください。(番号札の番号でお呼びします。)

お問い合わせは軽自動車検査協会までお願いします



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

# 次回自動車重量税額照会サービスへのアクセス方法

## 検査協会HPトップ

※令和2年2月3日9時HP公開

地方版図柄入りナンバープレート

詳細はこちら

どのような手続きまでお困りですか？

重要なお知らせ

2019年12月10日  
年末年始の業務のご案内

2019年11月13日  
自動車検査証の有効期限の再延長について～期間の延長及び対象地域の追加～

2019年10月15日  
自動車検査証の有効期限を延長します～令和元年台座第19号による変更を受けて～

2019年10月01日

### 車検の予約

インターネット（検査予約システム）で、軽自動車の検査の予約・確認・取消ができます。

次回自動車重量税額照会サービス

「庫台番号」・「検査予定日」を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会ができます。

## 検査予約システムトップページ

※令和2年2月3日9時公開

軽自動車検査予約システム

ログイン

アカウント登録

利用規約

お問い合わせ

よくあるご質問

ログイン

9時から21時まで利用できます。  
(土日祝も利用可。)

次回自動車重量税額照会サービス

初めの方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 フライバーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。  
「庫台番号」・「検査予定日」を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ

2021/04/01 令和3年度税制改正対応のお知らせ  
【重要】 2021/03/19 3月28日（日）メンテナンス作業のお知らせ  
【重要】 2020/07/27 8月15日（土）メンテナンス作業のお知らせ  
2020/02/03 次回自動車重量税額照会サービス開始について

お知らせ一覧へ >

■次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。  
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

登録車及び小型二輪車の「次回重量税額照会サービス」はこちら  
<https://www.nextmvt.mlit.go.jp>

照会画面へ

# 次回自動車重量税額照会サービスへの利用方法

トップ画面

次回自動車重量税額照会サービス

初めの方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー

お知らせ

2021/04/01 令和3年度税額改正決定の通知

【重要】 2021/03/19 3月28日（日）メンテナンス作業のため、本サービスは2021/03/19 15:00～2021/03/20 09:00の間、利用できません。ご了承ください。

【重要】 2020/07/27 8月15日（土）メンテナンス作業のため、本サービスは2020/07/27 15:00～2020/07/28 09:00の間、利用できません。ご了承ください。

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。  
（ご利用可能時間 9:00～21:00）  
<https://www.nextmet.milk.jp.jp>

軽自動車及び小型二輪車の「次回重量税額照会サービス」はこちら  
<https://www.nextmet.milk.jp.jp>

照会画面へ

照会結果画面

次回自動車重量税額照会サービス

初めの方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ

自動車重量税額 (円)

5,000

戻る

①照会画面をクリック

②車台番号、検査予定日  
を入力。  
※車台番号、検査予定日  
の入力は必須となります。

③照会をクリック

④入力された、車台番号  
と検査予定日をもとに、  
照会結果が表示されま  
す。

-158-



## 1. 景品表示法の概要について（消費者庁パンフレット「事例でわかる景品表示法」抜粋）

# 景品表示法は、 良い商品・サービスを 安心して選べる環境を守ります。

消費者なら、誰もがより良い商品・サービスを求めます。ところが、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、過大な景品類の提供が行われたりすると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。

このような不当表示や不当景品から一般消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）」です。景品表示法は、商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限することなどにより、消費者のみなさんがより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。



## 景品表示法の概要

### 景品表示法の目的

一般消費者の利益の保護

#### 消費者庁ほか

#### 不当な顧客誘引の禁止 (P3～14)

##### 不当表示の禁止

(P3～12)

- 優良誤認表示の禁止 (P5)
- 有利誤認表示の禁止 (P9)
- その他 誤認されるおそれがある表示の禁止 (P11)

##### 景品類の制限及び禁止

(P13～14)

- 一般懸賞による景品類の提供制限 (最高額・総額)
- 共同懸賞による景品類の提供制限 (最高額・総額)
- 総付景品の提供制限 (最高額)

#### 事業者

#### 事業者が講ずべき景品類の提供 及び表示の管理上の措置 (P15～18)

- 景品表示法の考え方の周知・啓発
- 法令遵守の方針等の明確化
- 表示等に関する情報の確認
- 表示等に関する情報の共有
- 表示等を管理するための担当者等(表示等管理担当者)を定めること
- 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

#### 事業者・事業者団体

#### 公正競争規約 (P19～20)

自主的かつ合理的に、  
良い商品・サービスを選べます。

# 不当表示の禁止

## 景品表示法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。



品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品・サービスの品質や価格について実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法では、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示（不当表示）を禁止しています。

景品表示法に違反する不当表示については、事業者側に故意・過失がなかったとしても、景品表示法に基づく措置命令が行われることとなります。

不当表示には大きく分けて  
3つの種類があります。

### 優良誤認表示 P5

商品・サービスの品質、規格、  
その他の内容についての不当表示

### 有利誤認表示 P9

商品・サービスの価格、その他の  
取引条件についての不当表示

### その他 誤認される おそれのある表示 P11

一般消費者に誤認されるおそれがあると  
して内閣総理大臣が指定する不当表示

- 無果汁の清涼飲料水等
- 商品の原産国
- 消費者信用の融資費用
- 不動産のおとり広告
- おとり広告
- 有料老人ホーム

平成25年秋以降、ホテルが提供する料理等のメニュー表示に関して、表示と異なる食材が使用されていた事実が次々と明らかとなり、消費者の安全・安心が揺るがされる事態（いわゆる食品表示等問題）が発生しました。

この問題を受けて、消費者庁では、違反事業者に対して措置命令を行ったほか、メニュー表示等に係る景品表示法上の考え方（※）を公表しました。また、平成26年には2度にわたって景品表示法の改正が行われました。1度目の法改正では、事業者が講ずべき必要な措置（15ページ～）が定められたほか、都道府県知事に措置命令権限等が付与され、さらに事業所管大臣等に調査権限を委任することができるようになったことによって行政の監視指導態勢の強化（21ページ）が図られました。また、2度目の法改正を受けて、景品表示法に課徴金制度（22ページ）が導入されました。

（※）詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」（平成26年3月28日 消費者庁）をご覧ください。

[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums\\_5.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_5.pdf)

## 表示とは？

顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。



### 表示の例



チラシ・パンフレット、カタログ



容器、パッケージ、ラベル



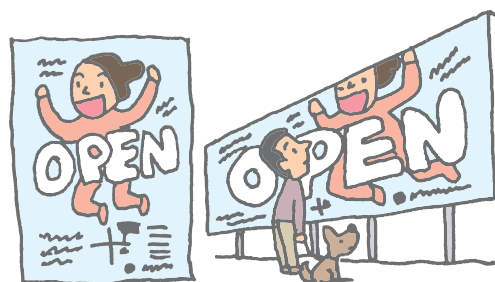
ダイレクトメール、ファクシミリ広告



ディスプレイ(陳列)、実演広告



新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM



ポスター、看板



セールストーク(訪問・電話)



インターネット上の広告、メール



# 「優良誤認表示」とは？ .....

## 優良誤認表示の概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

| 品 質                                                      | 規 格                                                            | その他の内容                                                         |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。 | 国、公的機関、民間団体などが定めた一定の要件を満たすことで自動的に又は認証などを経て表示することができる等級などをいいます。 | 商品・サービスの品質や規格に間接的に影響を及ぼすものも含まれ、例えば、原産地、製造方法、受賞の有無、有効期限などをいいます。 |

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示に当たります。

また、優良誤認表示に当たるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます。

簡単にいうと、  
「これはとっても良い  
品質(規格、内容)だ!」と  
消費者に思わせておいて、  
実際にはそうではない  
表示のことです!

### 合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者を求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

詳しくは7～8ページの『「不実証広告規制」とは?』をご覧ください。

品質、規格、その他の内容について  
著しく優良であると誤認される表示です。

## 食品

## 牛肉のブランド

実際には、国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのように表示。



## 自動車

## 中古自動車の走行距離

実際には、10万km走行した中古車であるにもかかわらず、あたかも「走行距離3万km」であるかのように表示。



## 予備校

## 予備校の合格実績広告

実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示。



## LED電球

## LED電球の明るさ

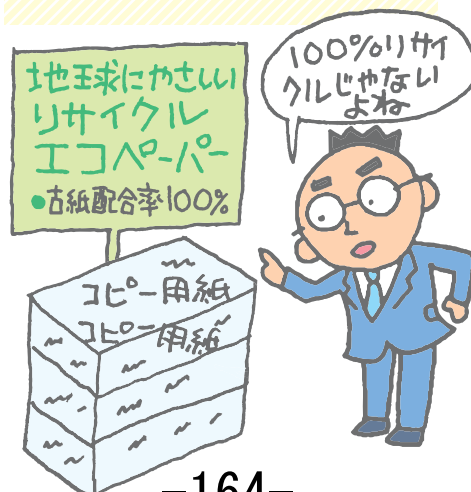
実際には、全光束（光源が全ての方向に放出する光束の総和）が日本工業規格に定められた白熱電球60ワット形の全光束を大きく下回っているにもかかわらず、あたかも「白熱電球60ワット相当」の明るさであるかのように表示。



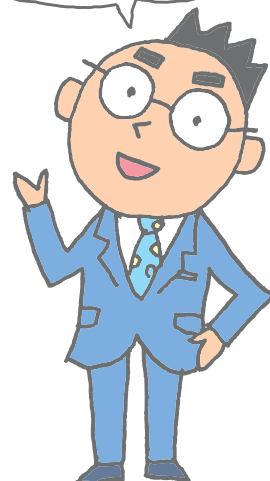
## コピー用紙

## コピー用紙の古紙配合率

実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙パルプの割合（古紙配合率）が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示。



品質などを積極的に  
アピールするためには、  
表示と適切に対応する  
根拠が必要です



# 「不実証広告規制」とは？ .....

## 合理的な根拠がない効果・性能の表示は優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は、商品・サービスの効果や性能に優良誤認表示の疑いがある場合、その事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。当該資料が提出されない場合、当該表示は不当表示とみなされます。

### 資料の提出期限

消費者庁長官が資料の提出を求める文書を交付した日から15日を経過するまでの期間(正当な事由※があると認められる場合を除きます。)

※個別の事案ごとに判断されますが、新たな又は追加的な試験・調査を実施する必要があるなどの理由は正当な事由とは認められません。

### 「合理的な根拠」の判断基準

#### (1) 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

客観的に実証された内容のものとは、次のいずれかに該当するものをいいます。

##### ア: 試験・調査によって得られた結果

###### 試験・調査の方法:

関連する学界又は産業界において一般的に認められた方法又は関連分野の専門家多数が認める方法により実施する必要があります。学界又は産業界において一般的に認められた方法又は関連分野の専門家多数が認める方法が存在しない場合は、社会通念上及び経験則上妥当と認められる方法で実施する必要があります。

(注) 上記の方法で実施されている限り、事業者自身や当該事業者の関係機関が行った試験・調査であっても、表示の裏付けとなる根拠として提出することが可能です。

なお、消費者の体験談やモニターの意見等を根拠として提出する場合には、統計的に客観性が十分に確保されている必要があります。

##### イ: 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献

###### 見解・学術文献の基準:

専門家等が客観的に評価した見解又は学術文献で、当該専門分野で一般的に認められているものが求められます。

#### (2) 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

提出資料がそれ自体として客観的に実証された内容のものであることに加え、表示された効果、性能が提出資料によって実証された内容と適切に対応していなければなりません。

## 食品 ダイエット食品の痩身効果

あたかも、食事制限をすることなく痩せられるかのように表示していたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料はなかった。



## 空間除菌グッズ 生活空間におけるウィルス除去等の効果

あたかも、商品を使用するだけで、商品に含まれる化学物質の効果により、身の回りのウィルスを除去するなど、周辺の空間を除菌等するかのように表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料はなかった。

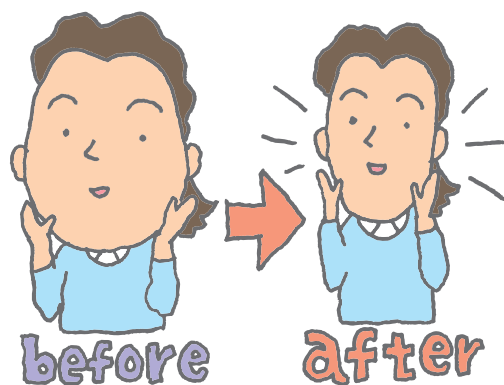


# 消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るための規制です。

小顔  
矯正

## 施術による即効性かつ持続性のある小顔効果

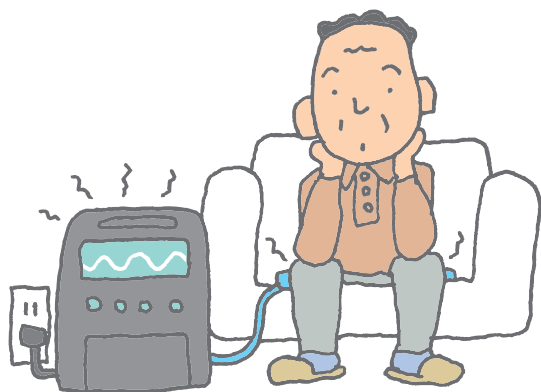
あたかも、施術を受けることで、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのように表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料はなかった。



家庭用  
医療機器

## 高血圧等の緩解又は治癒の効果

あたかも、機器を継続して使用することで、頭痛等が緩解するだけでなく治癒するかのように、また、高血圧等の特定の疾病若しくは症状も緩解又は治癒するかのように表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料はなかった。



### Q なぜ、あらかじめ合理的な根拠を有している必要があるの?

**A** 一般消費者への情報提供や説明責任を果たす観点から、事業者は、効果・性能の優良性を示す表示を行う場合、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料をあらかじめ有した上で表示を行うべきであり、そのような資料を有しないまま表示をして販売を行ってはならないと考えられます。

これは、事業者が一般消費者向けに販売する商品について、効果・性能の優良性を示す表示を行う場合、表示に沿った効果・性能がないかもしれないことによる不利益は一般消費者ではなく、商品やサービスに関する情報へのアクセスが容易であり、知識・判断力等において優る事業者が負担すべきと考えられるからです。

景品表示法に基づく不实証広告規制は、上記のような考え方に基づいて設けられた仕組みといえます。

詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当景品類及び不当表示防止法施行規則」（平成28年2月5日内閣府令第6号）や「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針—不实証広告規制に関する指針—」（平成15年10月28日 公正取引委員会）をご覧ください。

[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_2.pdf)

[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_34.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_34.pdf)



# 「有利誤認表示」とは？ .....

## 価格を著しく安く みせかけるなど取引条件を 著しく有利にみせかける 表示は、有利誤認表示に 当たります。

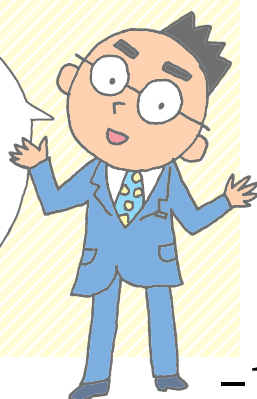
景品表示法では、商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を有利誤認表示として禁止しています。

景品表示法では、有利誤認表示の一つとして不当な二重価格表示を禁止しています。

事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」といいます。）を併記して表示することを二重価格表示といいます。二重価格表示は、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択に資する面がありますが、比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合には、有利誤認表示に該当するおそれがあります。

詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日 公正取引委員会）をご覧ください。  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_35.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf)

簡単にいうと、  
「これはとってもお得だ!」と  
消費者に思わせておいて、  
実際にはそうではない  
表示のことです!



## 通信 携帯電話通信の料金

実際には、自社に不利となる他社の割引サービスを除外した料金比較であるにもかかわらず、あたかも「自社が最も安い」かのように表示。



## 食品 商品の内容量

実際には、他社と同程度の内容量しかないにもかかわらず、あたかも「他社商品の2倍の内容量」であるかのように表示。



## 家庭用 電化製品 家電量販店の販売価格

家電量販店の店頭価格について、競合店の平均価格から値引きすると表示しながら、その平均価格を実際の平均価格よりも高い価格に設定し、そこから値引きしていた。



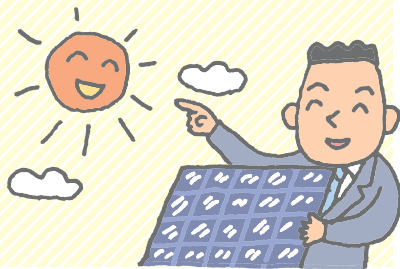
# 価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示です

※取引条件：数量、アフターサービス、保証期間、支払い条件など

住宅用  
太陽光発電  
システム

## 太陽光発電の余剰電力買取制度を利用した余剰電力の売却益

実際には、電力会社による電力の買取価格は、電力会社に余剰電力の買取の申込みを行う時期によって異なり、また、発電電力量も、季節や天候等の条件によって変動するにもかかわらず、あたかも「月々〇〇円」の売却益を毎月安定的に得られるかのように表示。



歯列  
矯正

## サービスの利用に必要な追加費用

実際には、別途、矯正装置の費用が必要であるにもかかわらず、あたかも、初診料や検査診断料などとして記載された「〇〇円」だけを支払えば歯列矯正のサービスを利用できるかのように表示。



一般消費者に  
取引条件について  
誤認される表示を  
禁止しています



## Q 不当な二重価格表示における「最近相当期間にわたって販売された価格」とは？

**A** 「当店通常価格」や「セール前価格」といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。

「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（価格表示ガイドライン）では、「最近相当期間にわたって販売された価格」について、

①「相当期間」については、必ずしも連続した期間に限定されるものではなく、断続的にセールが実施される場合であれば、比較対照価格で販売されていた期間を全体としてみて評価する

②「販売されていた」とは、事業者が通常の販売活動において当該商品を販売していたことをいい、実際に消費者に購入された実績のあることまでは必要ではない。他方、形式的に一定の期間にわたって販売されていたとしても、通常の販売場所とは異なる場所に陳列してあるなど販売形態が通常と異なっている場合や、単に比較対照価格とするための実績作りとして一時的に当該価格で販売していたとみられるような場合には、「販売されていた」とはみられない

としています。

ある比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」に当たるか否かは、当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となっている商品の一般的価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事案ごとに検討されることになりますが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セール開始時点から遡る8週間について検討されますが、当該商品が販売されていた期間が8週間未満の場合には、当該期間について検討されます。）において、当該価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占めているときには、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とみてよいとされています。ただし、上記の要件を満たす場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえないとされています。

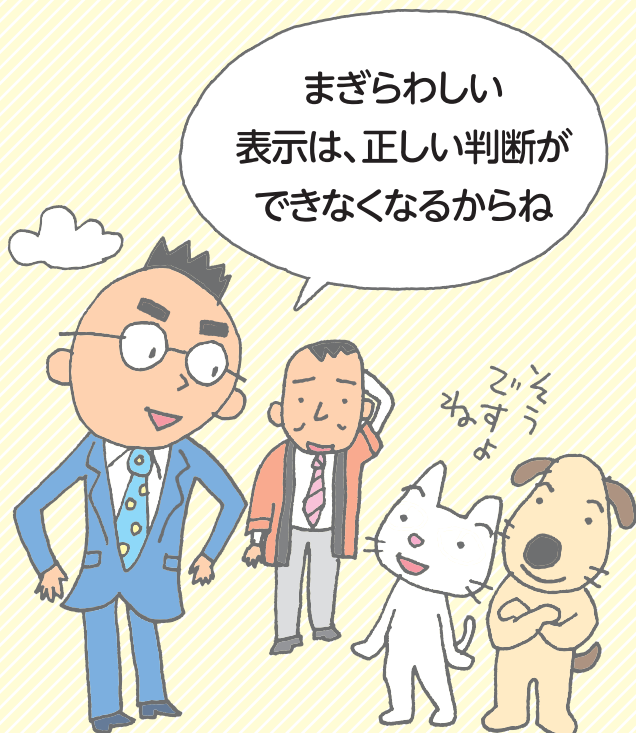
# その他 誤認されるおそれのある表示

## 景品表示法に基づいて、 6つの告示が 定められています。

景品表示法上、事業者は、優良誤認表示及び有利誤認表示以外にも、自己の供給する商品又はサービスの取引について、商品又はサービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示を行ってはならないとされています。

これは、優良誤認表示や有利誤認表示だけでは、複雑な経済社会において、一般消費者の自主的かつ合理的な商品又はサービスの選択を妨げる表示に十分に対応することできない場合があると考えられるためです。

景品表示法では、同法の運用機関である消費者庁の主任の大臣たる内閣総理大臣に、不当表示を指定する権限が付与されています。



### 1

## 無果汁の清涼飲料水等についての表示

(昭和48年3月20日公正取引委員会告示第4号)



無果汁・無果肉若しくは果汁又は果肉の量が5%未満の清涼飲料水、乳飲料、アイスクリームなどについて、「無果汁・無果肉」であること又は果汁若しくは果肉の割合(%)を明瞭に記載しない場合、以下の表示は不当表示となります。

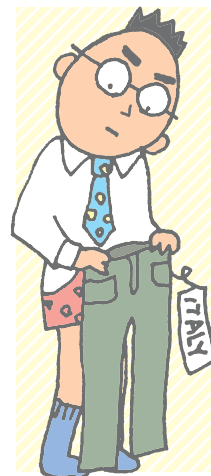
- 果実名を用いた商品名、説明文等の表示
- 果実の絵、写真、図案の表示
- 果汁・果肉と似た色、香り、味(=表示)



### 2

## 商品の原産国に関する不当な表示

(昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号)



一般消費者が原産国を判別することが困難な場合、以下の表示は不当表示となります。

- 原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- 原産国以外の国の事業者名、デザイナー名、商標などの表示
- 国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- 外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示





## とは？

優良誤認表示及び有利誤認表示のほか、一般消費者に誤認されるおそれがある表示を特に指定して、禁止しています。

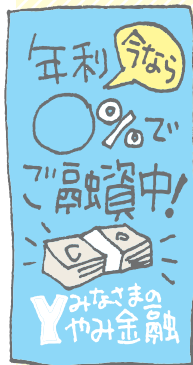
3

### 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

(昭和55年4月12日公正取引委員会告示第13号)

消費者信用の融資費用について、実質年率が明瞭に記載されていない場合、以下の表示は不当表示となります。

- アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 日歩、月利等年建て以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 融資費用の額の表示
- 返済事例による融資費用の表示
- 融資費用の一部についての年建てによる率の表示



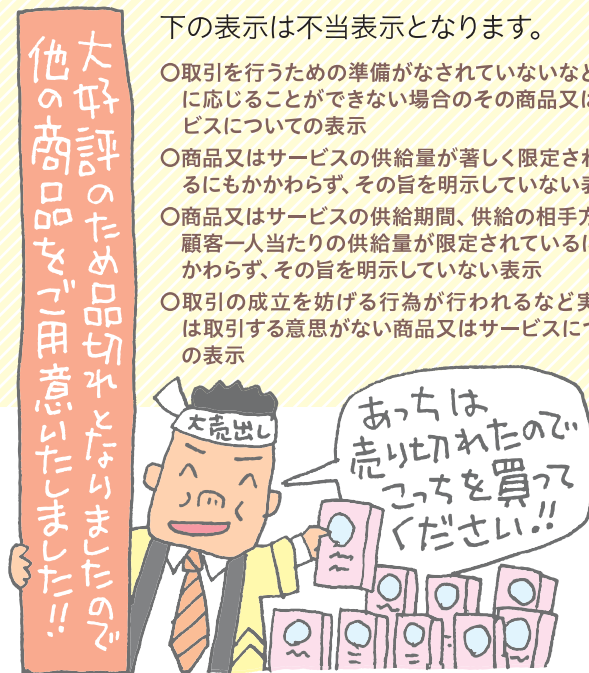
5

### おとり広告に関する表示

(平成5年4月28日公正取引委員会告示第17号)

一般消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- 取引を行うための準備がなされていないなど取引に応じることができない場合のその商品又はサービスについての表示
- 商品又はサービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- 商品又はサービスの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- 取引の成立を妨げる行為が行われるなど実際には取引する意思がない商品又はサービスについての表示



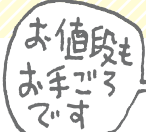
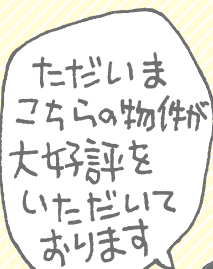
4

### 不動産のおとり広告に関する表示

(昭和55年4月12日公正取引委員会告示第14号)

不動産の取引において、消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- 実在しないため、取引できない不動産についての表示 (例…実在しない住所・地番を掲載した物件)
- 実在するが、取引の対象となり得ない不動産についての表示 (例…売却済みの物件)
- 実在するが、取引する意思がない不動産についての表示 (例…希望者に他の物件を勧めるなど当該物件の取引に応じない場合)



6

### 有料老人ホームに関する不当な表示

(平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号)

有料老人ホームの施設・設備、サービスについての以下のような表示は、不当表示となります。

- 入居後の居室の住み替えに関する条件等が明瞭に記載されていない表示
- 介護サービスを提供するのが有料老人ホームではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていない表示
- 夜間における最小の介護職員や看護師の数など、介護職員等の数が明瞭に記載されていない表示 など

